

第8期鳴門市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画
【素案】

令和3年2月
鳴門市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の性格と位置づけ・期間	2
3	計画策定に向けた取り組み及び体制	4
4	計画の推進及び進捗管理	6
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	7
1	高齢者の人口・世帯の状況	7
2	介護保険の状況	10
3	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み状況 (第 7 期計画の主な実績)	14
4	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果	23
5	在宅介護実態調査の結果	36
6	関係団体等意見交換会の結果	41
第 3 章	計画の基本的な考え方	42
1	本市の目指す 2025 年・2040 年の高齢社会像	42
2	計画の基本理念	43
3	計画実現に向けた基本目標と視点	44
4	施策体系	49
5	考慮すべき前提条件	50
6	日常生活圏域の設定	51
第 4 章	具体的な取り組み事項	53
1	いつまでも健康でいきいきと暮らしていける	53
2	地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける	63
3	住み慣れた地域で安心して暮らしていける	66
4	誰もが尊厳をもってともに暮らしていける	78
5	安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進	86
6	社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける	90
7	介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み	93
8	第 8 期計画期間中の主要目標（成果指標・活動指標）	98

第5章 介護保険事業費等の算定	100
1 介護サービスの充実・整備	100
2 介護保険事業等のサービス量の推計	101
3 第1号被保険者の保険料の算定	109
資料編	115

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の高齢者人口は近年一貫して増加を続けており、令和2年版の高齢社会白書では、令和元（2019）年10月1日現在の高齢化率は28.4%となっています。鳴門市でも、平成27（2015）年に団塊の世代が65歳を迎えて以降、高齢者人口は年々増加し、特に75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれています。

高齢化の急速な進展に伴い、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした背景の中、国においては、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的とした「高齢社会対策大綱」が、平成30（2018）年2月16日に閣議決定されました。

この大綱に基づき、国においては、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会である「地域共生社会」の実現に向け取り組むこととしています。

こうした中で、今回の介護保険制度改正では、重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つがあげられています。

本計画は、これらの制度改正状況等を踏まえ、介護保険制度の基本的理念に立脚しつつ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた、市民や医療・介護事業者、関係団体等が共有できる共通の目標を定め、その具体的に取り組むべき施策を定めるため、策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ・期間

(1) 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」に該当するものであり、65歳以上の全ての高齢者を対象とした健康づくりや生きがいつくり、日常生活支援や福祉水準の向上等、高齢者保健福祉施策全般を範囲とする計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当するもので、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスの利用見込みや必要な施設整備、介護予防事業等の実施内容や保険料等を定める計画です。

総合的な高齢者福祉施策の展開を図るため、一体的なものとして策定しています。

※老人福祉法 抜粋

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

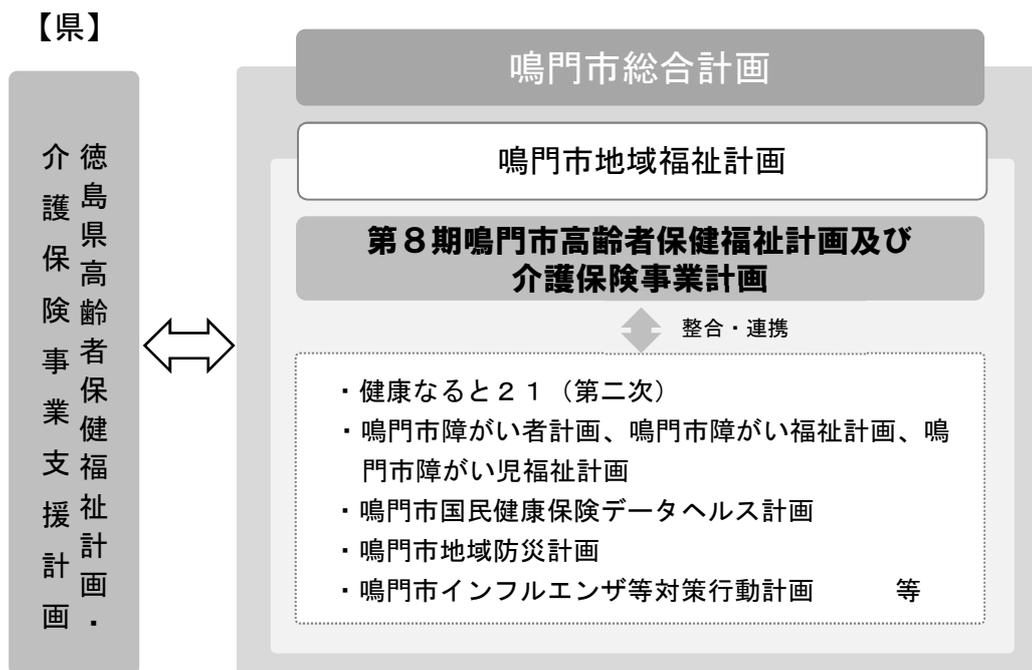
※介護保険法 抜粋

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「鳴門市総合計画」及び福祉分野の理念計画としての位置づけをもつ「鳴門市地域福祉計画」の実現に向けて高齢者福祉に関する個別計画の役割を担うとともに、市の関連計画や国の施策、徳島県が策定する「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」のほか、関連する施策・計画との整合性を踏まえ、庁内の関係部局と連携を図りながら、策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第7期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画			第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画			第9期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画			
2040年までの長期的な見通し									

3 計画策定に向けた取り組み及び体制

(1) 計画策定委員会の設置

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業は、幅広い関係者の参画による本市の特性に応じた事業展開が求められることから、保健・医療・福祉の各関係者や学識経験者、市民団体代表者、被保険者代表者等で構成される「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置し、計画策定に必要な審議を行いました。

①第1回策定委員会

開催日 令和2年7月30日（木）

- 検討内容
- ・計画策定に係る諮問
 - ・高齢者保健福祉の現状等について（国・鳴門市の現状、在宅介護実態調査結果、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果及び第7期計画の進捗状況）
 - ・計画策定に関連する制度改正等の状況について
 - ・計画策定スケジュールについて

②第2回策定委員会

開催日 令和2年10月1日（木）

- 検討内容
- ・各種団体との意見交換会・アンケート調査の結果について（関係団体・介護サービス事業所等との意見交換会結果、在宅生活改善調査結果、居所変更実態調査結果、介護人材実態調査結果）
 - ・給付費の状況等について
 - ・第8期計画論点整理について

③第3回策定委員会

開催日 令和2年12月24日（木）

- 検討内容
- ・第8期計画中間とりまとめについて
 - ・第8期計画における地域密着型サービスの整備について

④第4回策定委員会

開催日 令和3年2月4日（木）

- 検討内容
- ・第8期計画素案について

⑤第5回策定委員会（予定）

- 開催日 令和3年3月25日（木）
- 検討内容 ・パブリックコメント結果報告
・第8期計画案について
・計画策定に係る答申について

(2) アンケート調査の実施

高齢者の生活上のニーズ・課題や健康状態、地域における活動の状況等を把握し、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続に向けた介護サービスのあり方等を検討することを目的とした「在宅介護実態調査」等を行いました。

(3) 関係団体等意見交換会の実施

本計画の策定にあたり、市民・利用者・介護サービス事業所等のそれぞれの立場から見た高齢者の生活の現状や課題、今後の取り組みについて把握し、今後の施策推進への参考とするため、意見交換会を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、「鳴門市パブリックコメント手続実施要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

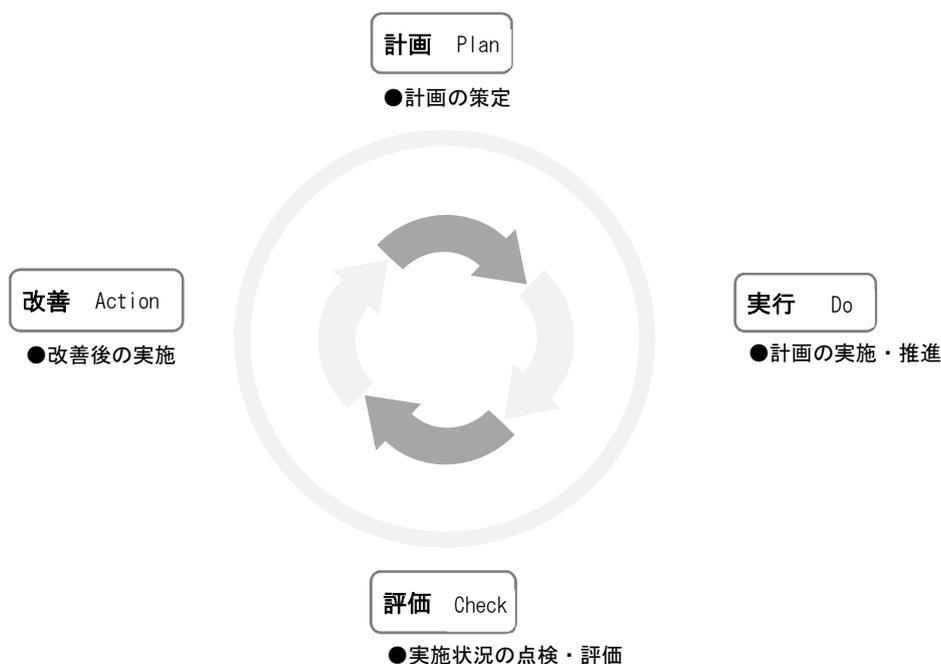
- 意見募集期間 令和3年2月18日（木）～3月19日（金）
- 意見の件数 ●●件

4 計画の推進及び進捗管理

(1) 計画の推進

本計画は、市民、地域、医療・保健・福祉の関係機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター、県等行政機関などと連携・協力して推進します。

また、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルを通じて、本計画の取り組みを効果的に進めていきます。



(2) 計画の進捗管理

本計画の取り組みなどの実施状況については、自己点検及び外部点検を実施し、目標と実績との差や進捗状況などを評価していきます。

また、本計画の取り組みの実施状況及び評価の結果については、市公式ウェブサイトにより、公表していきます。

高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の人口・世帯の状況

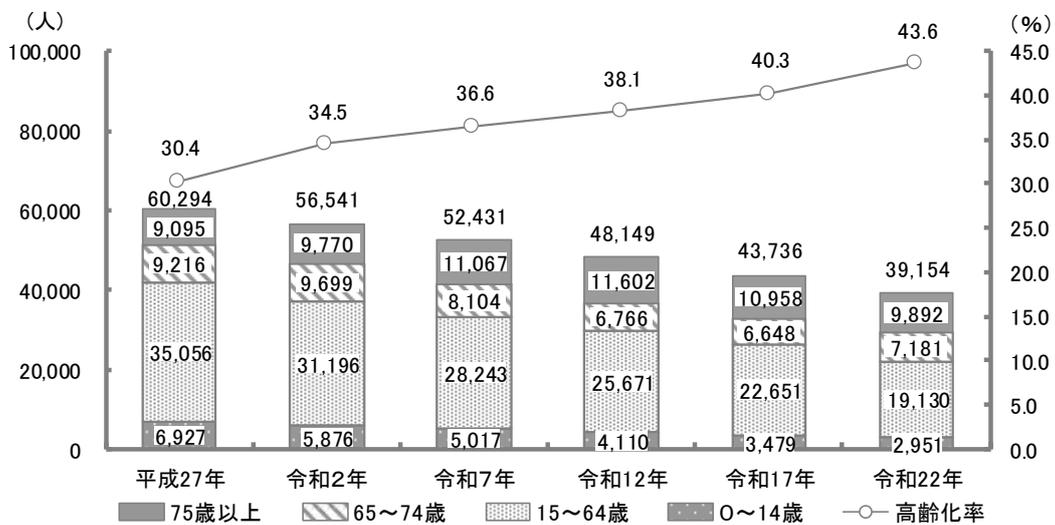
(1) 人口・高齢化率の推移・推計

本市の人口は令和2（2020）年に56,541人と、平成27（2015）年から約4,000人減少し、今後も減少が見込まれます。

高齢化率は、令和2（2020）年は34.5%と、平成27（2015）年から約4%増加し、今後も少子高齢化による増加が見込まれます。

高齢者人口は緩やかに減少していくことが見込まれますが、75歳以上の後期高齢者人口は当面、増加し続ける見込みです。

本市の年齢階層別人口と高齢化率の推移・推計

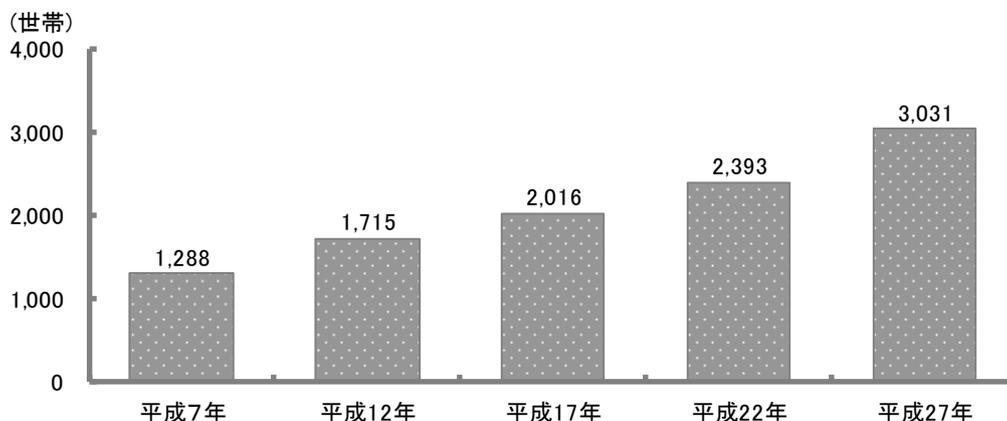


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
令和7年以降は市の推計値

(2) 高齢単身世帯数の推移

高齢単身世帯数の推移をみると、平成27（2015）年では3,031世帯で増加傾向となっています。

高齢単身世帯数の推移

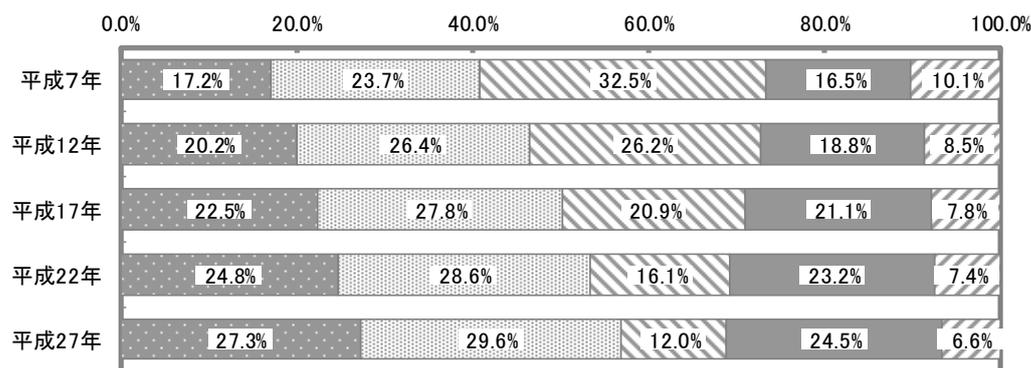


資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の構成の推移

高齢者世帯の構成の推移をみると、平成27（2015）年で「夫婦のみ」が29.6%と最も高く、次いで「単身世帯」が27.3%、「配偶者のいない子と同居」が24.5%となっています。

高齢者世帯の構成



単身世帯
 夫婦のみ
 子夫婦と同居
 配偶者のいない子と同居
 その他

単身世帯：単身世帯

夫婦のみ：夫婦のみの世帯

子夫婦と同居：夫婦と両親から成る世帯、夫婦とひとり親から成る世帯、
夫婦・子供と両親から成る世帯、夫婦・子供とひとり親から成る世帯

配偶者のいない子と同居：夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯

その他：上記以外の世帯

資料：国勢調査

(4) 高齢者の住居の状況

高齢者世帯における住居の状況は、9割近くが持ち家となっており、徳島県や全国と比べて持ち家の割合が高い傾向にあります。

高齢者世帯における住居の状況

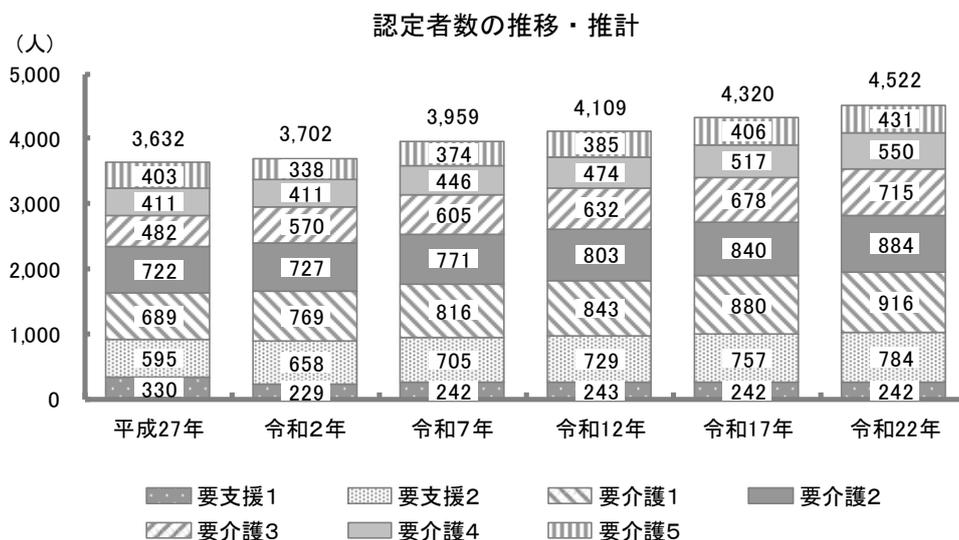
	平成 27 年度			
	鳴門市		徳島県	全国
	世帯数 (世帯)	比率	比率	比率
総世帯数	23,153	-	-	-
65 歳以上の高齢者のいる世帯	11,537	100.0%	100.0%	100.0%
持ち家	10,235	88.7%	87.3%	81.6%
公営・都市再生機構・公社の借家	379	3.3%	4.7%	6.5%
民営の借家・賃貸アパート	814	7.1%	7.1%	10.7%
給与住宅 (社宅等)	22	0.2%	0.1%	0.3%
間借り	47	0.4%	0.5%	0.5%
その他	40	0.3%	0.3%	0.4%

資料：国勢調査

2 介護保険の状況

(1) 認定者数の推移・推計

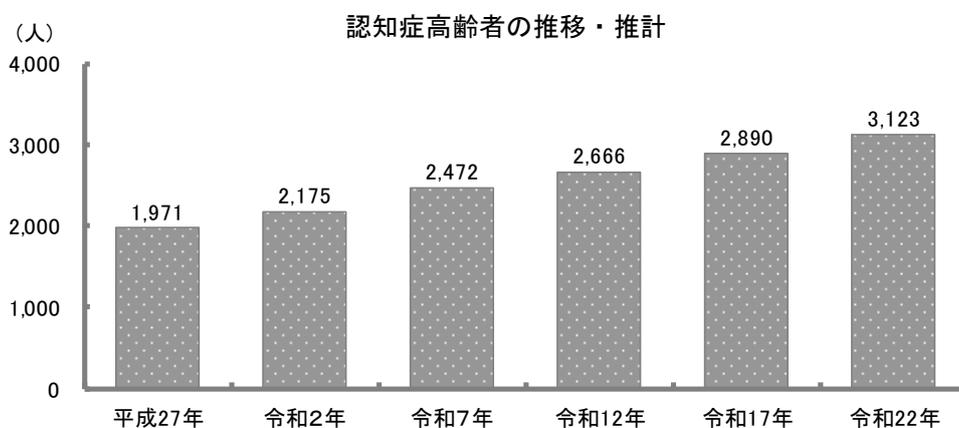
認定者数は令和2（2020）年に3,702人と、平成27（2015）年から70人増加し、今後も75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、増加が見込まれます。



資料：鳴門市（各年3月末現在）
令和7年以降は市の推計値

(2) 認知症高齢者の推移・推計

認知症高齢者は令和2（2020）年に2,175人と、平成27（2015）年から約200人増加し、今後も高齢者人口（特に75歳以上の後期高齢者人口）の増加に伴い、増加が見込まれます。

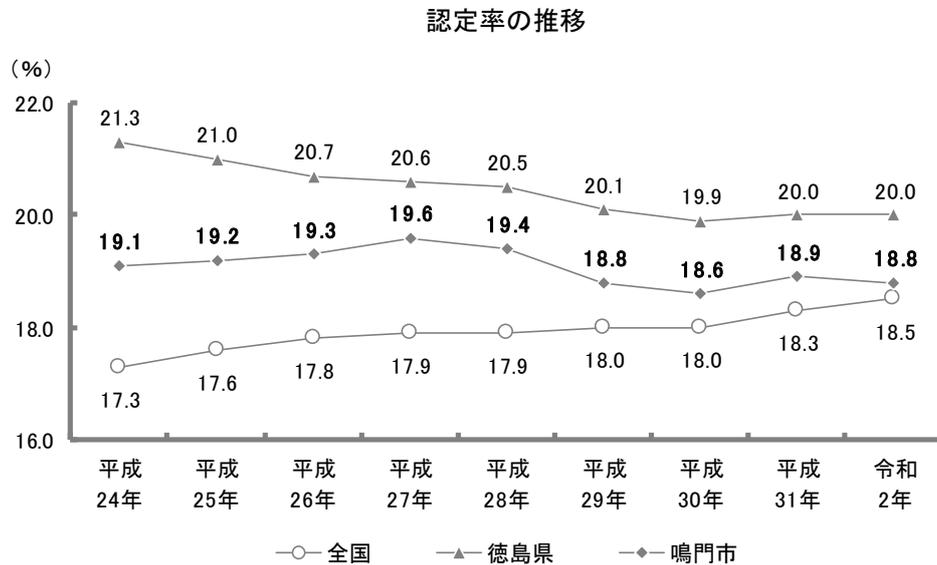


資料：鳴門市（各年3月末現在）
令和7年以降は市の推計値

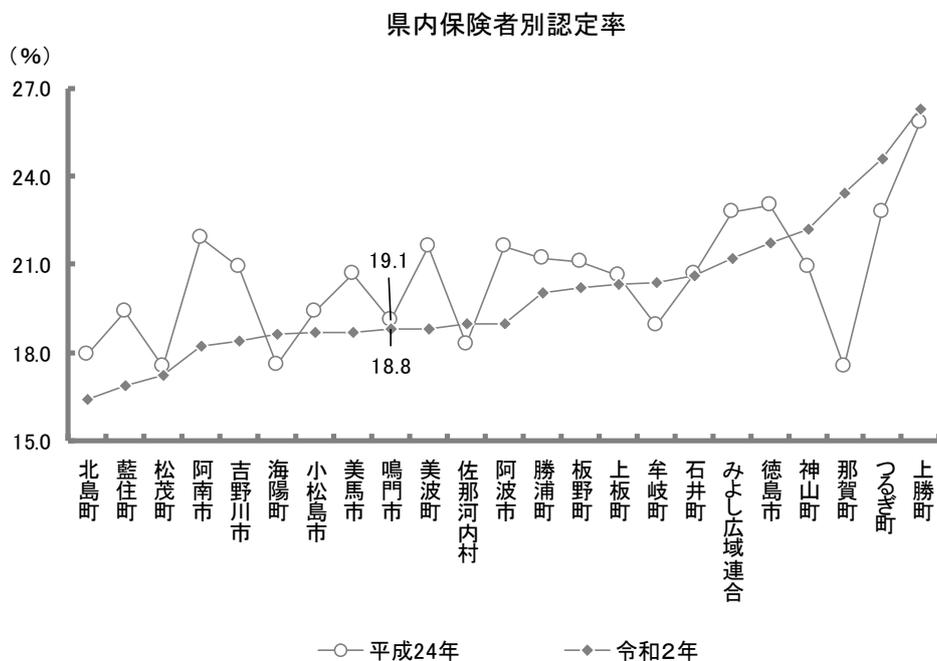
※ 認知症高齢者とは、介護認定時において、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られるような状態の高齢者

(3) 認定率の推移

認定率の推移をみると、令和2（2020）年で18.8%と横ばいで推移しています。また、全国より高く、徳島県より低い値となっています。



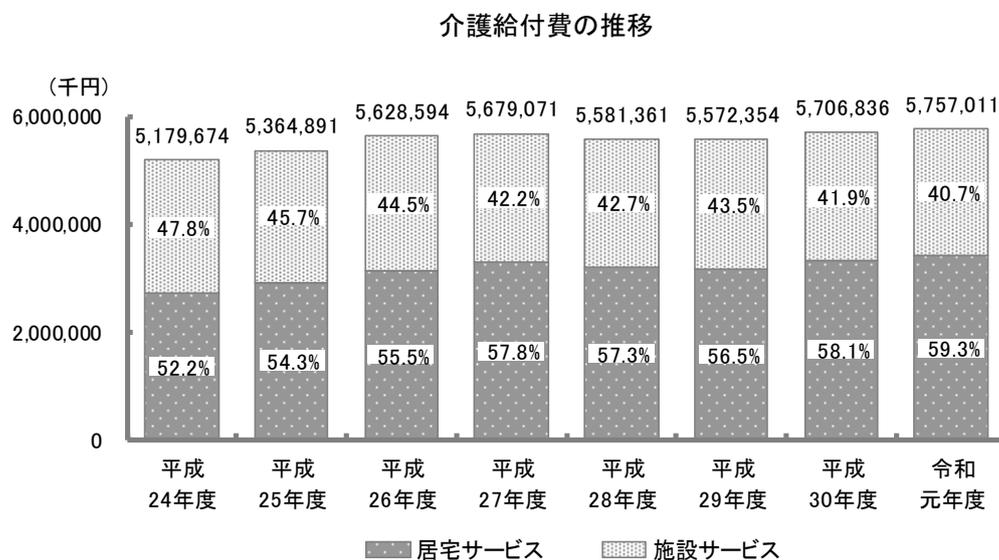
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

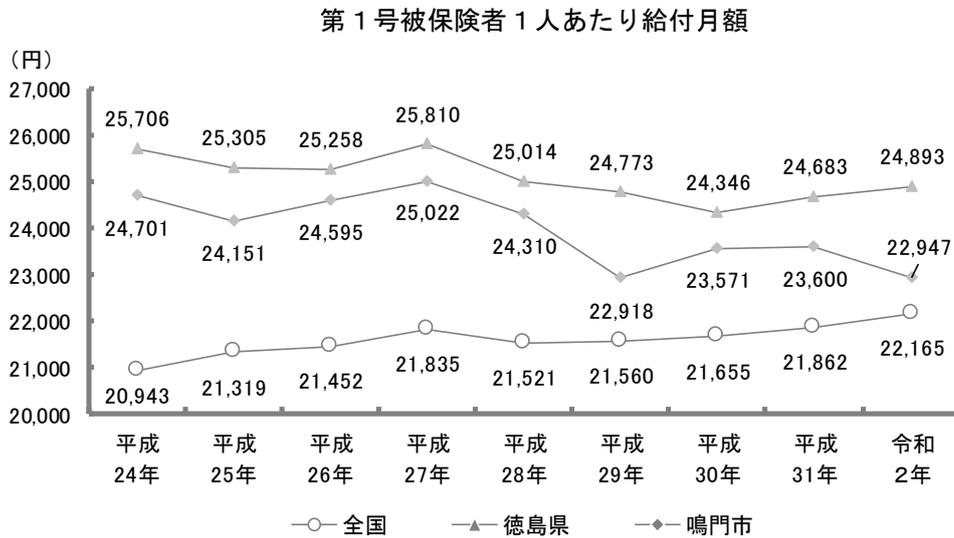
(4) 介護給付費の推移

介護給付費の推移をみると、令和元（2019）年度で約57億5,000万円と緩やかな増加傾向となっています。また、内訳をみると、居宅サービスは増加傾向となっており、施設サービスは減少傾向となっています。

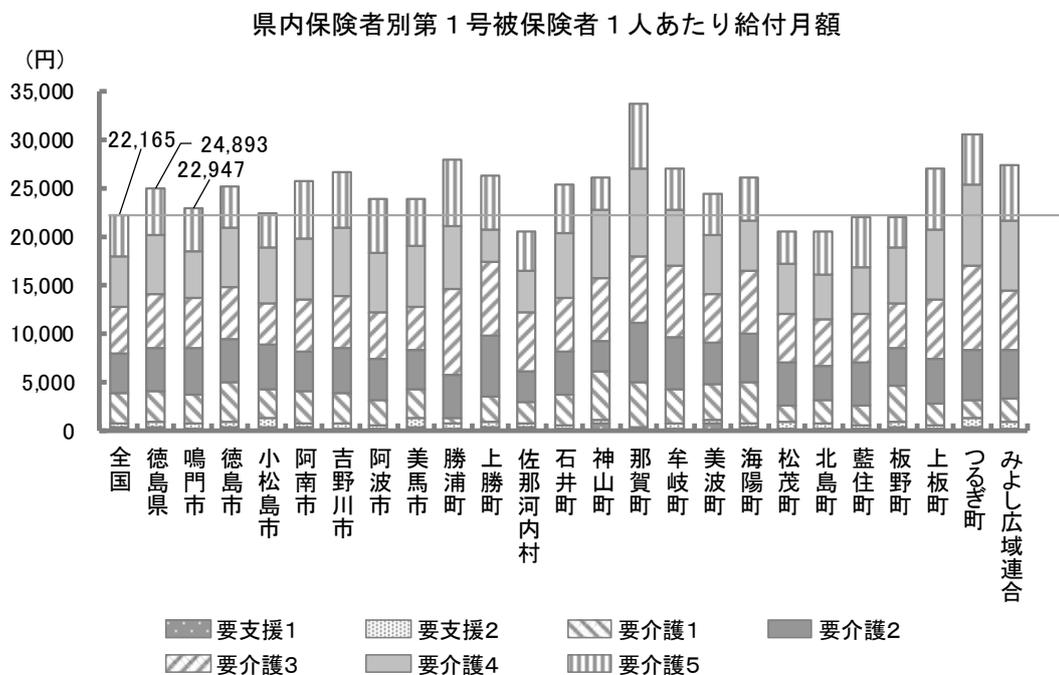


(5) 第1号被保険者1人あたり給付月額推移

第1号被保険者1人あたり給付月額の推移をみると、施設サービス費の減少などに伴い、減少傾向となっています。また、県より低く、全国より高くなっており、県内では23保険者中17番目の高さになっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム
(平成24年～平成31年は各年度3月末現在、令和2年度は見込値)



資料：地域包括ケア「見える化」システム
(令和2年1月末現在)

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み状況 (第7期計画の主な実績)

ここでは、第7期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた主な取り組み状況を整理しました。

(1) 基本方針1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける

①本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開

- 平成28(2016)年度から運営に対する支援を開始した住民主体の通いの場である「いきいきサロン」のさらなる開設に向け、テレビ広報等を活用した市民への周知や運営経費の助成を行いました。また、専門職との連携による「いきいき先生」の派遣メニューの充実、いきいきサロンの世話人同士の交流や意見交換を行う「おしゃべり会」、いきいきサロンの参加者が一堂に会する「いきいき百歳大交流大会」、運営に係る人材育成を図るための講座の開催など、包括的な支援を推進しています。
- 住民が主体的に介護予防に取り組める環境づくりやリハビリテーション専門職との連携による効果的な介護予防事業の展開を図るため、全てのいきいきサロンで実施している「いきいき百歳体操」に加え、「いきいき百歳体操 認知機能改善編」、「くっぼちゃんの健口体操」を順次導入しました。



令和元年度「第3回いきいき百歳大交流大会の」様子

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
いきいきサロン開設数	58箇所	65箇所	未達成
いきいきサロン参加者数	977人	950人	達成
いきいき先生派遣に係る派遣項目の種類	16項目	10項目	達成
いきいきサロンで提供する新たな介護予防活動	3項目	3項目	達成
いき百サポートリーダー養成講座の既受講者向けステップアップ講座の開催	・フォローアップ講座 ・中級リーダー養成実習	開催	達成

②介護予防・生活支援サービス事業の推進

- 市独自の訪問型サービス（緩和型A）や住民主体の生活支援サービスの担い手育成を図るため、認知症や介護技術などを学ぶことができる「生活支援サポーター養成講座」を継続的に実施し、修了者に対してサービスの実施主体や担い手となるための情報提供を行っています。
- 口腔機能向上やフレイル（加齢に伴い心身の機能が低下した状態で、「健康」と「要介護」の中間に位置する状態）に対応するため、歯科衛生士の協力ののもと、口腔機能に係る短期集中C型サービスを新たに導入し、継続した取り組みを進めています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
生活支援サポーター養成講座修了者数	65人	80人	未達成
口腔機能に係る短期集中C型サービスの新設	実施	実施	達成

(2) 基本方針2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける

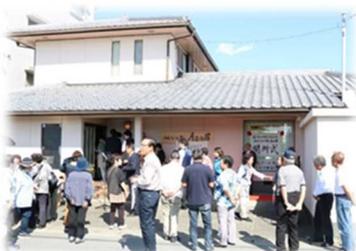
①生活支援サービス・サポートの充実（生活支援体制整備事業の推進）

- 住民主体の「居場所づくり」「介護予防活動」「生活支援サポート」の3つの機能の拠点となる「暮らしのサポートセンター」の開設及び地域のニーズに応じたサービスの提供に向けて継続的な支援に努め、平成30（2018）年度には市内3箇所に県内で初めて「暮らしのサポートセンター」が開設され、地域の実情に応じた取り組みが進められています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
第 2 層 協 議 体 設 置 数	3 箇所	3 箇所	達成
暮らしのサポートセンター設置数	3 箇所	3 箇所	達成
買い物や掃除、調理などの助け合いの設計・実施（有償チケット制や地域通貨など）	実施	実施	達成

【暮らしのサポートセンター】



「みんなの家Asa居」



「むや」



「縁どころ」



令和元年度「生きがい・助け合い講演会」の様子

(3) 基本方針3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける

①地域包括支援センターの機能強化

- 地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の状況を共有し、対策を検討する「鳴門市地域ケア推進会議」を平成30（2018）年度に設置し、日常生活圏域内の課題の把握・協議を行っています。
- 被保険者の抱える様々な課題の解決に向け、関係する様々な支援者や関係者が検討を行い、地域の実情に合わせた地域ケア会議の重層的な推進を目指し、個別ケア会議において様々な課題を抽出し、日常生活圏域での地域ケア会議の開催につながるよう取り組みを進めています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
地域ケア推進会議の創設	H30年度会議創設 R元年度開催延期	実施	達成
日常生活圏域での地域ケア会議の開催	1回	10回	未達成
地域包括支援センター機能確保に向けた評価制度の導入	実施	実施	達成

②在宅医療と介護の連携の推進

- 地域における医療・介護の関係機関が連携して、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、平成30（2018）年度に「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、課題把握や対応策の方向性等の協議・検討を行うとともに、各種事業を計画的に推進しています。
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に向けて、多職種による顔の見える関係づくりを進めるため、平成30（2018）年度には、医師と介護支援専門員による名刺交換会を実施し、令和元（2019）年度には、多職種が一堂に会する「顔の見える関係会議」を立ち上げ、研修会及びワールドカフェ方式のグループワークを行い、相互理解と関係を深めるなど、連携体制の強化を図りました。
- 医療や介護などの地域資源を取りまとめた「鳴門市在宅医療・介護ガイド」を、市内に全戸配布しました。



令和元年度「顔の見える関係会議」の様子

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会の設置	協議会開催	協議会開催	達成
顔の見える関係会議の設置	会議開催	会議開催	達成
鳴門市介護支援専門員連絡会（仮称）の設置	連絡会開催	連絡会開催	達成
医療・介護に関わる関係者への研修会の開催	開催	開催	達成
医療・介護連携セミナーの開催	開催	開催	達成

③介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み

- 介護者家族の精神的な負担軽減を図るため、介護者家族の会の定期相談や介護者家族のつどい等の利用促進に向けた周知・啓発に努めています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
介護者家族向けの支援事業の実施（排泄障害や摂食嚥下への対応など介護技術の向上に向けた取り組み）	実施	実施	達成

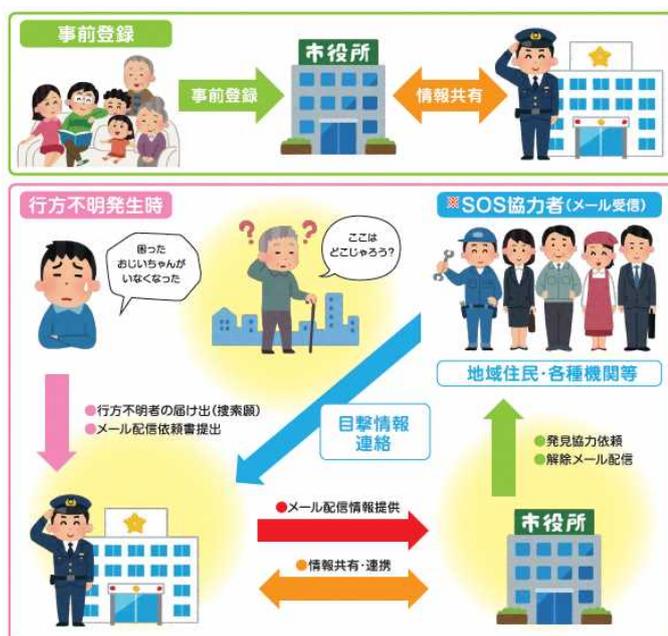
(4) 基本方針4 誰もが尊厳をもって暮らしていける

① 認知症施策の推進

- 認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するため、基幹型地域包括支援センターに設置した「認知症初期集中支援チーム」(※1)について、鳴門市医師会の協力のもと、サポート医の増加を図るとともに、市民や地域の支援者への積極的な周知等を通じた支援件数の拡大等を図っています。
- 認知症についての正しい知識と理解促進等を図るため、市民向け・事業所向けの講座を実施するとともに、小・中学校でのサポーター養成講座を継続的に実施し、キッズサポーターの養成に努めています。
- 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したガイドブック「なると認知症ケアパス」を、鳴門市医師会監修のもと、平成30(2018)年に発行し、広く普及に努めています。
- 認知症高齢者等の見守り及びその家族等への支援を行うため、平成30(2018)年度に「鳴門市認知症高齢者等SOSネットワーク会議」を設置し、関係機関等の支援体制の構築・連携を進めています。
- 認知症高齢者等が行方不明になった時に、家族等からの依頼により、身体的特徴等をメール配信するメール配信システムの運用を鳴門警察署との連携により開始し、広報誌や各団体への説明会、イベント等の場などを活用し、制度の周知・啓発に努めています。

※1 「認知症初期集中支援チーム」

複数の専門職が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント・家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。



「鳴門市認知症等高齢者SOSネットワーク」の仕組み



鳴門市の「認知症ケアパス」



令和2年度「地域合同声掛け訓練」における認知症に関する研修の様子

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
認知症初期集中支援チーム対応件数	19件	20件	概ね達成
認知症サポーター養成数	8,130人	8,000人	達成
認知症ケアパスの作成・普及	普及	普及	達成
徘徊SOSネットワークの整備	会議開催	整備	達成
徘徊模擬訓練の実施	実施	実施	達成
徘徊高齢者検索メール配信システムの運用	運用	運用	達成

②高齢者虐待の防止

- 平成30(2018)年度に、鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、関係機関と連携した虐待の早期発見、迅速かつ適切な対応に努めています。

③権利擁護・成年後見制度の利用促進

- 関係機関が連携して、成年後見制度に関する専門職向けの研修を行うなど、制度の周知に努めるとともに、成年後見制度利用促進基本計画の策定や地域連携ネットワーク構築の方向性等について検討を行いました。

(5) 基本方針5 安心して暮らせる住まいの確保と防災対策の推進

①高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

- 環境上の問題や経済的な困窮等により自宅での生活が困難となり、親族等の支援を受けられない方を、老人福祉法に基づく措置により、適切な入所につなげています。

②防災対策の推進

- 災害時に自ら避難することが困難な要援護者の避難を支援する「災害時要援護者避難支援登録制度」の周知を図るとともに、民生委員・自主防災会との連携・協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努めました。
- 高齢者、障がい者等一般的な避難所では生活に支障を来す方のために、個別事情に沿った特別な配慮がなされる福祉避難所の設置について検討を進め、令和2(2020)年3月末で17施設を福祉避難所として指定しました。

(6) 基本方針6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける

①就労機会の拡充と社会参加の促進

- 市老人クラブ連合会への助成を継続するとともに、事業での連携や広報活動面での協力等を通じ、活動活性化等を支援しています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
老人クラブ登録者数	2,469人	2,800人	未達成



令和元年度「うずしお運動会」の様子

(7) **基本方針7** 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み

①主要5事業等による給付費適正化の推進

- 保険者による認定調査の事後点検を100%実施し、公平・公正性の確保や調査基準の平準化を図り、要介護認定の適正化に努めています。
- 保険者によるケアプラン全件チェックを毎年度実施することで、ケアマネジメントの適正化を図り、介護支援専門員の資質向上支援につなげています。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	実績値	目標値	達成状況
	令和元年度	令和元年度	
認定調査件数に占める事後点検の割合	100%	100%	達成
居宅介護支援事業者数に占めるケアプラン点検を実施した居宅介護支援事業者数の割合	100%	100%	達成

4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

(1) 調査概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、高齢者の生活上のニーズ・課題や健康状態、地域における活動状況等を把握し、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とするため、全国一律の調査項目に一部独自の質問項目を追加して実施しました。

②実施期間・実施方法

- ア 時期 令和2年2月25日から令和2年3月10日まで
- イ 方法 郵送による配布・回収

③対象者

本市在住の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者から、3,000人を無作為抽出

④回収状況

- ア 有効回収数 1,664件（有効回収率 55.5%）
- イ 性別での内訳 男性：44.1% 女性：54.5% 不明・無回答：1.4%
- ウ 年齢別での内訳

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	不明・無回答
今回調査	25.1%	28.0%	20.3%	25.2%	1.4%
前回調査	32.7%	23.2%	19.3%	22.9%	1.9%

⑤設問内容

- ア 家族や生活状況について
- イ からだを動かすこと、食べることについて
- ウ 毎日の生活について
- エ 地域での活動について など

(2) 調査結果

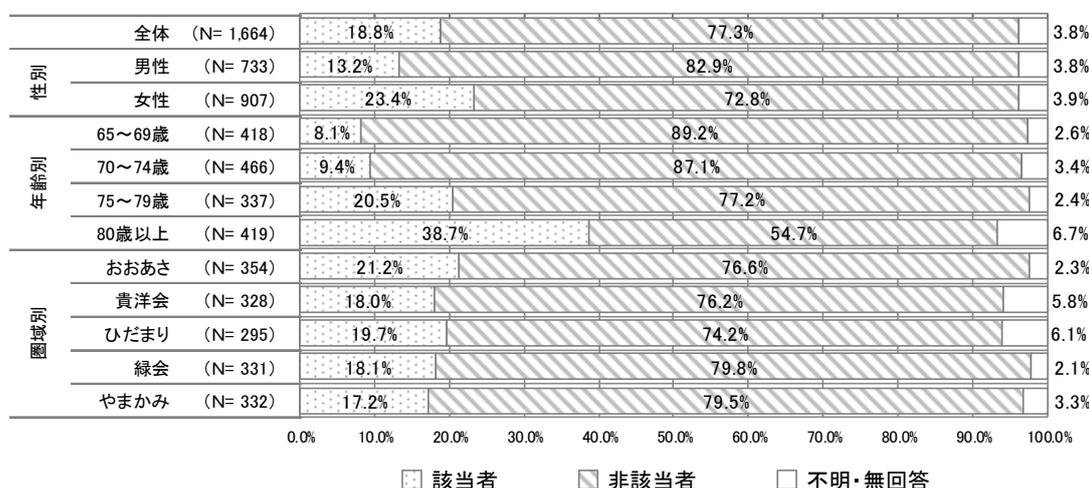
①運動機能の状況について

運動機能低下者（※2）の割合は、女性の方が男性より約10%高く、また、年齢が上がるにつれて高くなっています。圏域別の比較では、有意な差は認められませんでした。

また、平成29（2017）年と比較すると、運動機能低下者の割合は19.7%から18.8%と低下しています。

年齢が上がるにつれ、運動機能低下者が増加することから、比較的元気な前期高齢者のうちに、運動機能の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

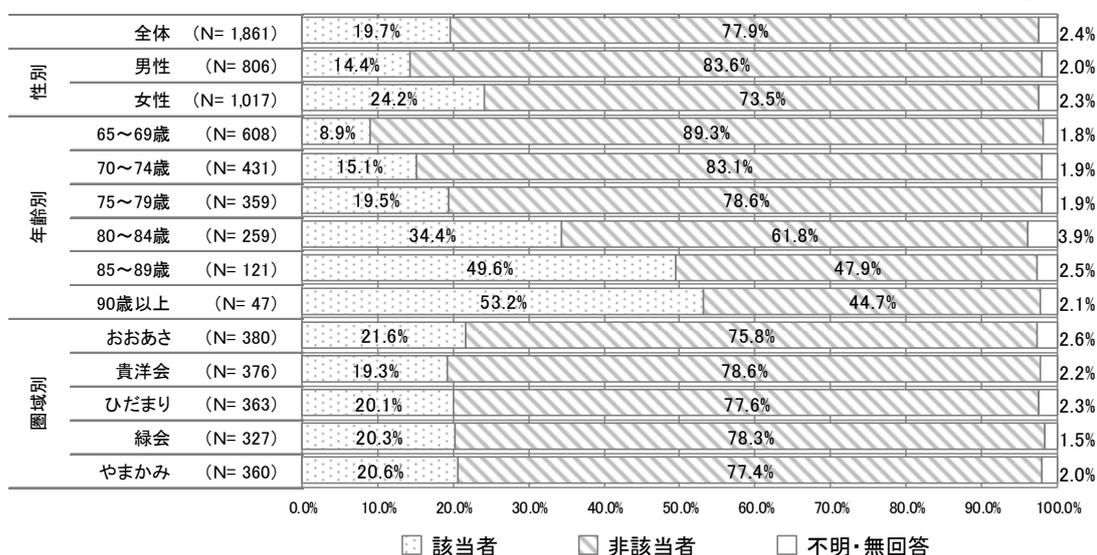
【性別・年齢別・圏域別にみた運動機能低下者の割合（令和2（2020）年）】



※2 運動機能低下者の判定基準（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きより）

①階段を手すりや壁をつたわずに昇れていない、②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれない、③15分位続けて歩いていない、④過去1年間に転んだ経験がある、⑤転倒に対する不安が大きい、の質問のうち、3つ以上に該当。

※参考【性別・年齢別・圏域別にみた運動機能低下者の割合（平成29（2017）年）】



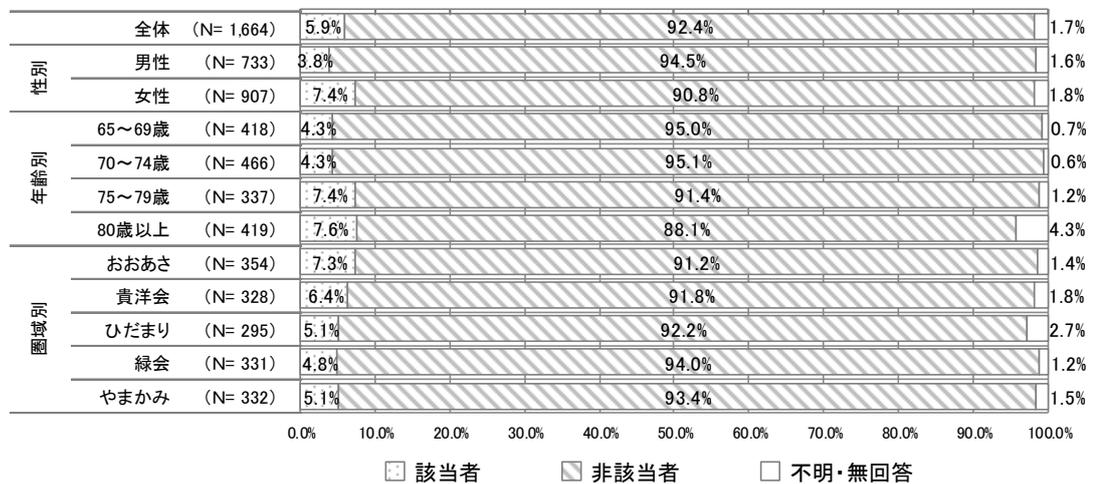
②低栄養の状況について

低栄養（※3）の状態が疑われる高齢者の割合は全体で5.9%であり、年齢別にみると、75歳を過ぎると低栄養の状態が疑われる高齢者の割合が高くなっています。

また、平成29（2017）年と比較すると、低栄養の状態が疑われる高齢者の割合は増加しています。

全体的に、低栄養の状態が疑われる高齢者は少ないものの、低栄養は、筋力低下や運動器障害、フレイル（加齢に伴い心身の機能が低下した状態で、「健康」と「要介護」の中間に位置する状態）等にもつながることから、低栄養防止や改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

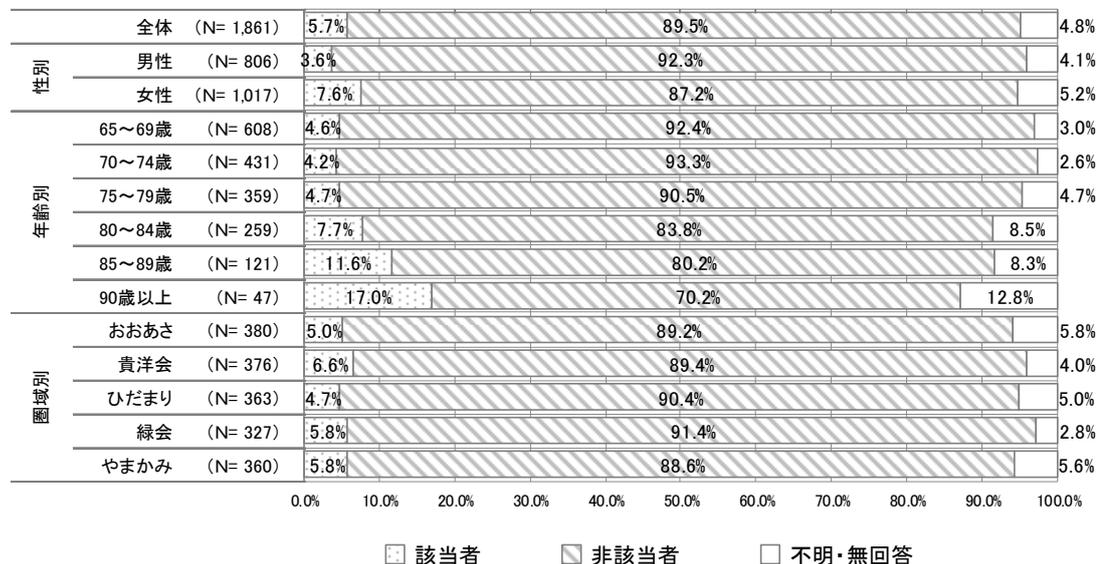
【性別・年齢別・圏域別にみた低栄養が疑われる高齢者の割合（令和2（2020）年）】



※3 低栄養状態が疑われる高齢者の判定基準（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きより）

BMI：体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））が18.5以下の場合。

※参考【性別・年齢別・圏域別にみた低栄養が疑われる高齢者の割合（平成29（2017）年）】

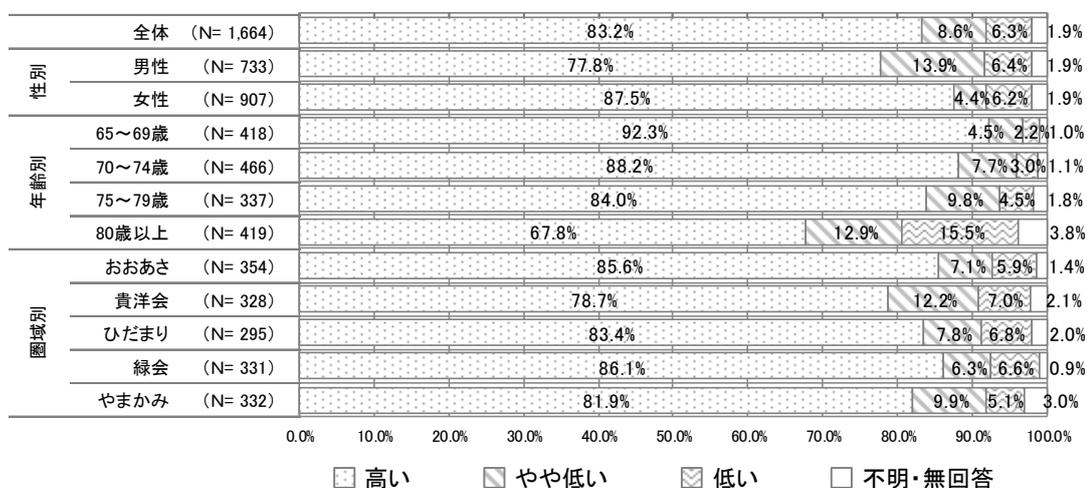


③手段的日常生活動作（IADL）について

手段的日常生活動作（※4）の状況をみると、IADLが高い高齢者の割合は、男性よりも女性が高く、年齢が上がるにつれて低くなっています。圏域別の比較では、有意な差は認められませんでした。

また、平成29（2017）年と比べると、全体的にIADLの向上が見られます。第7期計画における介護予防事業などにより、一定の成果がでていることが考えられることから、第8期計画においても引き続き、IADLの向上に向けた取り組みを実施します。

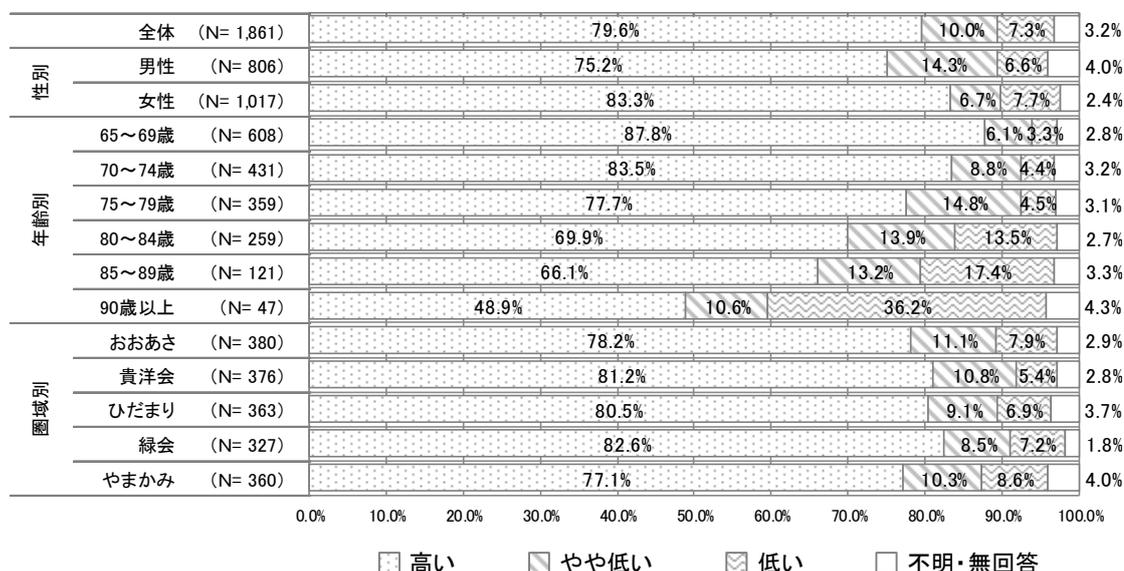
【性別・年齢別・圏域別にみた手段的日常生活動作の状況（令和2（2020）年）】



※4 手段的自立度（IADL：生活を自己完結できる能力）の判定基準：老健式活動能力指標

①バスや電車を使って一人で外出している、②自分で食品・日用品の買い物をしている、③自分で食事の用意をしている、④自分で請求書の支払いをしている、⑤自分で預貯金の出し入れをしている、のうち、5つ当てはまれば「高い」、4つ当てはまれば「やや低い」、3つ以下で「低い」としています。

※参考【性別・年齢別・圏域別にみた手段的日常生活動作の状況（平成29（2017）年）】



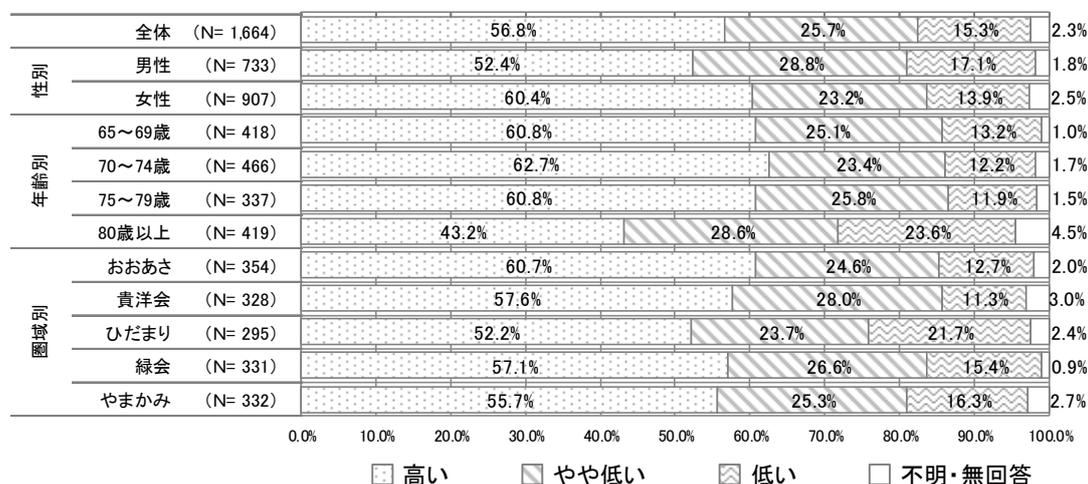
④知的能動性について

知的能動性（※5）の状況をみると、知的能動性が高い高齢者の割合は、男性よりも女性が高く、年齢別にみると、80歳を超えたあたりから知的能動性が高い高齢者の割合は低下しています。

平成29（2017）年と比べると、全体で57.5%から56.8%と知的能動性が高い高齢者の割合は低下しています。

IADLが高い高齢者は、平成29（2017）年と比べて増加しているものの、知的能動性が高い高齢者は減少していることから、IADLの向上に向けた取り組みに留まらず、知的能動性の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

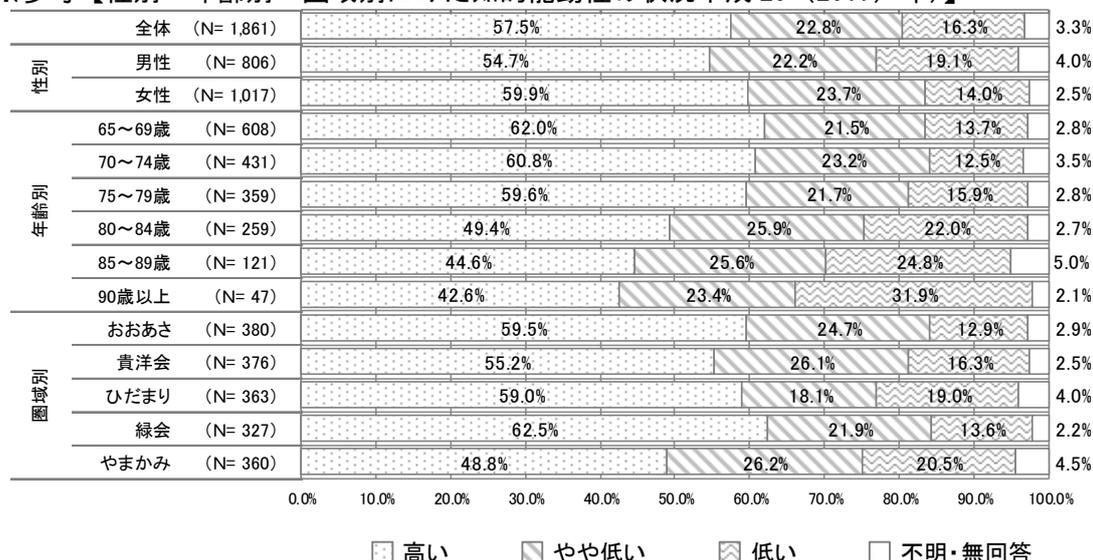
【性別・年齢別・圏域別にみた知的能動性の状況（令和2（2020）年）】



※5 知的能動性（情報を自ら収集して表現できる能力）の判定基準：老健式活動能力指標

①年金等の書類（役所や病院等に出す書類）が書けますか、②新聞を読んでいますか、③本や雑誌を読んでいますか、④健康に関する記事や番組に関心がありますか、のうち、4つに当てはまれば「高い」、3つ当てはまれば「やや低い」、2つ以下で「低い」としています。

※参考【性別・年齢別・圏域別にみた知的能動性の状況平成29（2017）年】



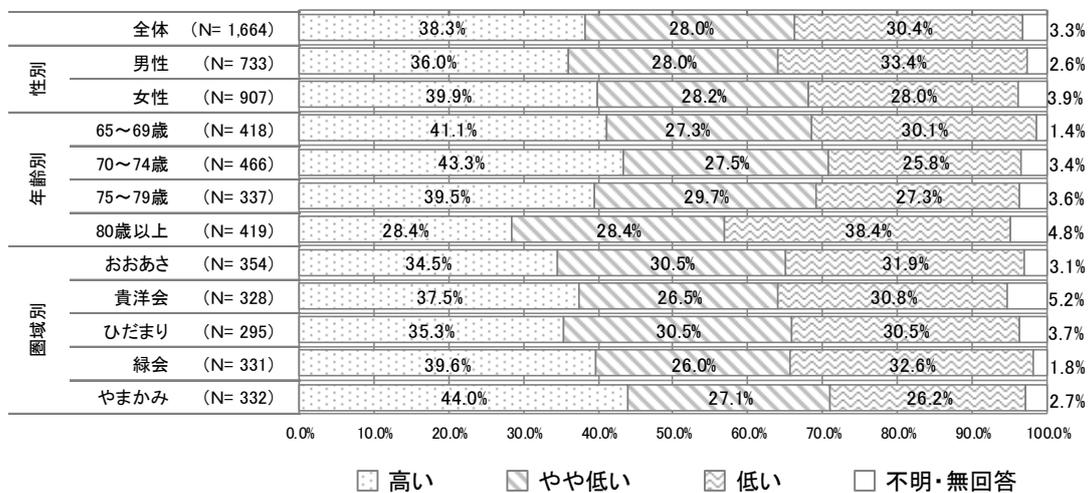
⑤社会的役割について

社会的役割（※6）の状況をみると、社会的役割が高い高齢者は、男性よりも女性の方が高く、年齢別にみると、75歳を超えたあたりから低下しています。

また、平成29（2017）年と比べると、全体で39.8%から38.3%と社会的役割が高い高齢者の割合は低下しています。

IADLが高い高齢者は、平成29（2017）年と比べて増加しているものの、社会的役割が高い高齢者は減少していることから、IADLの向上に向けた取り組みに留まらず、仲間や地域の方と交流を深めることができるよう、社会的役割の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

【性別・年齢別・圏域別にみた社会的役割の状況（令和2（2020）年）】



※6 社会的役割（人を思いやる、仲間や他世代との交流）の判定基準：老健式活動能力指標

①友人の家を訪ねていますか、②家族や友人の相談にのっていますか、③病人を見舞うことができますか、④若い人に自分から話かけることがありますか、のうち、4つに当てはまれば「高い」、3つ当てはまれば「やや低い」、2つ以下で「低い」としています。

【性別・年齢別・圏域別にみた社会的役割の状況（平成29（2017）年）】

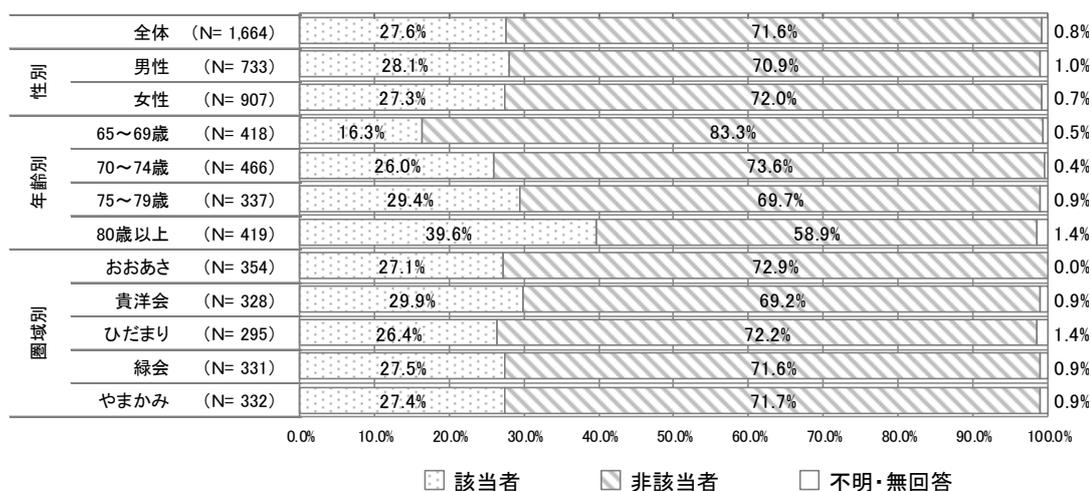


⑥口腔機能について

口腔機能（※7）が低下している高齢者の割合は、全体で27.6%であり、年齢が上がるごとに高くなっています。圏域別の比較では、有意な差は認められませんでした。

また、平成29（2017）年と比べ、口腔機能が低下している高齢者の割合は上昇している傾向がみられることから、第8期計画においては、引き続き口腔機能の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

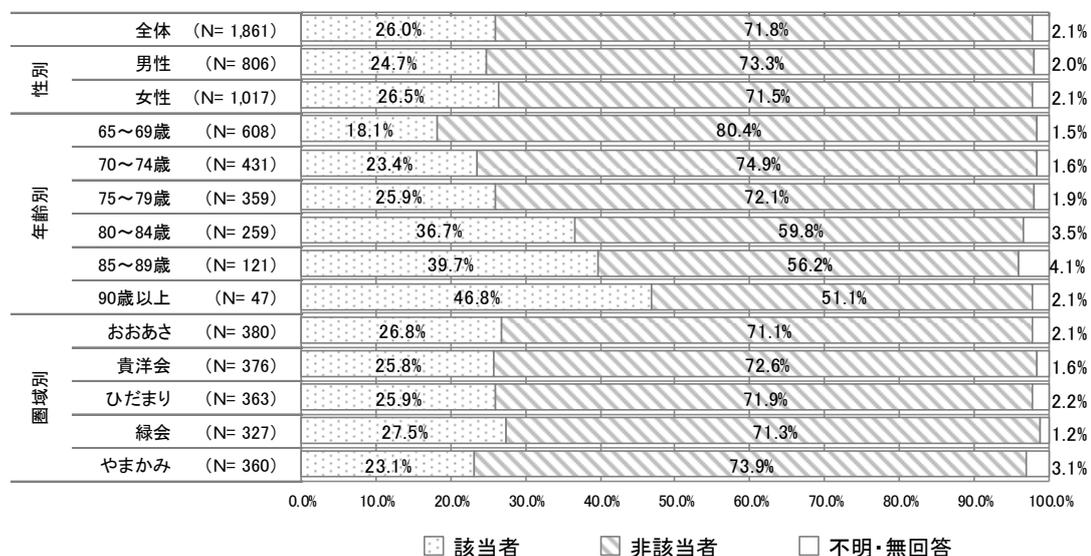
【性別・年齢別・圏域別にみた口腔機能低下者の状況（令和2（2020）年）】



※7 口腔機能の低下（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きより）

- ①半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか、②お茶や汁物等でむせることがありますか、③口の渇きが気になりますか、のうち、2つ以上当てはまれば「該当者」としています。

【性別・年齢別・圏域別にみた口腔機能低下者の状況（平成29（2017）年）】



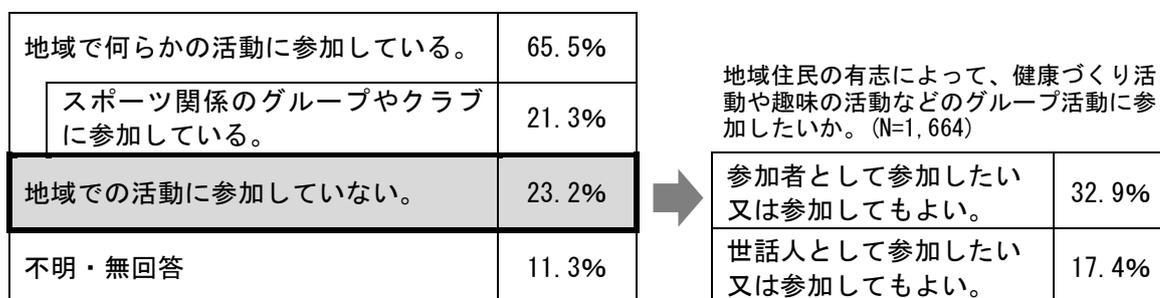
⑦地域での活動について

地域において何らかの活動（収入のある仕事を除く）に参加している高齢者は65.5%で、そのうち、スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者は21.3%となりました。

また、地域での活動に参加していない高齢者は23.2%で、そのうち、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味の活動などのグループ活動に参加者として参加したい又は参加してもよいは、30%以上となりました。

地域での活動に参加していない高齢者のうち、参加したい又は参加してもよいと考えている高齢者には、参加するためのきっかけづくりが必要であることから、広報等の様々な媒体を通じて地域活動等の周知・啓発に努め、地域活動への参加促進を図ります。

【地域活動の参加状況と地域活動への参加意欲（令和2（2020）年）】

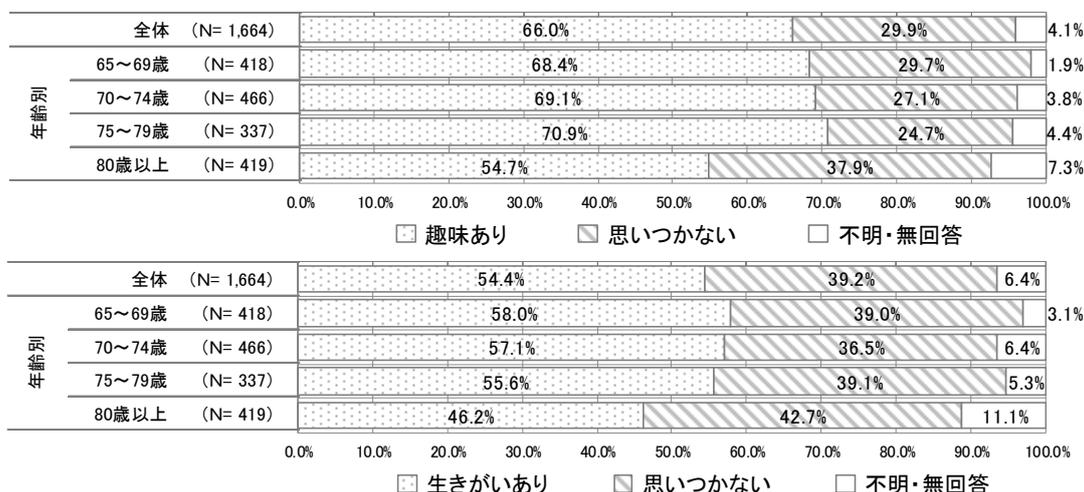


⑧趣味・生きがいについて

趣味がある高齢者は66.0%、生きがいがある高齢者は54.4%となっており、年齢別にみると、年齢が上がるにつれて、生きがいがある高齢者の割合は減少しています。

趣味や生きがいは、高齢者が自立した生活を維持していくための重要な要因であることから、高齢者が社会参加しながら、生きがいをもって暮らしていけるよう、環境づくりを進める必要があります。

【年齢別 趣味（上図）・生きがいの有無（下図）（令和2（2020）年）】

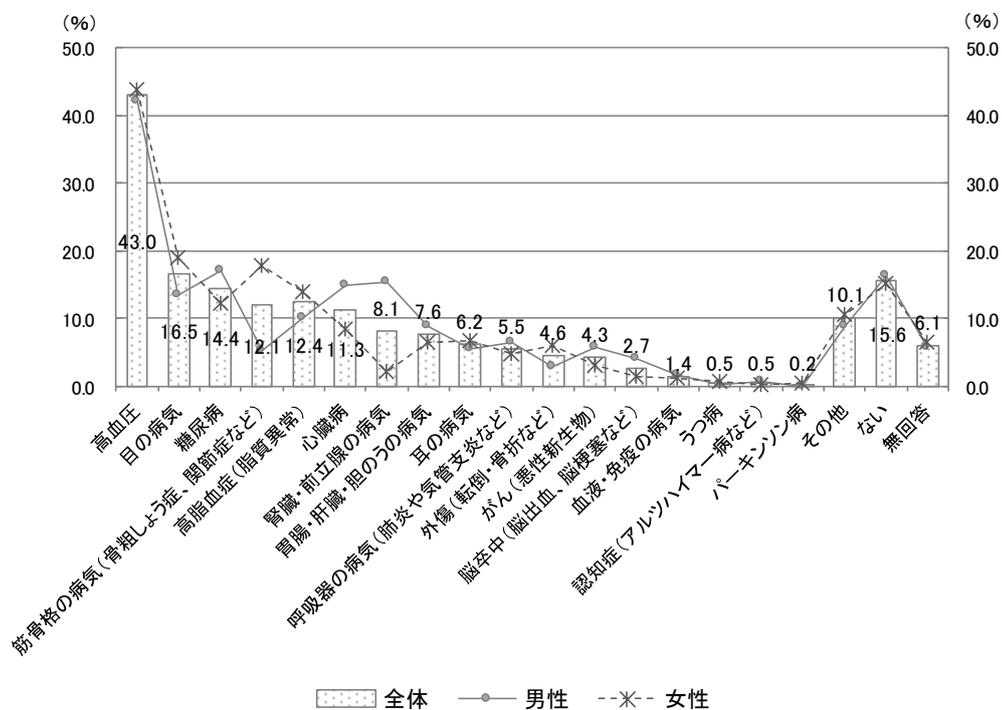


⑨健康・疾病について

現在治療中、又は後遺症のある病気を尋ねたところ、「高血圧」が最も高く（43.0%）、次いで「目の病気」（16.5%）、「糖尿病」（14.4%）となっています。

性別毎では、男性は「高血圧」が最も高く、次いで「糖尿病」、「腎臓・前立腺の病気」となっており、女性も男性同様「高血圧」が最も高く、次いで「目の病気」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症など）」となっています。

また、圏域別に上位3位までをみると、どの圏域においても同様の傾向がみられますが、おおあさ圏域においては、糖尿病より高脂血症（脂質異常）の割合が高い傾向がみられます。

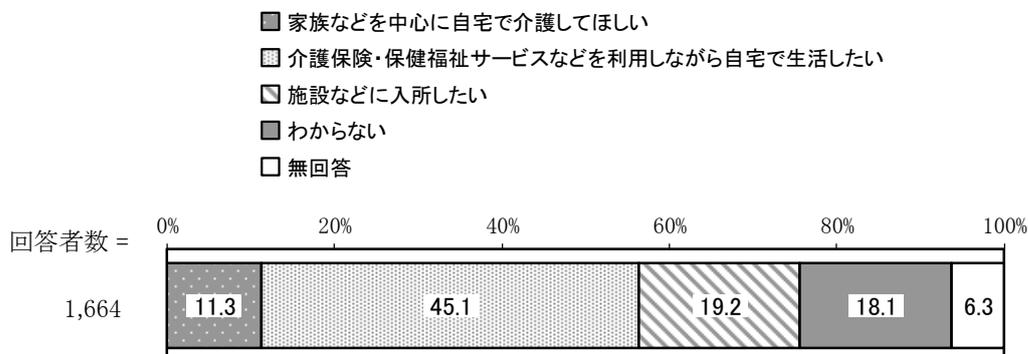


	1位		2位		3位	
	病名	割合 (%)	病名	割合 (%)	病名	割合 (%)
おおあさ (N=354)	高血圧	40.1	目の病気	17.5	高脂血症(脂質異常)	15.0
貴洋会 (N=328)	高血圧	43.0	目の病気	16.5	糖尿病	13.4
ひだまり (N=295)	高血圧	45.1	目の病気	13.9	糖尿病	13.2
緑会 (N=331)	高血圧	41.7	目の病気	17.2	糖尿病	14.2
やまかみ (N=332)	高血圧	45.5	目の病気	16.9	糖尿病	16.9

⑩在宅生活について

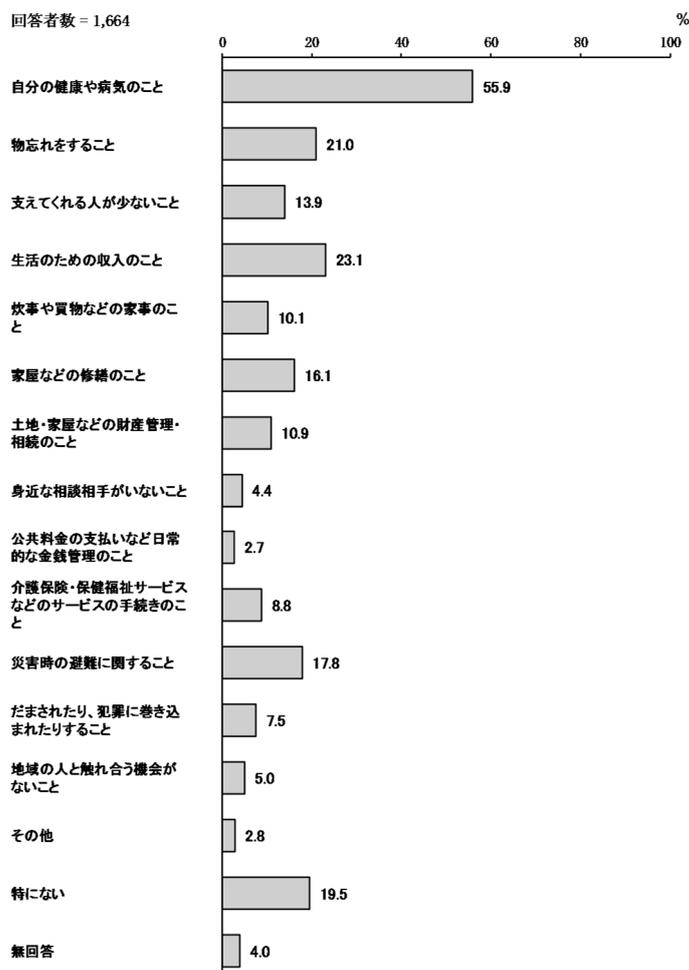
ア 介護が必要になった場合の意向

半数を超える方が、自宅で生活したいと回答されています。



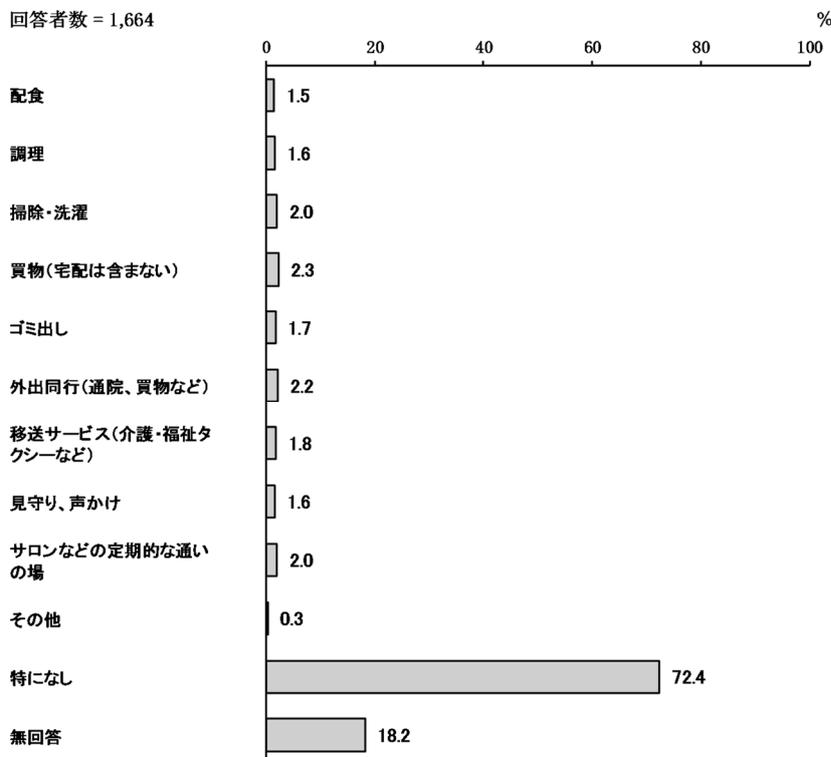
イ 現在の心配事・困りごと

「自分の健康や病気のこと」が最も高く、次いで「生活のための収入のこと」、「物忘れをすること」、「災害時の避難に関すること」となっています。「特にない」と回答された方は2割以下に留まりました。



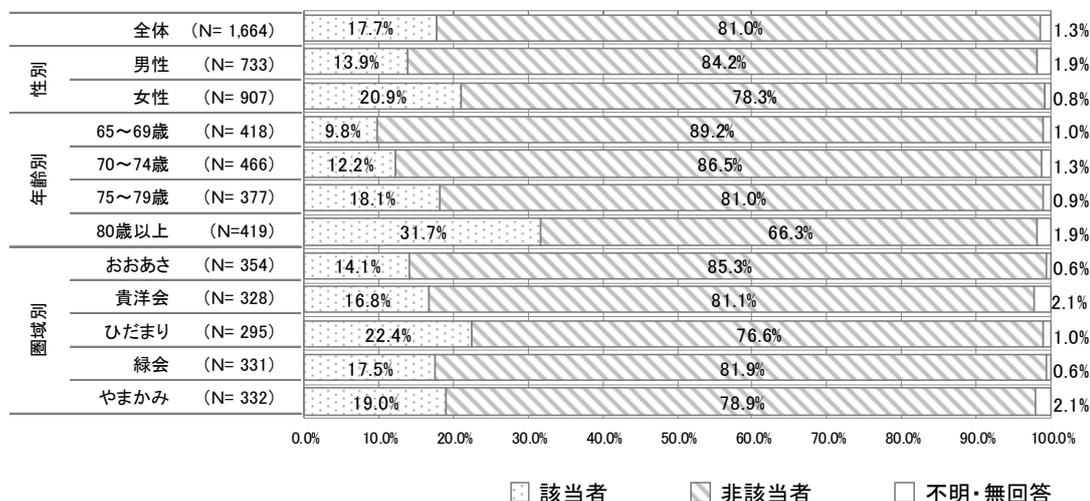
ウ 利用しているインフォーマルサービス

要介護認定者以外の方を調査対象としていることもあり、介護保険サービス以外のインフォーマルサービスの利用状況は、各々約1～2%となっています。



⑪閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向のリスク(※8)のある高齢者の割合は17.7%となっています。女性の方が男性よりリスク者の割合が高く、また、男女ともに年齢が高くなるにつれてリスク者の割合が高くなっています。



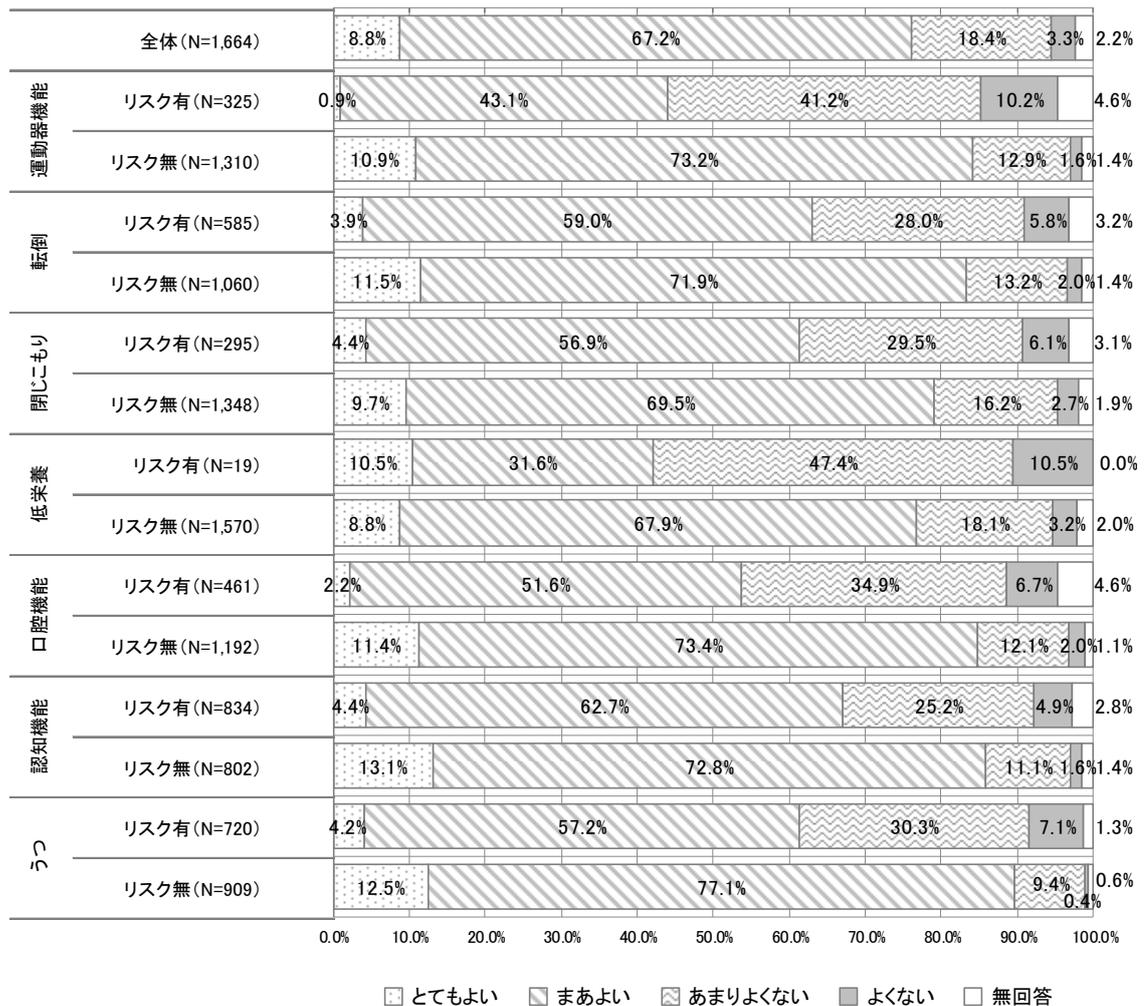
※8 閉じこもり傾向のリスク(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きより)

「週1回以上外出しますか」の問に対し、①ほとんど外出しない、②週1回、のいずれかの回答をした場合に、「リスクがある」としています。

⑫主観的健康観について

現在の健康状態を尋ねたところ、「まあよい」が最も高く（67.2%）、次いで「あまりよくない」（18.4%）、「とてもよい」（8.8%）となっています。

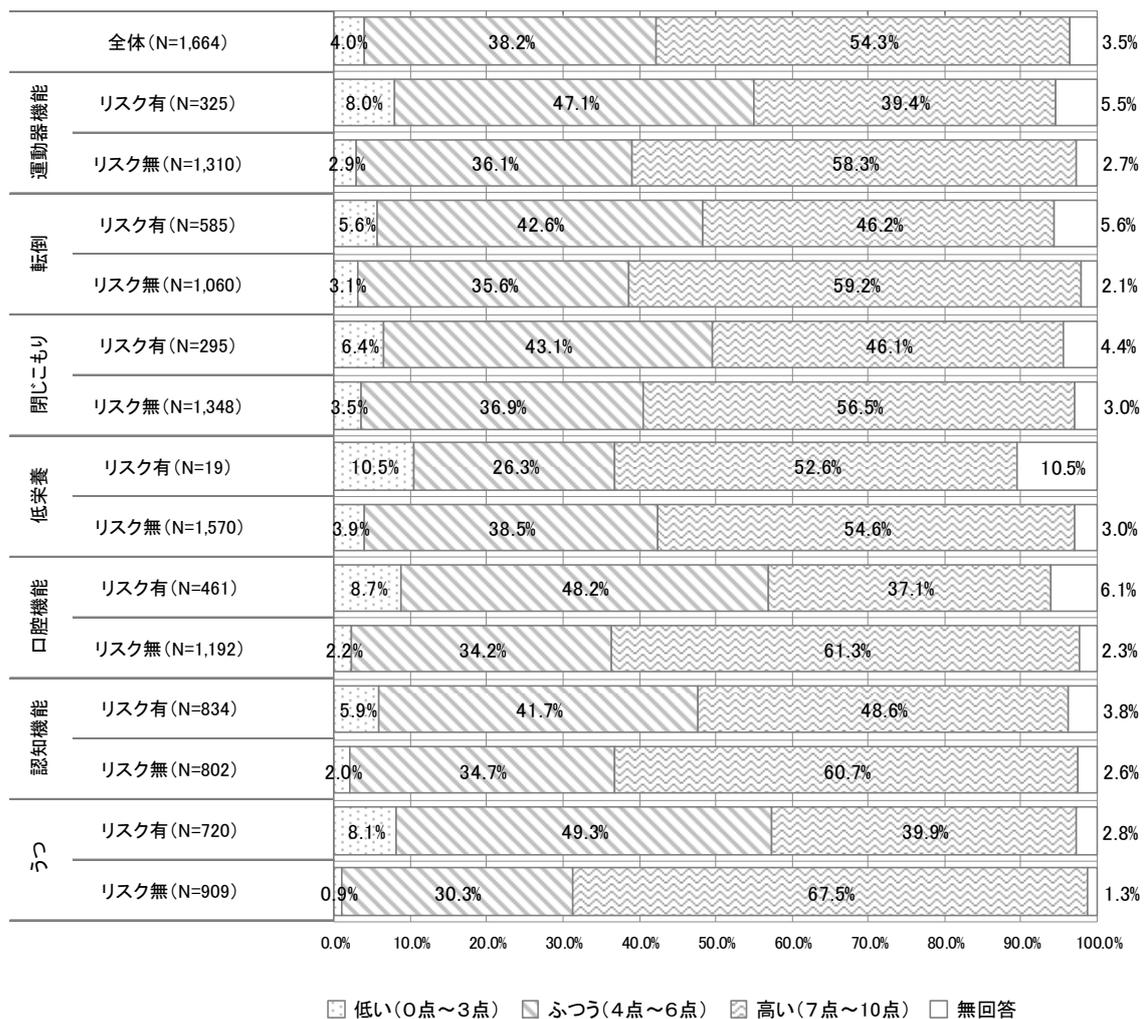
各リスクの有無別に主観的健康観の状況をみると、リスクのある人に比べてリスクのない人の方が主観的健康観がよい人の割合が高いという結果となっています。



⑬主観的幸福感について

現在、どの程度幸せと感じているかを、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として尋ねたところ、「7点～10点」(54.3%)が最も多く、次いで「4点～6点」(41.5%)、「0点～3点」(5.4%)となっています。

また、各リスクの有無別に主観的幸福感の状況をみると、すべての分野について、リスクのある人に比べリスクのない人の方が主観的幸福感の高い人の割合が多い結果となりました。



5 在宅介護実態調査の結果

(1) 調査概要

①調査の目的

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続に向けた介護サービスのあり方等を検討する基礎資料とするため、全国一律の調査項目により、実施しました。

②実施期間・実施方法

- ア 時期 令和2年1月から令和2年3月まで（600件に達するまで実施）
- イ 方法 介護認定に係る訪問調査の際に認定調査員が聞き取り、又は地域包括支援センターや居宅介護支援事業所がモニタリング訪問時に聞き取り

③対象者

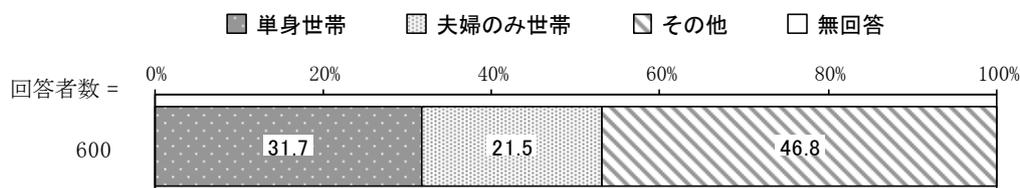
在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方

④回収状況

- ア 有効回収数 600件
- イ 性別での内訳 男性：31.5% 女性：68.5%
- ウ 年齢別での内訳

40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
2.3%	3.7%	7.3%	14.8%	26.7%	30.5%	14.7%

エ 世帯構成



⑤設問内容

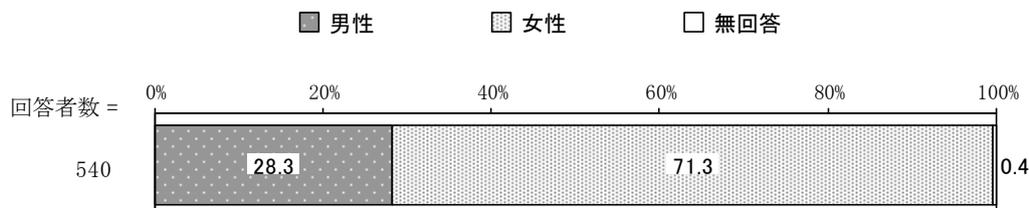
- ア 世帯類型、介護の頻度
- イ 主な介護者の続柄、性別、年齢、勤務形態、離職（転職）状況等
- ウ 施設等への入所・入居の検討状況 など

(2) 調査結果

①介護者の実態について

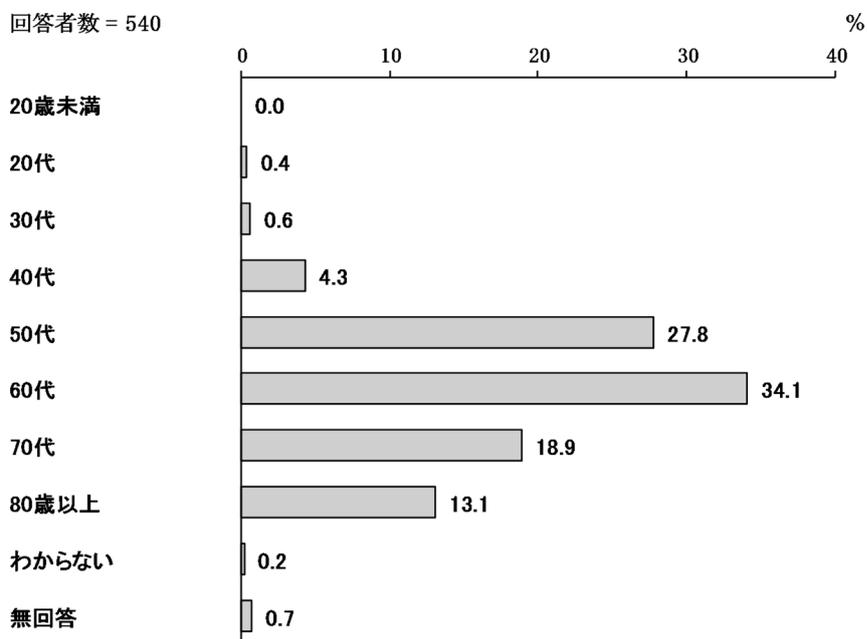
ア 主な介護者の性別

主な介護者の性別は、女性の割合が男性の割合の約2.5倍となっており、平成29（2017）年と比べ、女性の割合が増加しています。



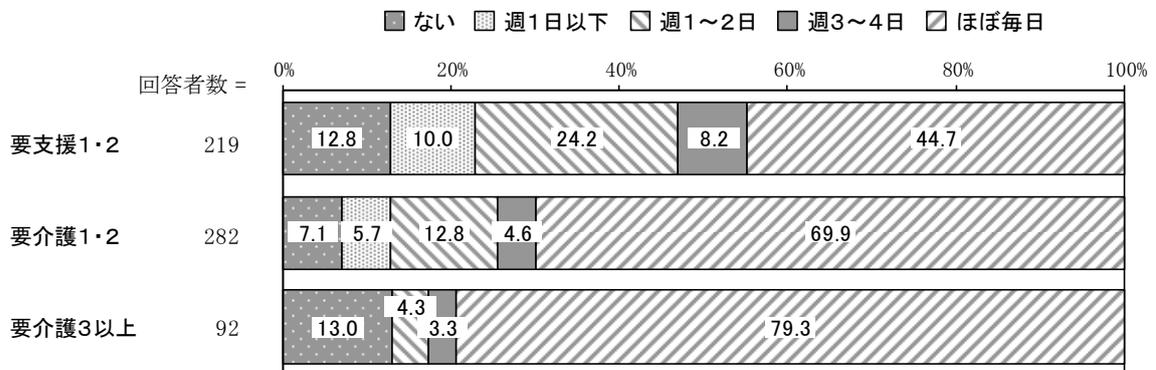
イ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、50代以上が9割以上となっており、70代以上でも3割を超えているなど、平成29（2017）年と比べ、全体的に高年齢化しています。



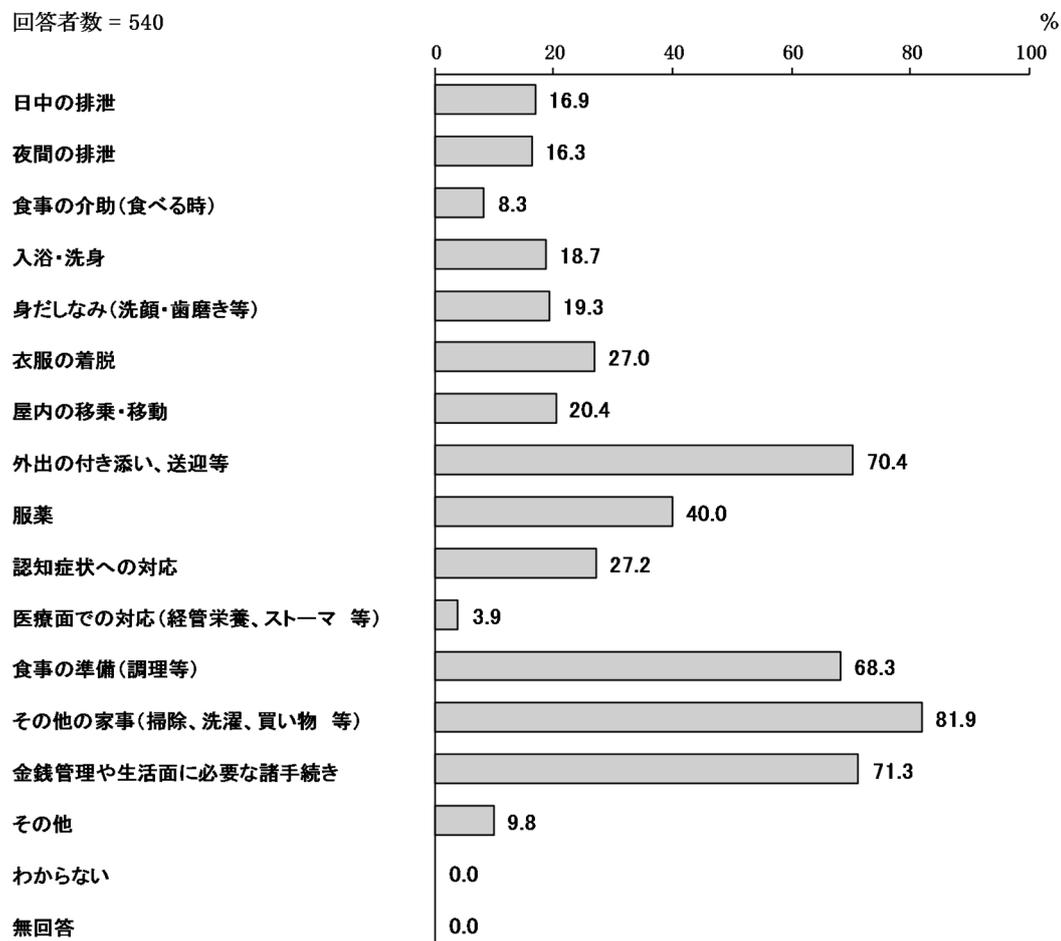
②要介護度別にみた家族等の介護の頻度について

要介護度別にみた家族等の介護の頻度は、要介護度が重くなるにつれて、家族等の介護の頻度は増加し、要介護1・2で「ほぼ毎日」が約7割、要介護3以上で「ほぼ毎日」が約8割となっています。



③主な介護者が行っている介護について

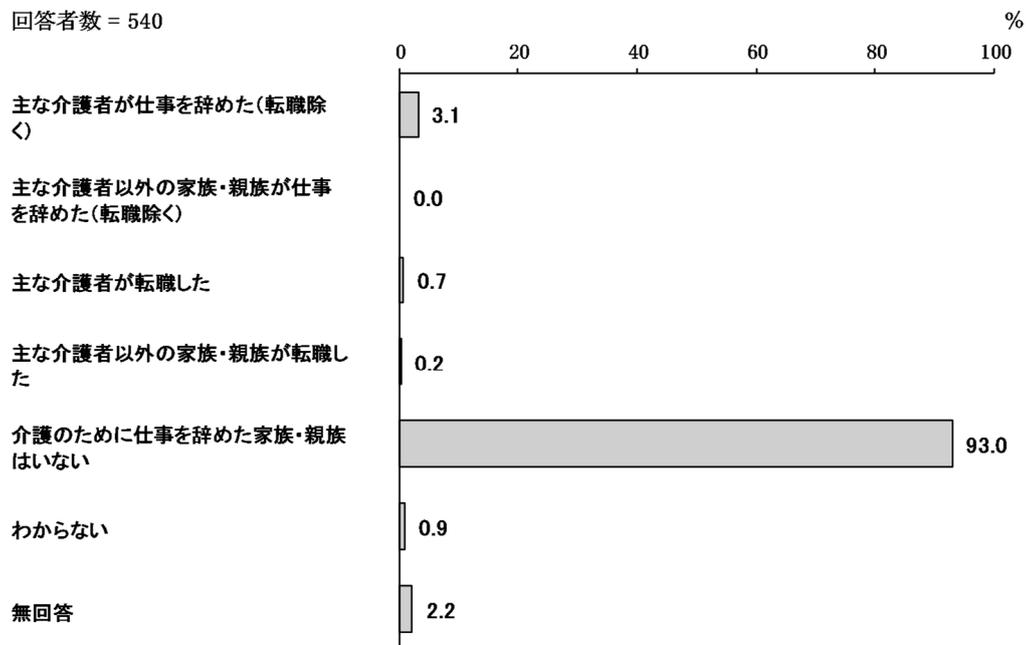
主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」となっており、平成29（2017）年と同様となっています。



④介護のための離職・転職の状況について

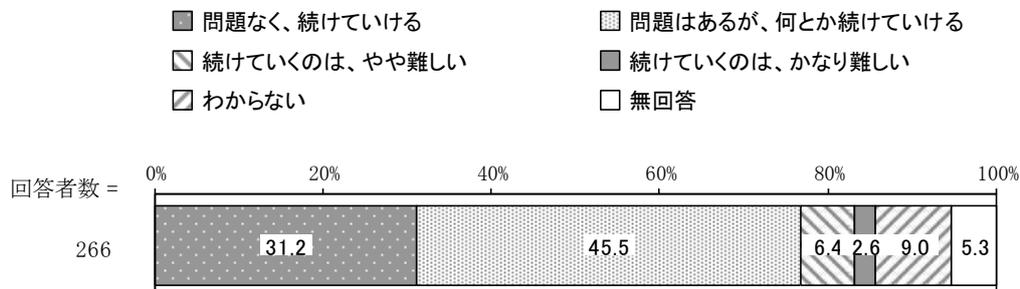
介護のための離職・転職の状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が93%を占め、平成29（2017）年の87%から増加しています。一方で、介護のための離職・転職の割合の合計は4%となっており、過去1年間の状況であることを考慮すると、本市においても相当数の介護離職が発生しています。

回答者数 = 540



⑤主な介護者の就労の可否に係る意識について

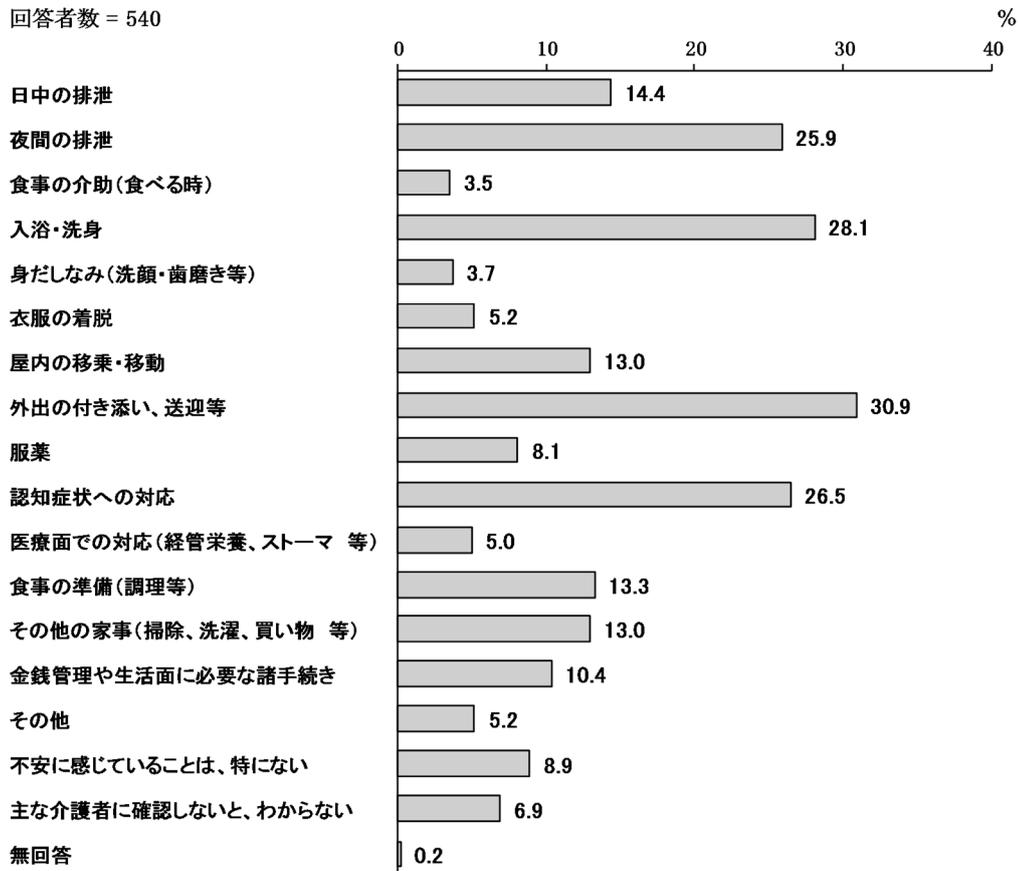
主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、続けていくのが困難な割合の合計が9%となっており、平成29（2017）年の10.4%から減少しています。



⑥ 主な介護者が不安に感じる介護について

主な介護者が不安に感じる介護は、「外出の付き添い、送迎等」の割合が最も高く、次いで「入浴・洗身」、「認知症状への対応」となっています。

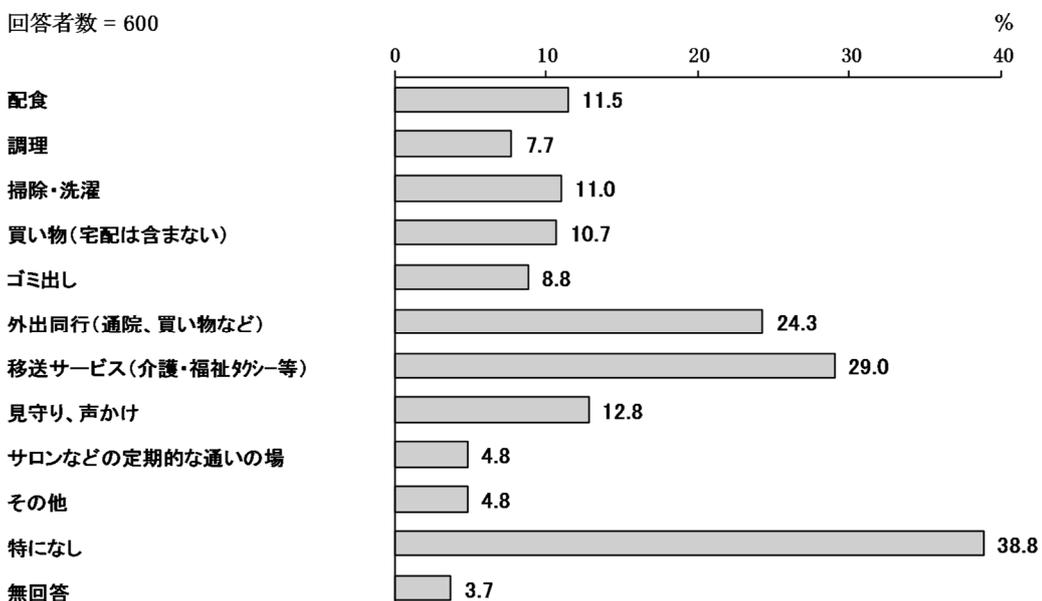
回答者数 = 540



⑦ 在宅生活の継続のために必要な支援について

在宅生活の継続のために必要な支援は、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」、「見守り、声かけ」となっています。

回答者数 = 600



6 関係団体等意見交換会の結果

(1) 意見交換会の目的

本計画の策定にあたり、市民・利用者・介護サービス事業所等のそれぞれの立場から見た高齢者の生活の現状や課題、今後の取り組みについて把握し、今後の施策推進への参考とするため、意見交換会を実施しました。

(2) 意見交換会の概要

①開催日 令和2年8月24日（月）

②参加者

○ 関係団体の意見交換会

自治振興会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、婦人連合会、シルバー人材センター、移動販売・宅配サービス事業所、介護支援事業所

○ 介護サービス事業所等の意見交換会

訪問介護、通所介護、訪問看護、通所リハビリテーション、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、医療ソーシャルワーカー

③課題のまとめ

○ 介護サービスでは支援しきれない、配食サービス等の生活支援サービスにおいては、地域差がみられるため、生活支援サービス等を必要とする高齢者が、サービスを受けることができる環境づくりが必要。

○ 今後、人口の減少に伴い、生活支援サービスの利用者数も減ってくることを考えられ、民間と行政とのより一層の連携の強化が必要。

○ 認知症高齢者が増えていく中で、認知症高齢者に対する理解を深めるとともに、地域でも見守り体制を整えていく事が必要。

○ 仕事と介護の両立が難しく、仕事を続けながら、介護ができるよう、介護者の負担を軽減するための新たなサービスの検討や施設の整備などの支援体制を整えていく事が必要。

○ 介護職員が不足している中で、人材確保や人材育成に取り組んでいくとともに、介護職員が働きやすい環境づくりの整備が必要。

○ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、感染症予防に関する施策や取り組みを検討していくとともに、地震や豪雨などの自然災害等への対応も検討していくことが必要。

1 本市の目指す 2025 年・2040 年の高齢社会像

本市では、既に市民の3人に1人が高齢者、高齢者の2人に1人が75歳以上の後期高齢者となっており、今後、団塊の世代が75歳を迎えていく中、高齢者のみ世帯や生活支援、介護を必要とする高齢者は、年々増加していきます。

医療や介護等の社会保障費の増大や医療介護関係従事者の不足、認知症高齢者の増加等の諸課題が顕在化する「2025年問題」が、すぐ目の前まで迫ってきています。また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が、65～70歳となり、少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の人口がピークになる「2040年問題」が懸念されています。本市の状況を見ると、2025年までに65歳以上の高齢者人口はピークを迎え減少に転じている見込みですが、高齢化率は、総人口の減少に伴い上昇を続け、2040年には市民の2.3人に1人が65歳以上となる社会が到来すると見込まれています。

こうした中、本市でも多くの方が、高齢になり介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送りたい、あるいは送って欲しいと望まれています。

皆さんのこうした願いを叶えられる社会を実現していくため、目指すべき2025年及び2040年の高齢社会像を次のとおりとします。

2025 年・2040 年の高齢社会像

高齢者が住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら健康で安心・安全な暮らしを自分らしくいきいきと尊厳をもっておくることができる

高齢者を取り巻く状況は、多様で変化しており、行政だけでなく、市民やサービス利用者、介護・医療の関係者や地域の様々な支援者が、情報を共有し、協力・連携を図るとともに、制度や組織の垣根を越えた取り組みとなるよう留意しながら推進していきます。

2 計画の基本理念

本計画の上位計画である第六次鳴門市総合計画では、高齢者福祉の推進に向けた姿を「いつまでも元気にいきいきと暮らせるまち」、介護保険制度の円滑な実施に向けた姿を「住み慣れた地域で安心して生活できるまち」とし、福祉分野の理念計画である鳴門市地域福祉計画では、「みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことができる地域共生社会の実現」を基本理念としています。

本市では、これまで、高齢になり介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、多様な主体が様々なサービスやサポートを提供する「地域包括ケアシステム」の構築や介護保険制度の適正で円滑な運営に向けた取り組みを進めてきました。

本計画では、目前に控えた2025年、さらには2040年に向けて、引き続き「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図っていくとともに、「我が事・丸ごと」の包括的支援体制を整備し、地域共生社会の実現に向け、これまでの成果や課題を踏まえつつ、上位計画との整合性等を踏まえ、第7期計画の基本理念を踏襲した、次の2点を本計画の基本理念とします。

・ ・ ・ 【基本理念】 ・ ・ ・

『 地域包括ケアシステムの深化・推進 』

『 介護保険制度の持続可能性の確保 』

3 計画実現に向けた基本目標と視点

本市の目指す2025年・2040年の高齢社会像や本計画の基本理念を実現していく上で重要な12の視点を踏まえた7つの基本目標を設定し、基本目標の実現に向けた施策体系を整備・推進することにより、計画の進捗を図ります。

基本目標 1	
いつまでも健康でいきいきと暮らしていける	
視点 1	「健康長寿のまち鳴門」の実現に向けた住民主体・多職種連携による介護予防の推進
視点 2	地域ぐるみの創意工夫による持続可能な介護予防・生活支援サービスの推進
基本目標 2	
地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける	
視点 3	住民の思いが集まった楽しく無理なく取り組める支え合い活動の充実
基本目標 3	
住み慣れた地域で安心して暮らしていける	
視点 4	自立性と多面的機能の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化
視点 5	自立支援・重症化防止に向けた医療・介護関係者の連携
視点 6	介護離職の抑制や中重度要介護者の在宅生活継続に資する取り組みやサービス確保
基本目標 4	
誰もが尊厳をもってともに暮らしていける	
視点 7	認知症施策の推進
視点 8	高齢者の権利擁護の推進
基本目標 5	
安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進	
視点 9	住みやすい居住環境の整備
視点 10	災害及び感染症に対する備え
基本目標 6	
社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける	
視点 11	高齢者の多様な活躍の場の創造
基本目標 7	
介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み	
視点 12	必要な人が必要なサービスを持続的に利用していけるための取り組み

基本目標 1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける

【視点1】「健康長寿のまち鳴門」の実現に向けた住民主体・多職種連携による介護予防の推進

【視点2】地域ぐるみの創意工夫による持続可能な介護予防・生活支援サービスの推進

本市の高齢化率は、令和2（2020）年3月末時点で34.5%であり、今後、高齢化は更に進展していくことが見込まれています。

本市においては、これまでに様々な健康づくりや介護予防事業に取り組んできましたが、後期高齢者の増加や、それに伴う認定者数の増加など、高齢者の置かれた状況に合わせた形で、地域の実情に応じた効果的な取り組みを進める必要があります。

本計画においては、「いつまでも健康でいきいきと暮らしていける」を1つ目の基本目標に掲げ、市が実施主体の取り組みに加え、住民が主体的に介護予防に取り組める環境づくりや中長期的なロードマップに基づくリハビリテーション専門職等との連携強化等による、効果的な介護予防事業の展開、元気高齢者やNPO法人等の多様な主体によるサービス提供体制づくり等の視点から各種施策を展開します。

基本目標 2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける

【視点3】住民の思いが集まった楽しく無理なく取り組める支え合い活動の充実

高齢化の進展とともに、家族形態も変化し、全国的に高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯は増加しています。

本市においても、高齢者単身世帯数は増加傾向にあり、平成27（2015）年の国勢調査では、平成7（1995）年に比べ、2.4倍の3,031世帯となっており、高齢者世帯数の約3割を占めています。また、高齢者の夫婦のみ世帯と合わせると、約6割を占めています。

このような世帯構成の変化や高齢者の生活支援ニーズの多様化などにより、これまで以上に高齢者へのきめ細かい支援が必要になってきており、介護サービスに加え、インフォーマルサービスやボランティアなどを活かしながら、地域で支え合って暮らしていける環境づくりを推進していく必要があります。

第8期計画においては、「地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける」を2つ目の基本目標に掲げ、ちょっとした困りごと等の支援のため、地域の住民の支え合いや助け合い活動の充実といった視点から各種施策を展開します。

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける

【視点4】 自立性と多面的機能の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化

【視点5】 自立支援・重症化防止に向けた医療・介護関係者の連携

【視点6】 介護離職の抑制や中重度要介護者の在宅生活継続に資する取り組みやサービス確保

後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者や介護だけでなく、医療的なケアも必要とする高齢者が増加しています。

介護や医療のケアが必要となっても、自宅で暮らしたいと考える高齢者は多く、本計画の策定にあたり実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、依然として、自宅で暮らしたいと回答した高齢者が多くなっています。

高齢者が在宅生活を送っていくためには、医療関係者や介護サービス事業所、地域包括支援センター等、それぞれが支援するだけでなく、各機関が連携し、高齢者を支え合う仕組みづくりが必要となります。

本計画においては、「住み慣れた地域で安心して暮らしていける」を3つ目の基本目標に掲げ、地域包括ケアシステムの中核をなす地域包括支援センターの機能強化や医療と介護の連携等について、各種施策を展開します。

基本目標 4 誰もが尊厳をもってともに暮らしていける

【視点7】 認知症施策の推進

【視点8】 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者は、全国でも増加しており、令和7（2025）年には約5人に1人、20%が認知症になるという推計があり、本市においても、今後も認知症高齢者が増加していくと考えられます。

こうした中、国においては、令和元（2019）年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくことが示されています。

本市においては、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、様々な機関と連携し、地域で認知症の人を支え、ともに生きていく仕組み・体制づくりを構築することで、4つ目の基本目標「誰もが尊厳をもってともに暮らしていける」まちを目指します。

また、基本目標の達成に向けて、認知症施策の推進のみならず、虐待防止や成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護にも視点を置き、各種施策を展開します。

基本目標 5 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進

【視点 9】 住みやすい居住環境の整備

【視点 10】 災害及び感染症に対する備え

運動機能が低下した高齢者にとっては、少しの段差や少しの距離の移動が困難になり、暮らしなれた自宅においても、転倒等のおそれがあり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、過去1年間に何度も転んだことのある高齢者が1割以上おり、安全な生活環境の確保が必要です。

また、本市においては、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード8～9クラスの大きな地震が発生するおそれがあり、地震をはじめ、災害が発生した際にも、高齢者を支援する仕組みが必要となります。

第8期計画においては、「安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進」を5つ目の基本目標に掲げ、高齢者が安全かつ安心して暮らしていけるよう、住宅改造等の支援などを含んだ、住みやすい居住環境の整備とともに、災害発生時の支援体制づくりの充実を図ります。

また、新型コロナウイルスを含めた、感染症対策において、「新しい生活様式」や感染予防についての周知啓発を図ります。

基本目標 6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける

【視点 11】 高齢者の多様な活躍の場の創造

高齢者が就労や社会参加等によって社会的な役割を担うことや趣味や生きがいをもって生活することは、心身の健康維持・増進に大きく寄与し、また、高齢者の社会進出による高齢者の支え手不足の解消に向けた活躍も期待されています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域活動への参加状況は向上していますが、参加意欲があるものの活動に参加していない人も一定程度いることから、参加を促す仕組みづくりが必要です。

第8期計画においては、「社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける」を6つ目の基本目標に掲げ、就労や社会参加等による活躍の場を創造できるよう、各種施策を展開します。

基本目標 7 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み

【視点 12】必要な人が必要なサービスを持続的に利用していただけるための取り組み

高齢化の進展に伴い、給付費は増大し、保険料も上昇を続けており、各保険者においては、介護保険を持続していくための取り組みとして、給付費の適正化やサービスの質の向上に向けた取り組みが重要視されています。

本市においても、「介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み」を7つ目の基本目標に掲げ、ケアプラン点検や介護認定の適正化等の取り組みを通じ、介護保険の適正実施に努めるとともに、総合相談業務や介護相談員の派遣等によって、市民からの相談に適切に対応するなど、介護サービスの質の向上に向けた取り組みも推進します。

4 施策体系

基本理念		7つの基本目標	主な取り組み項目等
地域包括ケアシステムの深化・推進	介護保険制度の持続可能性の確保	基本目標 1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける	<ul style="list-style-type: none"> 本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開 介護予防・生活支援サービス事業の推進 高齢者が健康を自ら支えるための取り組みの推進（健康づくり）
		基本目標 2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービス・サポートの充実（生活支援体制整備事業の推進）
		基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの機能強化 在宅医療と介護の連携の推進 介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み リハビリテーション提供体制の推進 自立生活の支援のための福祉施策
		基本目標 4 誰もが尊厳をもってともに暮らしていける	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の推進 高齢者の権利擁護の推進
		基本目標 5 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 災害及び感染症に対する備え
		基本目標 6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける	<ul style="list-style-type: none"> 就労機会の拡充と社会参加の促進
		基本目標 7 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する支援 介護人材の確保及び資質の向上、業務の効率化及び質の向上 介護給付費等適正化事業の推進 事業所への適切な指導及び監査体制の構築 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みへの対応

具体的な取り組みの推進による

基本理念・基本目標の実現を通じ

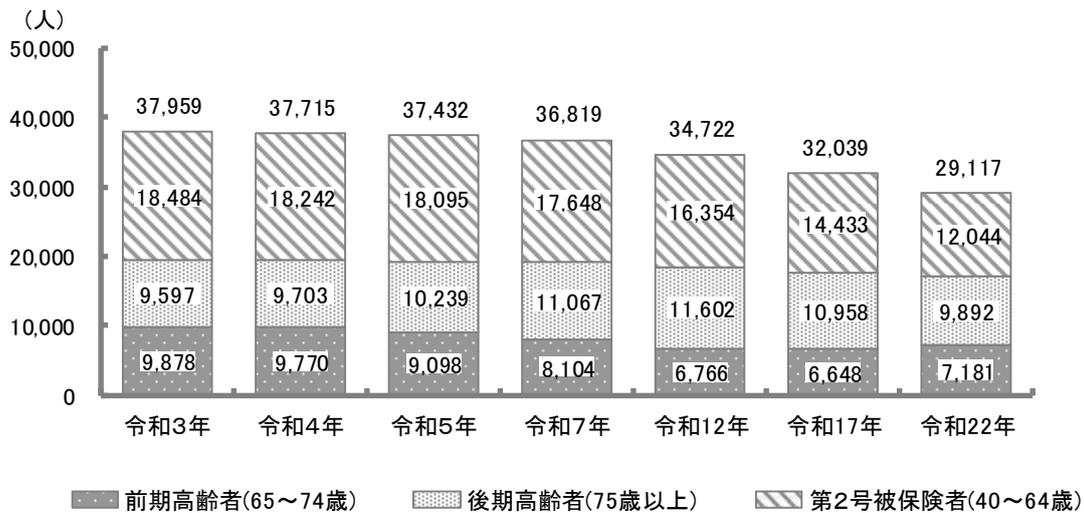
本市の目指す 2025 年・2040 年の高齢社会像

5 考慮すべき前提条件

(1) 40歳以上・高齢者人口の推計

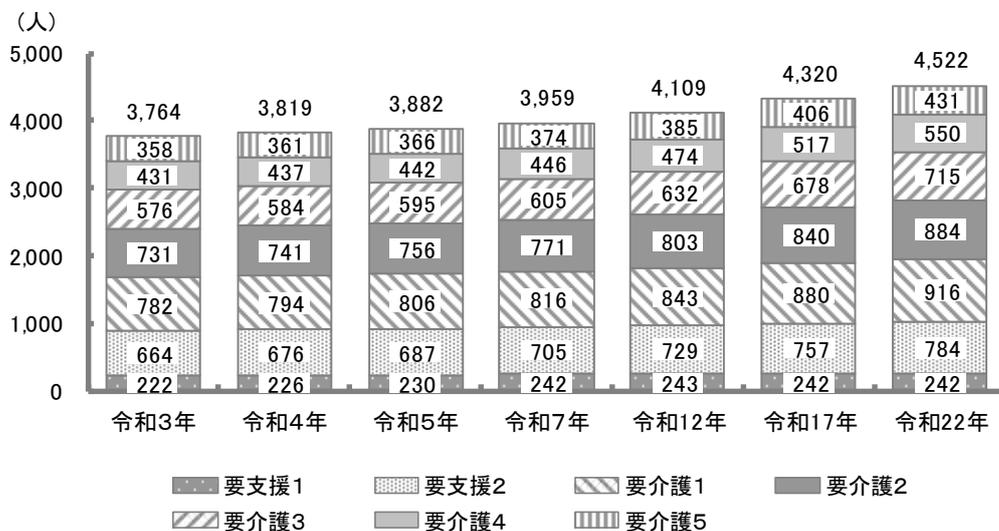
介護保険料を負担する本市の40歳以上人口は、年々減少していくと推測されます。

また、前期高齢者は減少傾向にあるものの、比較的、要介護状態となる割合の高い後期高齢者は令和12（2030）年頃まで増加し続ける見込みとなっています。



(2) 要介護度別認定者数の推計

全体の認定者数は、今後も増加傾向にあり、令和7（2025）年には約4,000人となり、令和22（2040）年には、4,500人を上回る見込みです。



6 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

介護保険法上、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して」日常生活圏域を定めるものとされています。

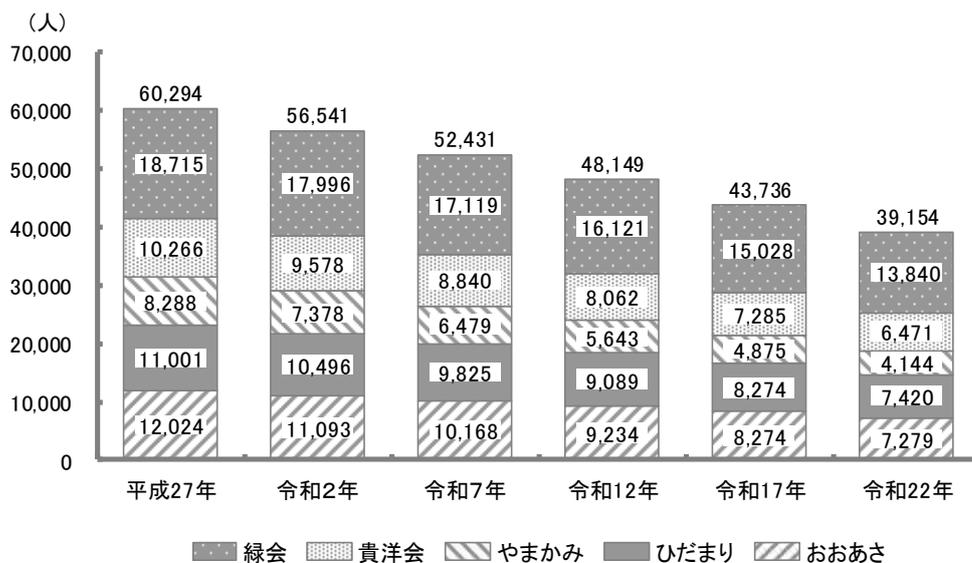
本市では、日常生活圏域として、おおあさ（大麻町全域）、貴洋会（撫養町川東地区及び里浦町全域）、ひだまり（大津町全域及び撫養町木津地区）、緑会（撫養町川西地区（木津を除く）及び鳴門西地区）、やまかみ（瀬戸町全域、北灘町全域及び鳴門東地区）の5圏域を設定しており、本計画においても、この5圏域を設定します。



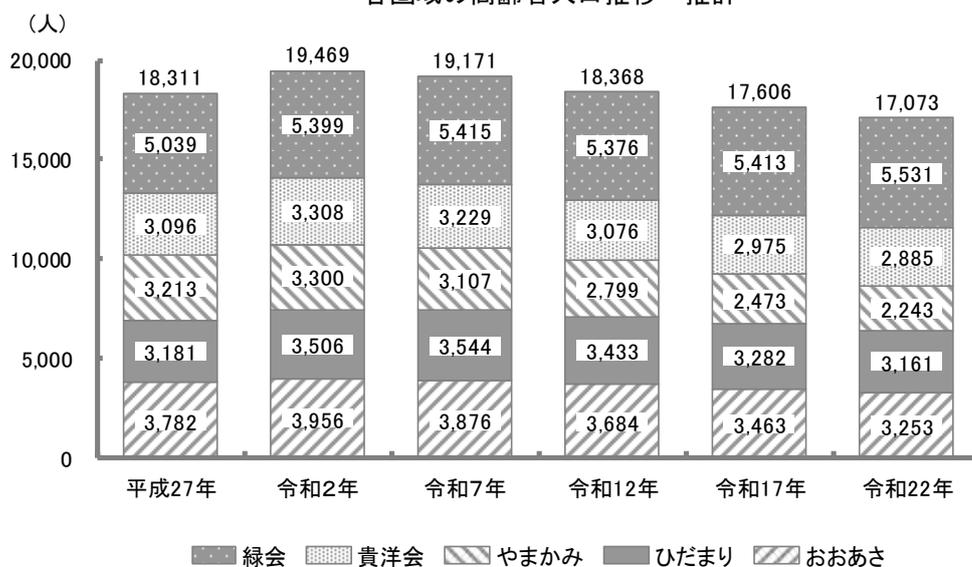
(2) 日常生活圏域別の人口の推移・推計

全ての圏域において、人口は減少しています。一方で、高齢者人口は増加傾向が続いていましたが、貴洋会ややまかみ、おおあさの圏域では減少に転じ、緑会やひだまりの圏域でも令和7（2025）年以降には減少に転じる見込みとなっています。

各圏域の人口推移・推計



各圏域の高齢者人口推移・推計



第4章

具体的な取り組み事項

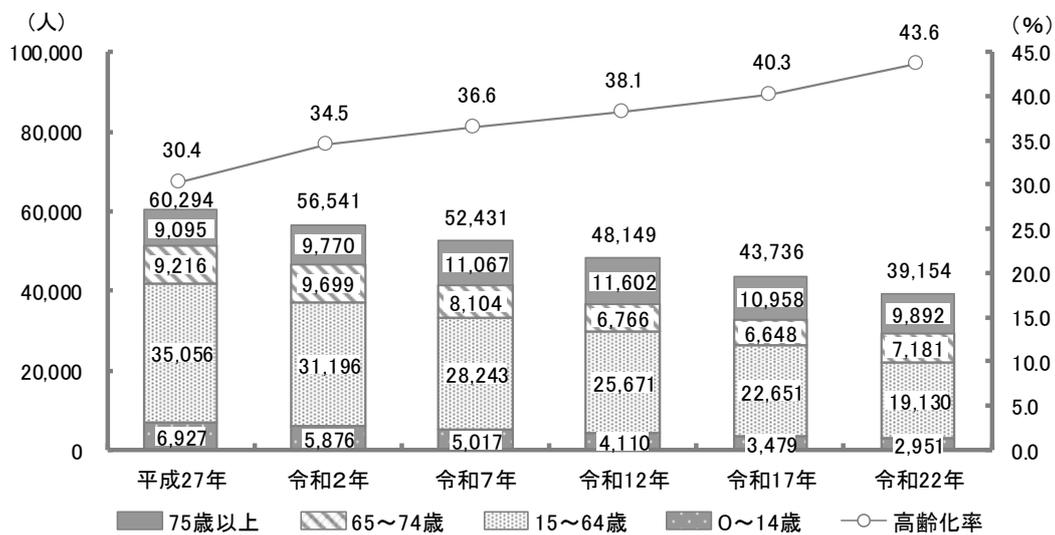
1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける

【 現状等 】

高齢化の更なる進展が見込まれる中、「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた自立支援・介護予防（発生を防ぎ、維持・改善を図る）に資する取り組みを、本市の実情に合わせ、より効果的に実施していく必要があります。

本市の人口推移及び推計をみると、高齢者数は、令和2（2020）年頃にピークを迎え、後期高齢者数は令和12（2030）年頃まで増加する見込みであり、高齢化率の上昇は、それ以降も続く見込みとなっています。

本市の年齢階層別人口と高齢化率の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
令和7年以降は市の推計値

鳴門市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、週1回以上外出する割合は、前回調査に比べ高くなっており、また地域における会やグループなどへの参加者も増えている結果となっています。

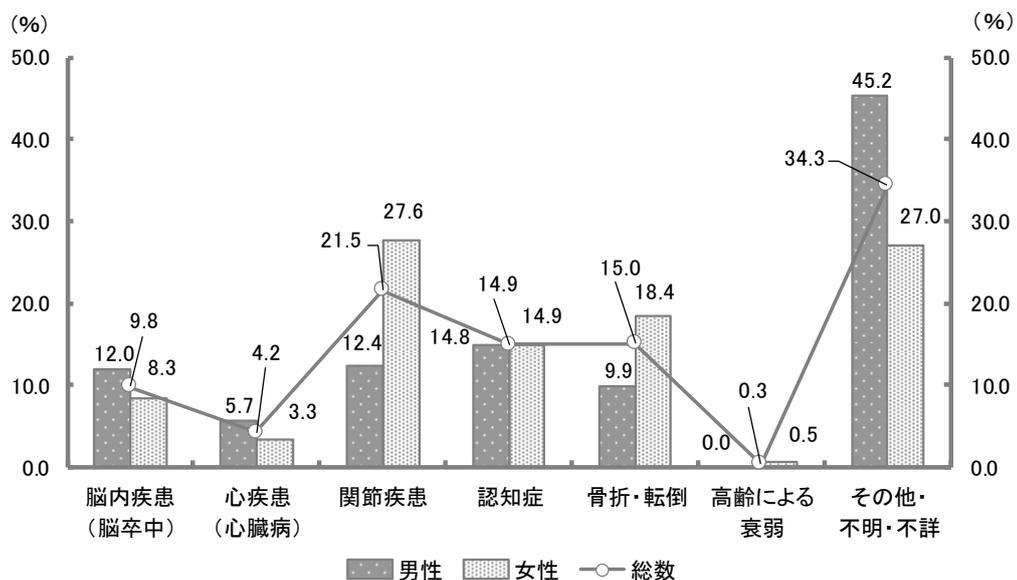
一方で、高齢者の増加に伴い、要介護等認定者数は増加しており、介護につながる原因としては、関節疾患、認知症、骨折・転倒などがきっかけとなっています。

そのため、本市では、高齢者の筋力づくりを主眼に置いた安全で効果の高い「いきいき百歳体操」を推進しているとともに、平成28年（2016）年度から身近な場所で定期的に集まり介護予防などの思い思いの活動を行う住民主体の通いの場として、「いきいきサロン」の活動を多職種との連携により推進していますが、近年、新規開設数が減少しています。

また、総合事業については、本市では平成28（2016）年度から実施しており、移行前と同等の現行相当サービス、要支援領域の身体介助が少ないことに着目して人員基準等を緩和し利用料等も引き下げた緩和型（A型）サービス、専門職の関与により短期集中的に運動機能や栄養改善、口腔機能の向上に関するプログラムを行う「くらしいききサポートサービス」（C型）を展開しています。

健康寿命の延伸を図るために、様々な取り組みを行い、一定の成果をあげていますが、通いの場等に参加しない高齢者への対応が課題となっています。

本市の65歳以上新規要介護等認定者の介護が必要となった主な原因（令和元年度）



資料：鳴門市（令和元年度新規申請認定者主治医意見書）

本市の65歳以上新規要介護等認定者の要介護度別介護が必要となった主な原因（令和元年度）
（単位：％）

要介護度	第1位		第2位		第3位	
全体	関節疾患	21.5	認知症 骨折・転倒	14.6	脳血管疾患 (脳卒中)	10.9
要支援者	関節疾患	38.3	骨折・転倒	15.0	脳血管疾患 (脳卒中)	7.1
要介護者	認知症	19.5	骨折・転倒	14.3	脳血管疾患 (脳卒中)	12.9

資料：鳴門市（令和元年度新規申請認定者主治医意見書）

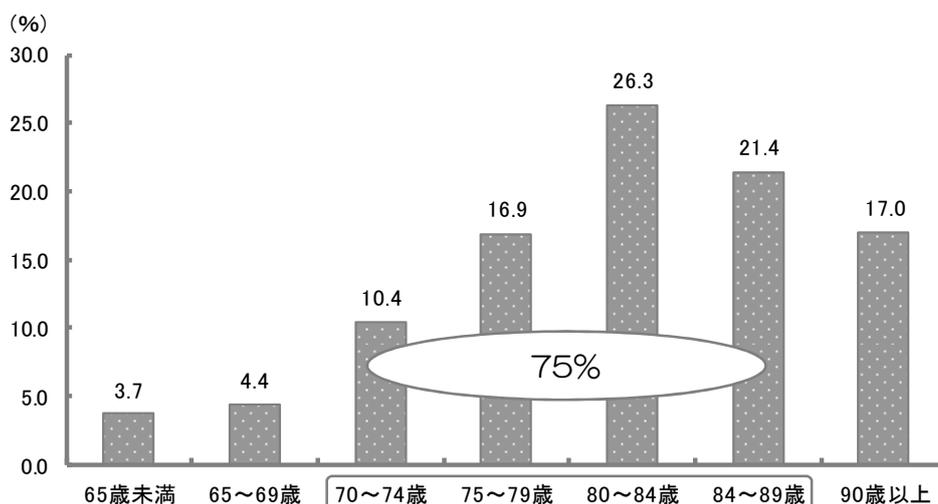
現在の要介護度別に見た介護が必要となった主な原因

（単位：％）

現在の要介護度	第1位		第2位		第3位	
全体	認知症	17.6	脳血管疾患 (脳卒中)	16.1	高齢による 衰弱	12.8
要支援者	関節疾患	18.9	高齢による 衰弱	16.1	骨折・転倒	14.2
要介護者	認知症	24.3	脳血管疾患 (脳卒中)	19.2	骨折・転倒	12.0

資料：令和元年国民生活基礎調査

本市の新規要介護等認定者の年代別の割合（令和元年度）



資料：鳴門市

【成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上の新規要介護等認定者の平均年齢	82.5歳	----->		上昇

(1) 本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開

【今後の取り組み】

従前の多分野にわたる取り組みの枠組みを活かしつつ、身近な場所での展開、市民との協働、多職種連携による個別的関与の充実等の視点に留意しながら介護予防に資する取り組みを継続するとともに、新たにフレイル（加齢に伴い心身の機能が低下した状態で、「健康」と「要介護」の中間に位置する状態）チェックを導入することによりハイリスク者を早期に発見し、対象者の状況に応じた予防・改善策の提案・実施につなげます。

また、各種データ分析による効果測定を行い、適時、事業見直しを行いつつ、地域住民や各職能団体、地域包括支援センター等とも密接に連携しながら効果的な推進に努めます。

さらに、後期高齢者の増加等の本市の状況に合わせた、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に向け、関係部署が連携して検討を進めます。

① 「いきいきサロン創出・活動支援事業」及び「いきいき百歳体操普及啓発事業」の推進

- 住民主体の通いの場である「いきいきサロン」の更なる開設に向け、市民への周知や運営経費の助成、開設運営の技術的な支援等、包括的な支援を進めるとともに、開催場所の拡充等について検討します。
- 「いきいき百歳体操」の普及啓発を推進するとともに、実施者の体力測定の結果分析に基づく、実施方法の周知徹底や提供するコンテンツの見直しなど、実施効果の最大化を図ります。
- 社会参加の促進、運動機能向上、低栄養予防、口腔機能向上、認知機能低下予防といった、包括的な機能を持った高齢者に最も身近な介護予防の拠点としての機能向上及び活動の活性化を図るため、関係部署や職能団体との連携強化による多角的な「いきいき先生」の派遣や、ユニバーサルスポーツの紹介など、各サロンの状況に合わせた実施メニューが選択できるような支援に努めます。
- 住民主体によるサロン活動の活性化及び介護予防に資する担い手の人材育成を図るため、段階的なリーダーの養成に努めるとともに、継続的なフォローアップを行います。また、上級・中級リーダーについては、地域のサロンでの活動実績に応じたポイントの付与を行うなど、社会参加を促進するための支援に努めます。

- 各サロン間の交流による活動の活性化及び意識醸成を図るため、「いきいき百歳大交流大会」、世話人「おしゃべり会」を継続実施するとともに、「いきいきサロンかわら版」の定期的な発行による情報発信を推進します。

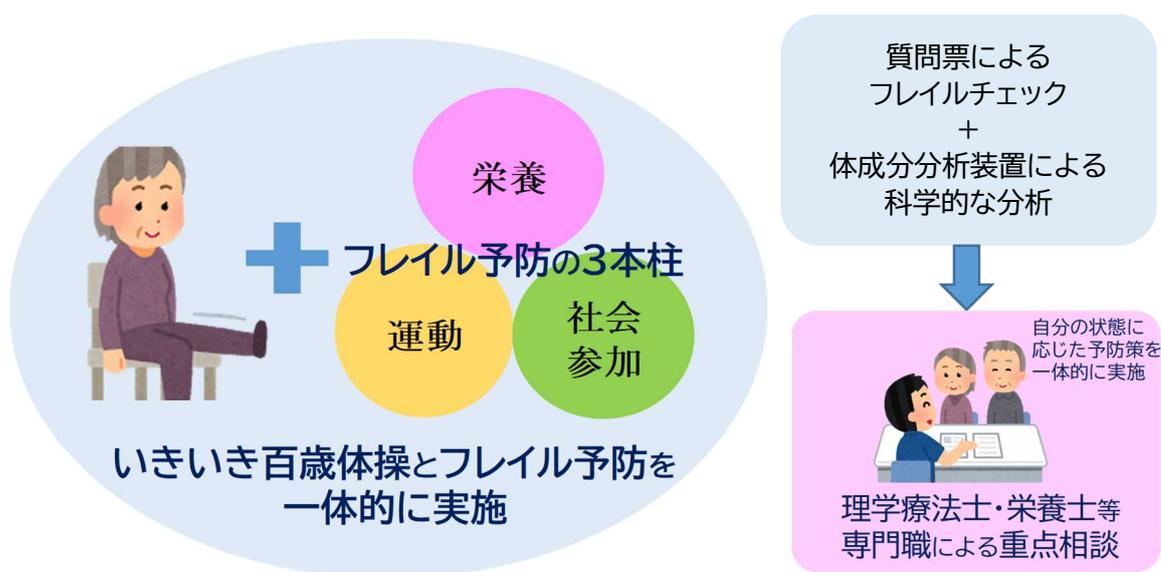
②鳴門市版フレイル予防推進事業の実施

- 加齢に伴う心身の機能が低下した状態である「フレイル」の兆候を早期に発見し、要介護状態への移行を抑制するため、質問票によるフレイルチェックとあわせて、体成分分析装置による栄養状態や筋肉の状態の科学的な分析を行い、改善が必要な方に対して、専門職による、継続的・重点的な相談・指導につなげます。

また、高齢者の社会参加を促すとともに、住民主体の健康づくり・介護予防の意識のさらなる醸成を図るため、フレイルサポーターなどの地域で活躍するリーダー養成にも取り組みます。

これまで取り組んできた「いきいき百歳体操」等の「運動」に加え、「栄養」や「社会参加」などの3つの柱を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を目指します。

「鳴門市版フレイル予防推進事業」のイメージ



③介護予防事業の関係者や関係機関の連携による包括的な支援

- 運動機能や口腔等、高齢者の生活を支える機能は互いに関連し合っており、各事業の参加者と接する中での各専門職の気づきを別の事業や専門職、行政、地域包括支援センター等に適切につなぐことで、廃用症候群や認知症、低栄養やフレイル等の早期発見や適切なサービスにつながる可能性も高まります。多職種や各機関との連携強化、個別関与の充実等による包括的な支援の推進を図ります。
- 専門性をいかしたデータ分析や関係機関等との連携により、多様な課題を抱える方や閉じこもりがちで健康状態が把握できない方など、介護予防事業不参加者を把握し、通いの場や必要な支援につなぐための仕組みづくりを検討します。

④適切な効果検証等の継続による介護予防事業体系の再構築

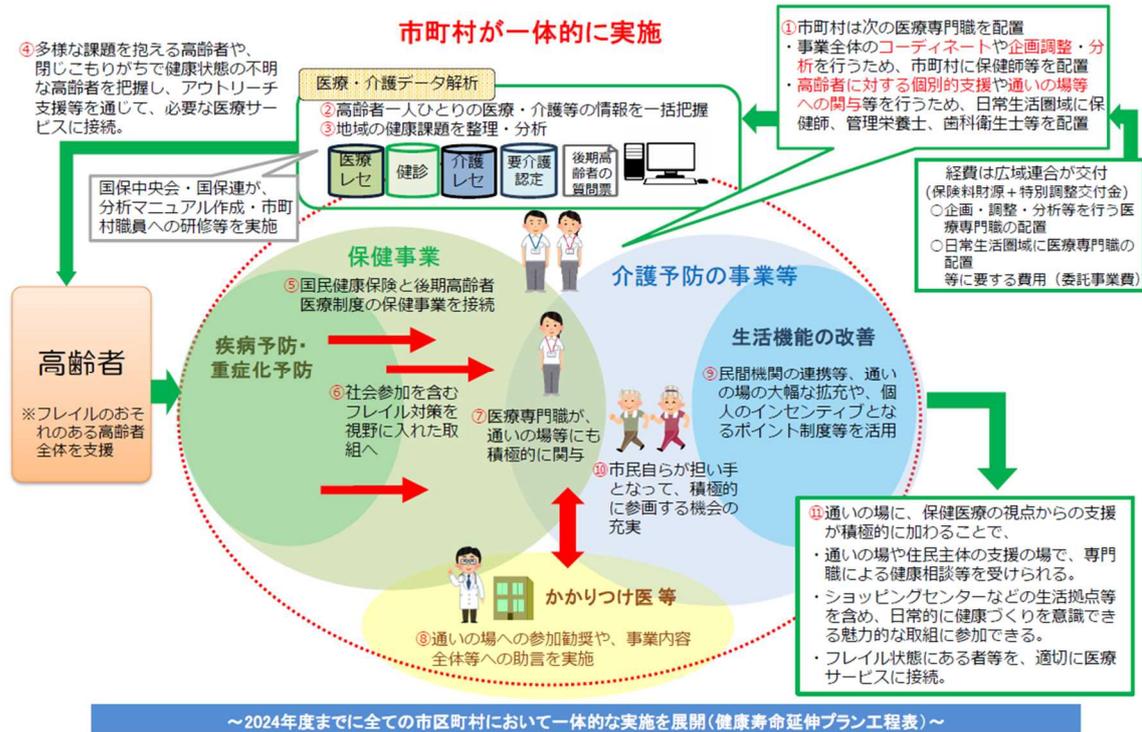
- 介護予防事業の財源は、被保険者の介護保険料と国・県・市の公費により賄われ、実施にあたっては、直営・委託の如何を問わず、多くの専門職等が関与しています。
また、介護予防に効果があるとされるものは、分野によってはまだ十分に確立されているものではなく、様々な試みや研究等が進められています。限られた資源の効率的で効果的な活用に向け、事業の効果検証に基づく事業体系の再構築に向けた見直しを適宜講じていきます。

⑤介護予防事業の周知・趣旨の啓発

- 介護予防事業が創設されてから10年以上が経過し、一定の参加者を得て定着している一方で、事業体系の全体像や趣旨の周知はまだ十分とは言えず、参加者の固定化への懸念も見受けられます。
改善事例や介護予防の効果等も含め、各種広報やパンフレット等の配布等を通じて、事業周知や趣旨の啓発を図っていきます。
- 市公式ウェブサイトやケーブルテレビなどを活用して、自宅でも気軽にできる運動を情報発信します。

⑥高齢者の保健事業との一体的な実施

- 従来行われてきた生活習慣病の重症化を含めた予防を主な内容とする保健事業との連携が重要であり、通いの場における医療専門職等の関わり方の一つとして、関係部署が連携し、高齢者の保健事業との一体的な実施に向けた検討を進めます。



資料：厚生労働省

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度又は令和2年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいきサロンの開設数	58箇所*	60箇所	65箇所	70箇所
いきいきサロンの参加者数	992人*	1,020人	1,060人	1,100人
いきいき先生の派遣回数	76回	100回	110回	120回
介護予防に資するリーダー等の養成者延べ人数(累計)	110人*	200人	240人	285人
フレイルチェックの実施者数	587人*	700人	800人	900人
フレイルチェック実施者の内個別の指導に繋がった人数	—	70人	80人	90人

※現状値のうち「*」については、令和2年度直近値

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

【今後の取り組み】

国の制度改正や事業者の動向等を引き続き注視しながら、サービス供給体制の確保に留意するとともに、多様な担い手の創出と生活支援体制整備事業との連携に向けた取り組みを推進していきます。

また、C型サービスをはじめとする多職種連携による介護予防の取り組みについては、関係団体等の協力を得ながら、適時の効果検証と実施方法等の改善を図るとともに、フレイル予防事業など事業間の連携体制を整備することで、より効果的な介護予防の推進に努めます。

①本市の実情に即した「鳴門市型介護予防・生活支援サービス」の推進

- 総合事業の導入趣旨や個人の残存能力を活かした介護予防を図る観点、レスパイトケアの側面や住民主体のサポートの展開状況等を踏まえ、利用者ニーズと提供体制の確保のバランスを図りながら、引き続き「鳴門市型 介護予防・生活支援サービス」の推進を図ります。
- 住民主体サービス（B型）の導入については、助け合いによる多様なサポートの創出を図るという趣旨を他事業（生活支援体制整備事業や一般介護予防事業）で推進することも想定されます。引き続き、地域支援事業全体の枠の中で趣旨の実現に向けた検討を進めます。

②緩和型サービスや住民主体サービス・サポートの担い手確保

- 生活支援サポーター養成講座の継続実施による緩和型サービスや住民主体のサービス・サポートの担い手確保を図ります。また、生活支援サポーター養成講座修了者の活躍の場の創出に向けて、検討を進めます。

③短期集中C型サービス（くらしいきいきサポート事業）の充実

- 現在、実施している運動機能・栄養改善・口腔機能向上を主眼としたC型サービスについて、多職種や関係機関の連携によるサービス利用前後の関与強化を図るとともに、連携実施している各職能団体とともに適宜、効果検証を図り、事業改善及び効果の最大化を図ります。
- フレイルチェックの分析を踏まえ、ハイリスク者の状況に応じた機能改善・向上を図るため、専門職との連携により、C型サービスの活用につながるよう取り組みます。

④総合事業対象者のサービス提供時における基礎疾患等の確認の徹底

- 基本チェックリストは、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように本人の状況を確認するツールとして活用するものですが、介護予防等の支援を行う上で、利用者本人の基礎疾患等に関する情報は、支援の有効性や安全性を確保する上で重要な情報となります。こうしたことから、介護予防ケアマネジメント実施の際には、基礎疾患等に関する情報の重要性に鑑み、要介護認定等の申請につなげることに付随して医師の意見を確認することや主治医への個別の確認等により、利用者の状況を把握するよう、徹底を図ります。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度又は令和2年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援サポーター養成講座の修了者数(累計)	65人	80人	90人	100人
短期集中C型サービスの利用者延べ人数	124人*	350人	450人	550人

※現状値のうち「*」については、令和2年度直近値

(3) 高齢者が健康を自ら支えるための取り組みの推進（健康づくり）

【今後の取り組み】

本市では、平成29（2017）年3月に「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」を制定しました。本条例では「健康診査及び検診を受診するとともに、健康教室、健康相談、介護予防事業にも積極的に参加することにより、病気の予防、早期発見及び早期治療を心がけ、重症化予防及び介護予防につなげること」、「自らの病歴、服薬状況など健康履歴に関する情報を、健康手帳等により管理すること」等を、市民の役割として、また「市民が生涯にわたって健康づくりに取り組むことができるよう、市民の健康づくりを推進するための施策を実施すること」等を市の役割として定め、市民の主体的な健康づくりを推進していくこととしています。

高齢者が自らの健康を自らで支えていく、セルフケア（自分の体の状態を把握し、十分な休養をとり、適切な栄養を適量とり、適度に運動をするなど）の視点に立った健康づくり施策を推進します。

①健康づくりに関する情報の提供

- 市の広報媒体やパンフレット、出前講座等に加え、いきいきサロンへの巡回等、様々な機会を捉え、高齢者福祉と健康増進を所管する部署が連携しながら、季節や高齢者の興味等に応じた健康に関する情報を提供します。

②特定健診・がん検診の受診勧奨、服薬管理・口腔ケアの周知・啓発

- 特定健診・がん検診の受診勧奨、服薬管理や口腔ケアの重要性の啓発等に継続して取り組みます。

③家族ぐるみで取り組める介護予防（健康づくり）事業の推進

- 元気高齢者、あるいは中年期から家族ぐるみで取り組める身近な運動プログラムの実施を検討するなど、多世代で取り組む健康意識の醸成（介護予防事業への円滑な移行）に努めます。

2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける

【 現状等 】

高齢化・核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者の夫婦のみ世帯は年々増加し、平成27（2015）年の国勢調査では、ひとり暮らし高齢者や高齢者の夫婦のみ世帯は、高齢者のいる全世帯数の6割を占めています。

一方で、鳴門市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護が必要になった場合の過ごし方として、「家族などを中心に自宅で介護してほしい」や「介護保険・保健福祉サービスなどを利用しながら自宅で生活したい」など、自宅で生活を望んでいる高齢者は6割近くとなっています。

現状、高齢者への生活支援は、介護保険サービス及び配食・移送・移動スーパー等の多様なインフォーマルサービスで賄われていますが、今後更に、介護保険サービスを担う人材不足が予想される中、高齢者自身やNPO、ボランティア、企業等の多様な主体が生活支援を提供していくことが必要となっています。

本市では、平成27（2015）年度より、基幹型地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名配置し、生活支援ニーズや高齢者を支える社会資源の情報収集等を行ってきました。

平成28（2016）年度からは「公益財団法人 さわやか福祉財団」との連携により、市民フォーラムや市民参加による勉強会等、協議体設置に向けた機運醸成を進め、平成30（2018）年1月に生活支援コーディネーター3名を追加配置し、同年2月に第1層協議体を設置しました。

さらに、平成30（2018）年度には、大津地区、大麻町板東地区、撫養町川西地区において、第2層協議体が設立され、生活支援コーディネーターを中心に連携を図りながら、地域における課題の把握や地域資源の発掘を行いました。そして、居場所づくり、住民主体による介護予防活動と生活支援サポートの3つの機能をもつ、住民主体による「暮らしのサポートセンター」3箇所が設置され、各地域の実情に応じた取り組みを推進しています。引き続き、身近なニーズに対応した住民主体の助け合い活動を推進するための、担い手養成等を進める必要があります。

(1) 生活支援サービス・サポートの充実（生活支援体制整備事業の推進）

【今後の取り組み】

高齢者の増加や介護職員の不足により、介護保険サービスや既存のインフォーマルサービスでは対応しきれない様々な生活支援ニーズが増加する中で、地域での互助活動による生活支援の必要性は、更に高まるものと予想されます。

今後も、丁寧なニーズ把握を進めながら、居場所づくり、住民主体による介護予防活動と生活支援サポートの3つが市内各地域に根付いていくよう、地域の実情に即した体制づくりと活動の継続を支援し、さらなる生活支援体制整備事業推進に努めます。

①生活支援コーディネーターと協議体の協働による生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターと第1層協議体の活発で有機的な活動を促しつつ、既存の第2層協議体との協働と継続的な活動支援による生活支援体制整備事業を推進します。
- 各地域において、生活支援体制整備事業への理解を深め、地域ニーズを踏まえた目指す姿の共有を図り、住民を主体とした解決に向けた取り組みを検討するため、勉強会等を継続的に行い、第2層協議体の設置に向けた支援を行います。

②身近なニーズに対応する助け合いによる生活支援の仕組みづくり

- 買い物や掃除、調理等、身近なニーズや介護保険サービスでは対象とされない困りごとにも対応できる助け合い活動を推進するため、制度の周知・啓発に努めるとともに、広く担い手を募集・養成し、有償ボランティアである「暮らしのサポーター」としての登録を推進します。

③新たな高齢者の移動手段の確保

- 今後、検討が進められる予定の本市の実情に即した新たな公共交通のあり方を踏まえながら、介護保険サービスによる移送サービスの隙間にあるニーズを埋める助け合いによる移送サポートの仕組みを検討します。

④暮らしのサポートセンターへの支援

- 市内3箇所に住民主体により設置された、「地域における誰もが気軽に集える居場所」、「住民主体の介護予防」、「日常的な交流を通じた住民同士の随時対応の生活支援サポート」の3つの機能の拠点となる「暮らしのサポートセンター」について、各地域の実情に即した取り組みの充実を図るため、生活支援コーディネーターを中心に継続的な支援に努めます。

また、既存協議体及び地域の協力者の協働を通じて、新たな「暮らしのサポートセンター」の設置に向けて、取り組めます。

⑤インフォーマルサービスとの連携

- 高齢者に優しいお店や活動を取りまとめた「インフォーマルサービス一覧」の活用など、支援を必要とする高齢者や支援者が、ニーズに合ったインフォーマルサービスを利用できるよう、情報の把握と提供に努めます。
- 地域包括支援センターとの情報共有や生活支援体制整備事業へのインフォーマルサービス事業者の参画を進めるとともに、適宜、事業者への支援による生活支援サービスの確保事例等の検討を進めます。

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2層協議体の設置数	3箇所	4箇所	5箇所	5箇所
暮らしのサポートセンターの設置数	3箇所	3箇所	4箇所	5箇所
暮らしのサポート者の登録者数	18人	30人	45人	60人

※現状値は、令和2年度直近値

3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける

【 現状等 】

地域包括支援センターは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民の保健・福祉・医療の向上等に資する取り組みを総合的に行う機関として、市町村に設置が義務付けられた、「地域包括ケアシステム」推進の中核を担う機関です。

総合相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントや地域包括支援ネットワークの構築等、包括的で多面的な事業の推進が必須事業として義務付けられており、本市では、平成18（2006）年度に日常生活圏域毎に1箇所ずつ、委託により設置された計5箇所の地域包括支援センター（以下、「地域型包括」という。）が、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種ของทีมアプローチにより、専門性を活かし、相互連携しながら業務にあたっています。また、平成27（2015）年度に社会福祉協議会への委託により設置した基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹型包括」という。）においては、地域型包括を支援し、連携・統括するとともに、多くの新たな課題に取り組んでいます。

一方で、鳴門市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、住まいの地域を担当している地域包括支援センターの認知度をみると、約7割の高齢者が「知らない」と回答をしており、更なる周知・啓発に努める必要があります。

いつまでも全ての高齢者が安心して生活できるまちであり続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを充実させ、高齢者の生活実態や地域の課題を適宜適切に把握します。また、住民や専門職、行政等が協働でまちのあるべき姿を検討し、包括的な地域づくりを推進していきます。

平成27（2015）年度の介護保険法の改正により、保険制度の異なる医療と介護に関わる多職種間の相互理解や情報共有等を進めるため、「在宅医療・介護連携推進事業」の実施が市町村に義務づけられました。本市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目前に控え、医療と介護に関わる関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供する体制を構築するため、平成30（2018）年度に「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、多職種の協働・連携のもと各事業を推進しています。今後も、引き続き、本市の実情に応じた取り組み内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取り組みを進める必要があります。

また、介護のために勤めている会社を退職する、いわゆる「介護離職」の増加が、全国的に大きな問題になっています。

鳴門市在宅介護実態調査において、介護のために主な介護者が仕事を辞めた割合は3.1%となっており、前回の調査結果に比べ低くなっているものの、今後、認定者数の増加が見込まれる中で、さらに介護者家族に対する身体的・精神的な負担を軽減するための対策が必要となっています。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

【今後の取り組み】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する施設として一層重要性を増しており、ケアマネジャー個人への支援のみならず、地域住民やサービス事業所等を含めた『地域全体をターゲットとする支援』への対応や医療介護連携への関与等も視野に入れた自立的で多面的な機能の発揮が求められています。

こうしたことから、引き続き地域包括支援センターの周知を図っていきます。また、基幹型包括の機能強化を引き続き図るとともに、地域型包括についても、期待される機能の確保に向け、適切な対応策を講じていきます。

①基幹型地域包括支援センターの機能強化

- 地域型包括を支援し、連携・統括するとともに地域包括ケアシステムの推進に係る新たな課題に取り組む中核機関として、自律的な政策企画力の向上を図るとともに、効果的なセンター運営が行えるよう必要に応じてセンターの機能強化を図ります。
- PDCAを踏まえた委託業務（自立支援ケア会議、認知症対策、困難事例対応等）への対応力の向上を図るとともに、情報収集・分析力強化及び地域型包括との連携強化による新規事業提案や既存事業の運用改善に取り組みます。

②地域型地域包括支援センターの機能確保

- 介護予防ケアマネジメント業務以外への関与を促すための支援を通じ、自立的で多面的な必須事業等の推進に向けた実施体制の確保を図ります。
- 保険者による事業実施方針の明示及び委託業務完了時における面接の実施により、委託業務の見える化と徹底を図ります。
- 日常生活圏域毎の人口構成の変化や地域型包括毎の執行体制・委託業務の実施状況、地域共生社会への対応等を踏まえた、日常生活圏域の再設定を含む地域包括支援センターのあり方の検討を進めます。

③地域包括支援センター業務委託に係る事業評価の実施

- 地域包括支援センターについて、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価（自己評価と保険者による評価及び結果の公表）し、全国の状況と比較するなど地域包括支援センター運営委員会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保を促し、保険者側の対応等を通じた委託事業の推進を図ります。

④重層的な地域ケア会議の開催

- 被保険者の抱える様々な課題の解決に向け、関係する様々な支援者や関係者が検討を行う地域ケア会議には、期待される機能や具体的な内容、手法に様々な形態があることを踏まえ、地域の実情に合わせた地域ケア会議の重層的な推進を図ります。
- 個別事例毎に関係者をその都度集めて開催されるタイプの地域ケア会議や、地域型包括が主体となって開催する日常生活圏域での地域ケア会議について、地域型包括の協力も得ながら活発化を促していきます。
- 市全域を地域範囲とする「地域ケア推進会議」を開催し、地域課題の共有と対応策の検討等を行うとともに、会議を通じて地域の関係者の連携強化を図ります。

- 「自立支援ケア会議」については、ケアマネジメント支援やサービス効果の向上、介護支援専門員の全体的な資質向上や事業所による効果的なサービス提供の底上げにつなげるため、適宜、改善例の情報共有、実施範囲や参加者構成も含めた実施方法の改善・深化を図ります。また、ICTを活用した会議の開催など、状況に応じた対応に努めます。

⑤地域全体をターゲットとする支援体制の検討

- 地域包括ケアシステムの深化に向けた関係者をつなぐネットワークの構築・拡充に向けて主体的な役割を果たすとともに、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者を含む『地域全体をターゲットとする支援』への展開、地域共生社会への対応を担う支援体制の調査・検討を進めていきます。

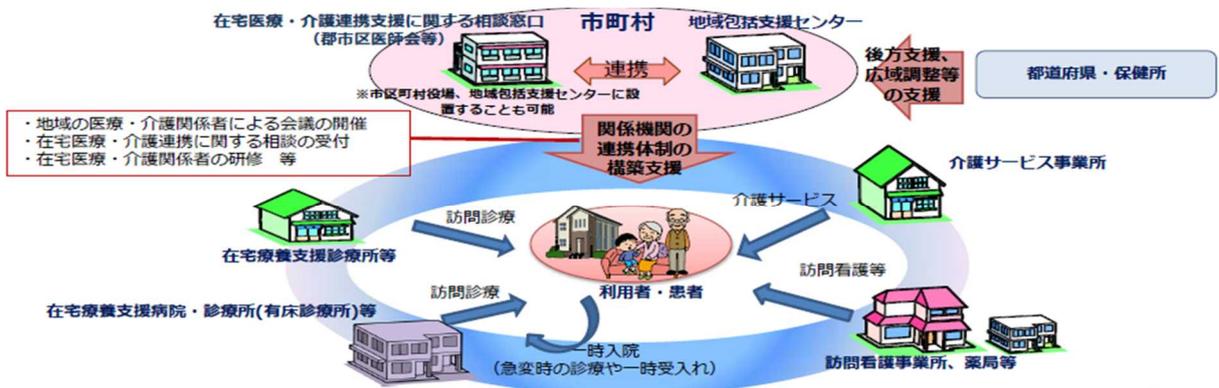
【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議の開催	—	開催	—————▶	
日常生活圏域での地域ケア会議の開催	3回	10回	10回	10回

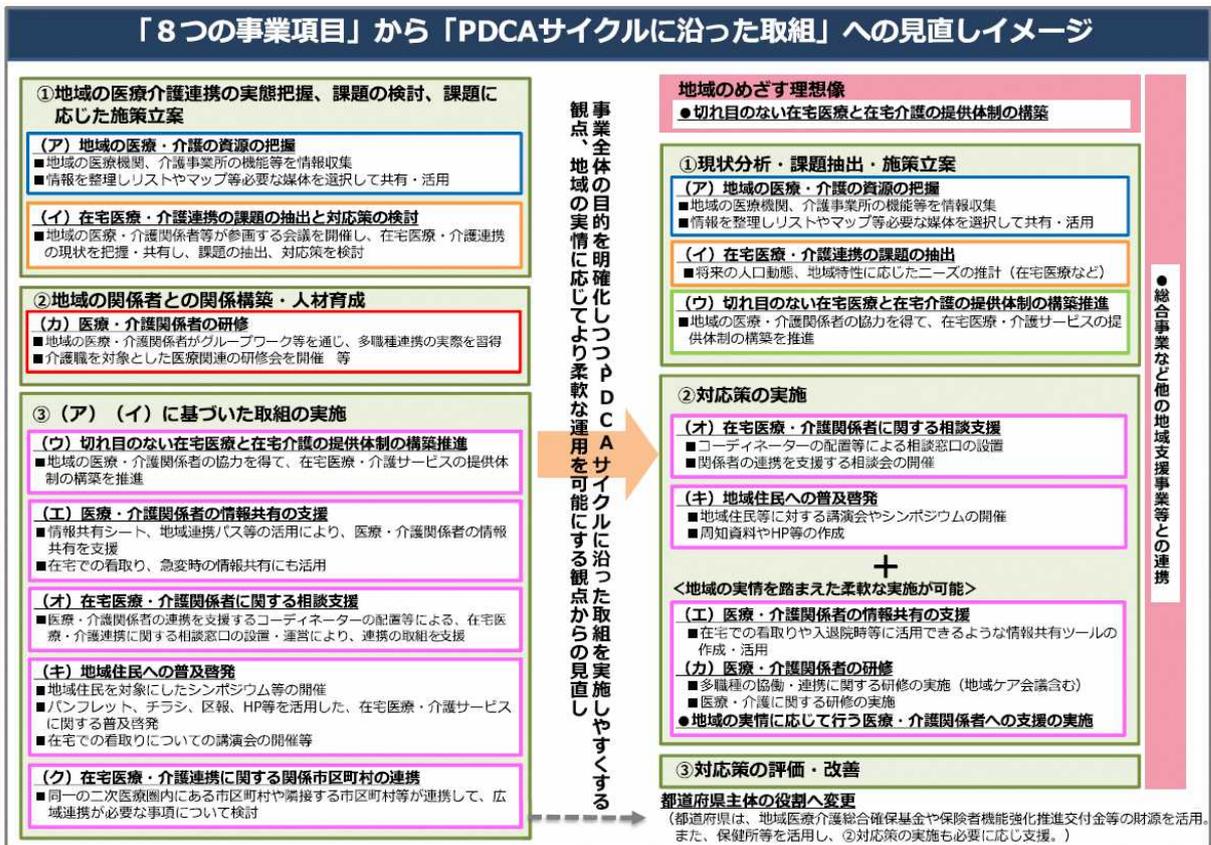
(2) 在宅医療と介護の連携の推進

【今後の取り組み】

在宅医療と介護の連携を推進するための課題把握や課題に応じた対応策等を検討する「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」の開催と当協議会での議論を通じた関係者間のコンセンサスと協働により、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりや人材育成、情報共有支援や市民啓発など、本市の実情に応じた個々の取り組みについて庁内連携を図りながら推進します。



3



資料：厚生労働省

①地域の医療介護連携の現状分析・課題抽出・施策立案

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

- 市民向けに医療や介護などの地域資源を取りまとめた「鳴門市在宅医療・介護ガイド」の活用を図るとともに、定期的に更新を行うなど、資源の把握と情報提供に努めます。

また、関係者向けに地域の在宅医療・介護サービス等の情報を取りまとめた一覧についても定期的に更新を行い、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 在宅医療・介護連携に関わる鳴門市医師会をはじめとする各職能団体等で構成する「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」を定期的に開催し、地域の目指す姿を共有し、課題把握や対応策の方向性等の協議・検討、事業実績の検証を行い、地域の実情に応じた取り組み内容の充実を図ります。

- 在宅医療や介護連携に係る連携体制の強化を図るため、「顔の見える関係会議」の開催や新たな部会の設置を促し、グループワーク等を通じて相互理解を深めるとともに、課題の抽出と対応策の検討を行い、協議会との連携による具体的な活動推進に取り組みます。

- 市内の介護支援専門員同士のネットワークづくりや他の職種との連携・協働を進める「鳴門市介護支援専門員連絡会」の活動を支援します。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- 各会議等の場において、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けた検討を進めます。

②対応策の実施

(エ) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援

- 在宅医療・介護関係者が連携を進めるうえで、共有すべき情報の検討を行い、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組みについてICTの活用に向けた調査・検討を進めます。

- 在宅医療の現場における患者情報の共有化に向けた検討を進めるために作成した「あんしん連絡帳」の普及を図るとともに、活用状況等を踏まえた内容の見直しを行います。

(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- 現状、各医療機関や市長寿介護課、市内の地域包括支援センターが、個々に相談対応している状況を踏まえ、「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」や「顔の見える関係会議」での議論を通じ、在宅医療・介護連携に関する相談支援の範囲や関係機関の連携方法等の検討等を進めます。

(カ) 医療・介護関係者の研修

- 医療・介護分野における職種の質の向上及び相互理解を深めるため、多職種向けの研修会を開催します。

(キ) 地域住民への普及啓発

- 医療・介護従事者を含め、市民に広く開かれた市民公開講座として、「医療・介護連携セミナー」を定例的に開催し、在宅医療やその機能等の紹介、在宅医療・介護連携の必要性等の普及啓発に取り組みます。

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
顔の見える関係会議の開催	1回	2回	2回	2回
鳴門市在宅医療・介護ガイドの普及・更新	発行	普及	→	更新
専門職別の連絡会等の設置数	1	2	3	4
医療・介護関係者研修会の開催	3回	4回	5回	6回
市民向けセミナーの開催	1回	開催	→	→

(3) 介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み

【今後の取り組み】

中重度の要介護高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自宅で自立した日常生活を送り、様々な介護者家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、24時間対応や通所と訪問の組み合わせ、医療ニーズ等に対応できる中重度の要介護者の在宅生活を支えるサービスの充実を進めます。

また、「介護離職ゼロ」・「ダブルケア」への対応に向けた、相談体制の充実、多職種連携による在宅環境の調整等のサポート、介護保険制度の啓発、企業に対する介護のための働き方の調整に関する啓発に努め、要介護高齢者とその家族が暮らしやすい環境づくりを支援します。

①中重度の要介護者の在宅生活を支えるサービス・サポートの充実

- 第6期計画期間中にサービス提供を開始した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（※9）と「小規模多機能型居宅介護」（※10）の利用状況等の検証を行い、効果を見極め、必要に応じ、サービス提供量の上積みを行います。
- 中重度要介護者の在宅生活を支える新たなサービスとして、医療ニーズに対応できる「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を検討します。

※9 「定期巡回・随時対応型訪問看護」

定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービス（訪問介護・訪問看護）を必要なタイミングで柔軟に提供するもの。

※10 「小規模多機能型居宅介護」

「通い」を中心として、要介護者の様態や状況に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度になっても在宅での生活が継続できるように支援するもの。

②介護者家族への支援の充実

- 介護者家族の精神的な負担軽減を図るため、介護者家族の会の定期相談や介護者家族のつどい等の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。
- 高齢者自身や介護者家族の不安を和らげ、介護技術の向上を図ることを目的に、排泄障害や摂食嚥下への対応、福祉用具の適切な活用、在宅環境の調整等に関する介護者家族向けの支援事業を関係する専門職の協力を得ながら進めます。

- 行政や介護支援専門員に介護に関する相談をせずに介護離職に至る例が多いこと、及びダブルケアを行う方の増加に対応するため、市長寿介護課の高齢者総合相談窓口で介護離職に関する相談やダブルケアに関する相談にも対応するなど、関係部署と連携しながら介護離職防止やダブルケア支援への対応を図ります。

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護者家族向けの支援事業の実施（排泄障害や摂食嚥下への対応など介護技術の向上に向けた取り組み）	1回	実施	→	

※現状値は、令和2年度直近値

（4）リハビリテーション提供体制の推進

【今後の取り組み】

要介護状態となった場合においても、リハビリテーションやその他の適切なサービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めることが求められています。

そのため、地域におけるリハビリテーション提供体制を把握するとともに、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期のリハビリテーションへの切れ目のないリハビリテーションの必要性の周知・啓発に努めます。

また、自立支援ケア会議や在宅医療・介護連携推進事業等の多職種連携の場を活用し、リハビリ専門職と介護支援専門員などの連携を深めるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた助言を行うなどの取り組みを継続します。

【リハビリテーション提供事業所の状況（平成30年）】

	訪問リハビリテーション		通所リハビリテーション	
	事業所数	認定者1万人当たり	事業所数	認定者1万人当たり
鳴門市	6	16.4	9	24.7
徳島県	92	19.1	114	23.7
全国	5,011	7.8	8,172	17.7

資料：地域包括ケア「見える化システム」

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション の 利 用 率	6.0%	現状値以上		
通所リハビリテーション の 利 用 率	13.7%	現状値以上		

(5) 自立生活の支援のための福祉施策

①緊急通報体制等整備支援事業

【今後の取り組み】

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で低所得の方を対象に、急病時等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、3人の協力員を確保した上で緊急通報装置を貸与し、高齢者の不安解消を図っています。また、装置を活用した見守りコール等にも活用しています。

緊急時の対応実績もあり、ひとり暮らし高齢者等が、自宅で安心して生活できるための環境整備のための手段として、今後も活用を図ります。

【利用状況（各年度平均）】

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
貸与人数	126人	129人	120人	107人	87人

②福祉電話の貸与

【今後の取り組み】

65歳以上のひとり暮らし高齢者で低所得の方を対象に、電話機を無料で貸与しています。携帯端末の普及により落ち着いた貸与状況となっておりますが、一定の需要はあることから、コミュニケーション手段の確保や安否確認の観点から、今後も継続して実施するとともに周知方法の充実を図ります。

【貸与状況（各年度末）】

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
貸与件数	7件	8件	7件	7件	10件

③日常生活用具の給付

【今後の取り組み】

おおむね65歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者で低所得の方に、安全上必要な生活用具（自動消火器、電磁調理器など）を給付しています。

今後も継続して事業を実施するとともに、給付に至っていない潜在的な対象者がいると考えられることから、周知方法の充実を図ります。

【給付状況】

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
給付件数	—	3 件	1 件	2 件	3 件

④高齢者等無料バス優待券交付事業

【今後の取り組み】

70歳以上の高齢者を対象に、地域バスと鳴門市内を運行する徳島バス路線の無料優待券を交付することで、高齢者の移動手段の確保と外出機会の増大を図っています。

無料優待券を持たれている方の内、約3割弱の方が月に1回以上は利用されており、高齢者の外出等の機会づくりと生きがいづくりを支援する観点から、利用状況も踏まえながら、継続実施します。

一方で、高齢化の進展や運転免許証の自主返納者の増加など、公共交通の必要性が高まる中、公共交通の基本方針を示す「地域公共交通計画」を新たに策定する予定であることから、今後、検討を進める本市の実情に即した新たな公共交通のあり方を踏まえながら、インフォーマルサービスとの連携や移送サポートの検討を進めます。

【無料バス優待券の交付状況】

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
交付件数	321 件	325 件	363 件	370 件	360 件

⑤救急医療情報キットの配布

【今後の取り組み】

ひとり暮らし高齢者の方を対象に、急病や災害等の救急時に自宅を訪問した救急隊員等の支援者が、高齢者の緊急連絡先や医療に関する情報等を得やすくするために、情報が記載された用紙や健康保険証の写し、薬の処方箋等をひとまとめにして保管しておく「救急医療情報キット」を配布しています。

今後も民生委員・児童委員等と連携しながら、状況に応じて救急医療情報キットを配布するとともに、最新情報への更新等、活用方法の周知に努めます。



⑥高齢者住宅改造促進事業

【今後の取り組み】

高齢者の自立的生活の支援及び生活の質の向上を図るため、高齢者が生活しやすくするための住宅改造に係る経費の一部助成を県と協調して実施しています。

県との協調による助成制度であり、今後も継続して実施するとともに、利用促進に向けて周知方法の充実と事業内容の精査を進めます。

⑦高齢者見守りネットワークの充実

【今後の取り組み】

民間事業者等との協定に基づき、事業者が日頃の業務の中で、高齢者の異変に気付いた場合に、市や地域包括支援センター等に通報し、関係機関が連携して対応することで、支援を要する方の見守り、早期支援につなげています。

網の目の細かい重層的な見守りネットワーク体制の構築に向け、引き続き、様々な生活関連サービス事業者等の参画を促していきます。

4 誰もが尊厳をもってともに暮らしていける

【 現状等 】

わが国の認知症高齢者の数は、平成24（2012）年で462万人と推計されており、令和7（2025）年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。認知症の人の増加を見据え、国では、令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境のもとで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとしています。

本市においても、認定審査会で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の判定を受けた人数をみると、増加傾向にあり、特に80歳以上になると、Ⅱa以上の判定を受けた人の割合が高くなっており、今後もこうした状況が続くと見込まれています。これまでに、認知症施策については、様々な取り組みを推進してきましたが、依然として認知症に対する対応を不安に感じている人が多い一方で、認知症に関する相談窓口の認知度は低い状況となっています。

今後も認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、本人の状態に応じた適時・適切な支援が必要です。また、認知症は誰でもなり得る身近なものとして位置づけ、当たり前に見守る・見守られる地域となるため、認知症への理解を深めることが必要です。引き続き、認知症に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、介護者支援を充実する必要があります。

また、自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。

国では、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、「高齢者虐待の早期発見」、「養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援」、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止」などの規定がされています。

また、本市においても、相談や通報に対する対応は市が中心となり、適宜、地域包括支援センターや警察、民生委員、弁護士会等の関係機関と連携しながら適切な対応に努めているほか、認知症サポーター（※11）の養成や介護者家族に対する支援を通じた、虐待の防止に向けた啓発を行っています。

こうした状況の中、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していくための制度である成年後見制度への需要が全

国的に増大しており、本市においても、身寄りの無い高齢者や親族による申し立てが見込めない際に行う市長申立ての件数が増加傾向にあります。

高齢者の成年後見制度の利用促進については、市の高齢者総合相談窓口と市内6箇所の地域包括支援センター、鳴門市社会福祉協議会に相談に対応する窓口があり、相互に連携を図りながら支援を行うとともに、制度の周知・啓発に努めています。さらに、月1回、司法書士による「成年後見制度相談窓口」を開設して相談体制の充実を図るなどの取り組みを進めています。

また、平成28（2016）年に「成年後見制度利用の促進に関する法律」が成立し、関係機関等による地域連携ネットワークの構築などが求められており、体制整備に向けて、引き続き関係機関による検討を進めるなど、制度のより一層の利用促進を図る必要があります。

※11 「認知症サポーター」

認知症に対する正しい理解と知識を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをするサポーター。

（1）認知症施策の推進

【今後の取り組み】

認知症施策については「認知症施策推進大綱」を指針とし、「共生」（※12）と「予防」（※13）を車の両輪とする施策を推進します。基本的には、従前からの取り組みの改善・深化を図るとともに、より幅広い年齢層や職域を対象とした認知症サポーターなどの人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の充実や、地域での対応を進めるための体制整備など、包括的に取り組んでいきます。

実施にあたっては、認知症の人やその家族の視点からの評価や医療・介護に携わる専門職の指導・協力を得ながら、地域の民生委員をはじめとする市民団体等と連携しつつ、市・地域包括支援センター配置の認知症地域支援推進員（※14）を含めた地域全体の取り組みとして進め、認知症の人の意思が尊重され、その家族も含めて暮らしやすい、認知症の人にやさしい地域づくりを進めていきます。

※12 「共生」

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。

※13 「予防」

「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

※14 「認知症地域支援推進員」

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携や、認知症の人やその家族を対象とした相談を行う役割を持った人材。

①認知症に関する普及啓発・本人発信支援

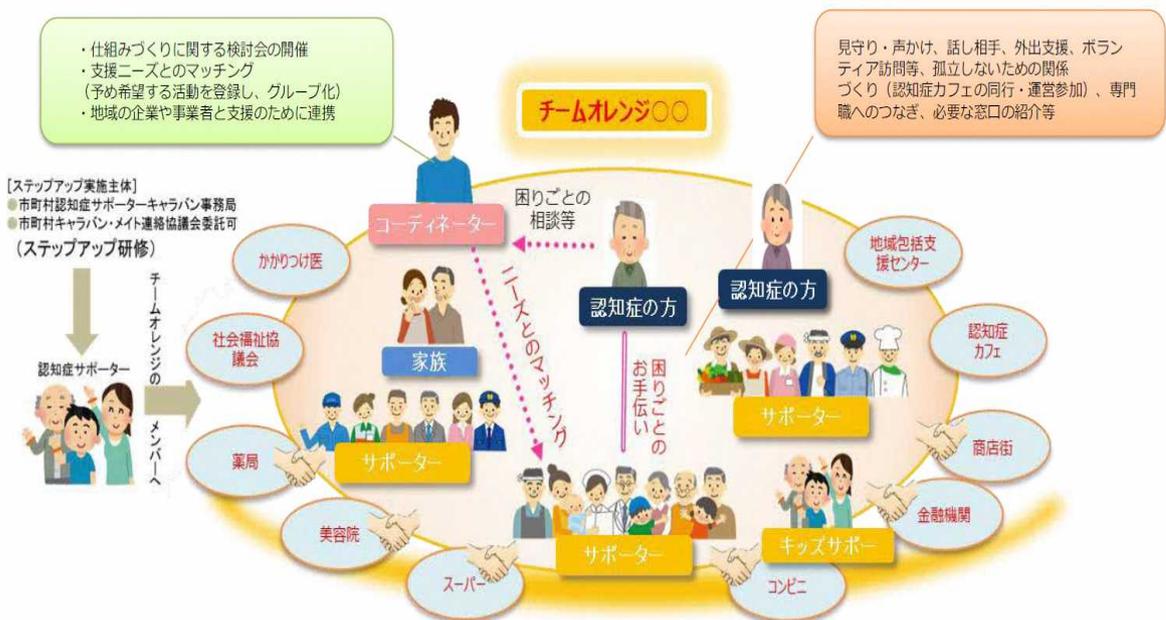
- 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」について、より幅広い年齢層や高齢者と接する機会の多い職域等を対象に講座を開催し、認知症の理解や地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を進めます。
また、認知症サポーター対象のステップアップ講座を開催し、認知症への理解をより深めるとともに、地域での実践的な活動につながるよう支援します。
- 認知症に関する不安を抱える高齢者や家族等が気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや市の高齢者総合相談窓口などの積極的な周知を図るとともに、関係機関とのさらなる連携を図りながら適切な支援につなげることができるよう取り組みを進めます。
- 認知症には、様々な原因疾患があり、支援方法も個人の状態に応じた適切なサービスを提供する必要があることから、疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを情報提供する「認知症ケアパス」を積極的に活用します。また、認知症の人本人の意見も踏まえながら内容の点検・見直しを行います。
- 地域共生社会の実現に向けて、認知症の人やその家族からの意見聴取や情報発信の支援を行うため、認知症当事者交流会を継続的に開催するとともに、県をはじめとする関係機関や事業間の連携を図るなど、様々な機会をとらえながら積極的に取り組みます。

②認知症の予防、早期診断・早期対応、多職種連携の推進

- 基幹型包括に設置された「認知症初期集中支援チーム」について、市民や地域の支援者への積極的な周知等を通じた支援件数の拡大、医療介護関係者や関係機関、認知症地域支援推進員、地域の支援者との連携強化等、認知度の高い支援と効果的な活動に向けた活動強化と実施手法の改善を図ります。
- 運動と計算等の認知課題を組み合わせたコグニサイズの普及や認知症のセルフチェックシート、発見ツールの活用等の検討等、認知症の予防や早期の気づきにつながる新たな取り組みを進めます。

③認知症の人とその介護者への支援の充実

- 認知症の人とその家族、地域住民等がともに安心して過ごせる集いの場（認知症カフェ、サロン等）について、設置箇所数の拡大と利用者の増加等、活動充実に向けた支援を進めます。
- 「もの忘れ相談窓口」や介護者家族の会による定期相談を継続実施するとともに、若年性認知症の人やその家族の支援に向けた取り組みを検討します。
- 地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を、認知症サポーター（ステップアップ講座を受講したサポーター）を中心とした支援者につなぐ仕組みとして「チームオレンジ」を設置し、見守りや困り事のお手伝いなどの活動を進め、認知症の人やその家族の支援につなげます。



資料：厚生労働省

④地域のネットワークで支える見守り体制の充実・強化

- 行方不明となった認知症の人の早期発見を目的とした「鳴門市認知症高齢者等SOSネットワーク」（行方不明者が発生した時、家族が警察署に通報・届出をすると、捜索に協力する個人や地域の事業所、関係機関に一斉に情報が伝えられ、地域のネットワークで早期発見に努める体制）について、定期的に会議を開催し、情報共有を図るとともに、課題の抽出・検討を行い、取り組みの充実・強化に努めます。

また、制度の周知・啓発に努め、SOSネットワーク協力機関の増加を図り、地域ネットワークの体制強化を推進します。

- 「認知症高齢者等SOSネットワークメール配信サービス」の周知・啓発を図り、関係機関等との連携により、認知症で行方不明になる心配のある方の事前登録及び行方不明者発生情報メールの受信登録者（SOSネットワーク協力者）の増加に努めます。

また、県が設置している「徳島県認知症高齢者見守りセンター」や近隣市町村との連携など、広域的な見守り体制の強化を推進します。

- SOSネットワークの効果的な活動を確保するため、地域包括支援センター等が中心となり、「認知症声かけガイドブック」を活用した「声かけ訓練」や、実際に地域で模擬の行方不明者の検索を行って問題点等を検証する訓練を実施します。

- 行方不明となった認知症の人の早期発見に資する新たなツールの導入やその効果について、他団体の取り組み等を参考に調査・検討します。



鳴門市認知症地域支援推進員が制作した「認知症声かけガイドブック」

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度又は令和2年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつながった人の割合	78.6%	80.0%	80.0%	80.0%
認知症サポーターの養成数 (累計)	8,385人*	8,900人	9,400人	10,000人
認知症サポーターステップアップ講座の受講者数 (累計)	—	40人	60人	80人
認知症相談窓口の認知度	19.1%	----->		26.0%
認知症高齢者等SOSネットワークメールの配信登録者数	5人*	1,200人	1,600人	2,000人

※現状値のうち「*」については、令和2年度直近値

(2) 高齢者の権利擁護の推進

【今後の取り組み】

今後もさらに高齢化が進むことが見込まれている中、高齢になっても尊厳をもって住み慣れた地域でともに暮らしていけるまちを目指して、高齢者虐待の防止や、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護に資する取り組みを積極的に推進します。

そのためには、広く高齢者の権利擁護に関する理解を深めることが必要であり、各制度や相談窓口などの周知・啓発に一層努めるとともに、専門職や関係機関との連携体制の強化を図り、必要な支援を行います。

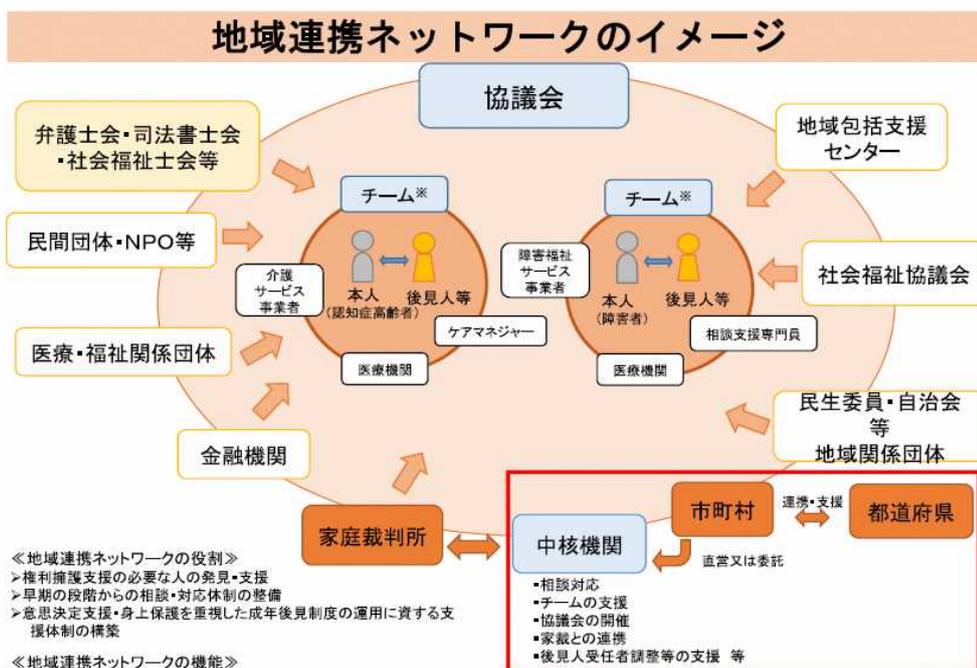
① 高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待への対応については、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応の基本方針のもと、引き続き、関係機関や地域との連携を深め、関連事業との相乗効果を含めた、総合的な対策を講じます。
- 高齢者虐待と感じたり、疑われたり、発見した場合などに相談・通報する窓口の周知を図り、高齢者虐待の早期発見、早期支援につなげます。

② 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の内容や相談窓口について、関係者や市民に対する周知・啓発に努め、制度を必要とする人が適切な制度利用につながるよう関係機関等との連携強化を図ります。

- 専門職による出前講座の実施、関係機関が連携した研修会の開催、関連する事業との連携など、様々な機会を通じて成年後見制度の普及促進に取り組みます。
- 身寄りの無い高齢者や親族による申し立てが見込めない場合は、「鳴門市成年後見制度における市長申立等に関する要綱」に基づき、市長申立てを行うとともに、申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な高齢者については、費用の助成を行います。
- 医療、介護、福祉関係者や関係機関との連携により、制度を必要とする人の早期把握に努め、本人の意志決定支援、身上保護を重視した制度利用支援を行います。
- 支援が必要な人を身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」として連携し、地域で見守り、支援するとともに、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するための法律・福祉の専門団体や関係機関からなる「協議会」の構築を進めます。
- 地域連携ネットワークの運営の中心となり、
 - ①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる中核機関の令和5年度の設置に向け検討を進めます。



資料：内閣府

- 鳴門市社会福祉協議会において、令和3（2021）年度から法人後見を開始することから、さらなる連携強化を図ります。
- 悪徳商法や契約トラブル等の被害の防止を図るため、消費生活センターや鳴門市消費者被害防止見守りネットワークとの連携などにより、消費生活に関する相談に対応するとともに、情報提供を行います。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護に関する相談の 延 べ 件 数	60 件	80 件	100 件	120 件
権利擁護に関する講座等の 開 催 回 数	3 回	3 回	5 回	7 回

5 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進

【 現状等 】

鳴門市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護が必要になった場合の過ごし方として、「家族などを中心に自宅で介護してほしい」や「介護保険・保健福祉サービスなどを利用しながら自宅で生活したい」など、自宅で生活を望んでいる高齢者は6割近くとなっています。

本市においては、高齢者の持ち家率が9割程度と高く、都市部等と比べて比較的安定的に住宅が確保できている傾向にあります。さらに、家庭の事情や住宅事情により自宅で生活することが難しい高齢者が入所でき、生活相談、食事・入浴サービスに加え、訪問介護等の介護保険サービスを活用しながら自立した生活の継続を支援するケアハウスや24時間体制の安否確認・生活相談等のサービスを備えているサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者の多様なニーズに対応する施設も整備されています。

今後も、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、住環境の整備を進めていくことが必要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、平常時だけでなく、災害が発生した際においても、支援が受けられる体制を構築する必要があります。

本市においては、平成24（2012）年度より、「災害時要援護者避難支援登録制度」の運用を行っているほか、一般の避難所での生活が困難な高齢者等を対象とする、二次的な避難所である福祉避難所を17箇所指定するなど、災害時の支援体制づくりを進めています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持することが喫緊の課題となっています。新型コロナウイルスを含めた、感染症対策において、「新しい生活様式」や感染予防についての周知啓発、感染拡大防止に配慮した事業の実施が求められています。

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

【今後の取り組み】

①一般住宅に関する取り組み

- 介護が必要となっても、自宅で安心安全に暮らしていけるよう、介護保険制度による住宅改修制度の適切な利用を促していくとともに、住宅改造費の一部を助成する高齢者住宅改造促進事業の利用促進にも取り組みます。

②高齢者向け住宅に関する取り組み

- ケアハウスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢化の進展に伴い、様々な支援ニーズを抱える高齢者の住宅需要の選択肢を提供する施設であり、引き続き、県と連携を図りながら需要と供給の動向に注視していきます。また、入居者の要介護度の重度化等の状況に応じた介護保険施設等への移行を支援していきます。

③養護老人ホーム

- 介護保険サービス施設の多様化等により、措置人数は横ばいで推移していますが、高齢者のセーフティネットとしての役割を担っており、適切な入所措置を行っていきます。

【措置人数の推移（各年度末）】

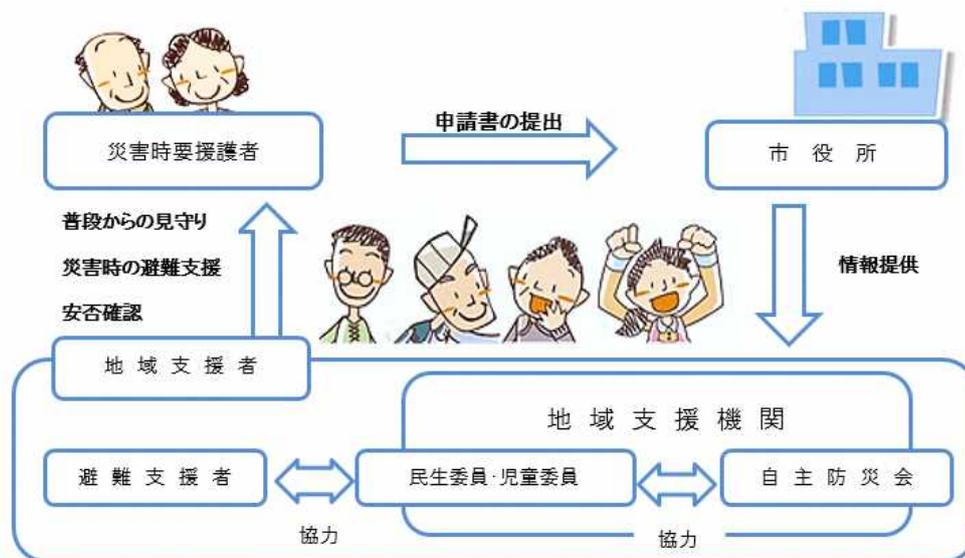
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
措置人数	24 人	23 人	24 人	25 人	28 人

(2) 災害及び感染症に対する備え

【今後の取り組み】

①災害時要援護者避難支援登録制度の適切な運用

- 災害時要援護者登録台帳の整理を随時行い、平時からの活用を図るとともに、避難支援者の確保や登録対象者の範囲の見直し等、災害時の有効な支援活動の実施に向けた検討を進めます。



②福祉避難所の指定推進・生活必需物資等の確保

- 市内の福祉施設や旅館、ホテル等との「災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定」の締結により、福祉避難所の指定を推進するとともに、災害発生時の円滑な避難所開設・運営に向けた事業者向けの福祉避難所運営マニュアルの周知を図ります。また、行政と事業者等との連携による模擬避難訓練や事業者向け講習会等の実施を通じ、避難所運営マニュアルの見直しを随時行います。
- 関係部署が連携し、段ボールベッドや簡易トイレ等の福祉避難所に必要な生活必需物資や感染症対策に必要な物資・資機材の確保に努めます。

③介護保険施設等における非常災害に関する具体的な計画の作成

- 鳴門市地域防災計画に記載された、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設の管理者等に対しては、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されています。計画の作成や避難訓練の実施について、関係部署が連携して支援するとともに、実地指導時において、計画の作成状況等を確認します。

また、感染症や自然災害が発生した場合にも、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供するためには、業務を一時中断した場合に早期再開を図ることが重要であり、介護保険施設・事業所においても業務継続計画（BCP）の策定が求められています。国が示したガイドラインに基づき、各施設や事業所において、具体的な対応の検討や計画作成の推進に向けて、情報提供などの支援に努めます。

④感染症に対する備え

- 県や関係部署と連携し、新型コロナウイルス感染症等に関する情報の周知・啓発に努めるとともに、介護保険事業所等における感染症発生時に必要な物資の備蓄に努めます。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉避難所設置 運営訓練の実施	—	検討	実施	-----▶

6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける

【 現状等 】

本市では、従前より、高齢者の「就労やボランティア活動」への支援、高齢者の生涯学習や生涯スポーツ、レクリエーション活動等の「社会参加の促進」を通じた生きがいづくりを進めてきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域活動への参加状況は向上していますが、参加意欲があるものの活動に参加していない人や、趣味や生きがいがない高齢者が見受けられます。

高齢者に積極的に社会活動に参加してもらうことで、できるだけ長く、健康で生きがいのある人生を送ってもらうとともに、地域の一員として、社会的な役割を果たしてもらえるように支援を行っていくことが必要です。

(1) 就労機会の拡充と社会参加の促進

【今後の取り組み】

高齢者が、いくつになっても社会を支える担い手として、長年培った豊富な知識や経験、技術を活かしつつ、自らの意思で主体的に地域社会に参加できるよう、「就労支援やボランティア・支え合い活動への参加機会の拡充」や「生涯学習・生涯スポーツ・レクリエーション活動やサロン活動等への社会参加活動の推進」を図り、高齢者が様々な分野で活躍でき、心の豊かさや生きがいを実感できる環境づくりを進めます。

①就労支援、ボランティア・支え合い活動への参加機会の拡充

(ア) 就労機会の拡充（シルバー人材センター）

- 健康な高年齢者（概ね60歳以上）の臨時的かつ短期的な就業、その他軽易な業務に係る就業を支援する「鳴門市シルバー人材センター」の機能強化に向けた支援を進めます。（登録者・契約件数の拡大に向けた広報活動、高齢者の生活支援に係る業務の拡大）

(イ) 生活支援体制整備事業の推進等によるボランティア・支え合い活動の充実

- 生活支援コーディネーターや協議体、関係機関等が連携して、社会参加に係る高齢者の多様な意思を個々のボランティア・支え合い活動につなげられるよう支援します。

(ウ) いきいき・なるとボランティアポイント事業の充実

- 高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動の実績に基づき、評価ポイントを付与し、評価ポイントに応じて転換給付金を交付することにより、高齢者のボランティア活動及び社会貢献活動への参加を促しており、事業対象の拡充を検討するなど、事業の充実に向けた取り組みを進めます。

【令和2年度ボランティアポイント事業の対象活動内容】

- ①レクリエーション等の指導、参加支援
- ②食事づくりの補助
- ③お茶出しや食堂内の配膳・下膳等の補助
- ④散歩、外出等の補助
- ⑤行事開催時の運営補助
- ⑥話し相手
- ⑦利用者の趣味活動の支援
- ⑧環境整備
- ⑨その他市長が適当と認める活動

②多様な社会参加活動の推進

(ア) 生涯学習・生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 生涯学習への意欲や生きがいづくりが自己実現の機会となるよう、シルバー大学校や高齢者学級等、高齢者を対象とした学習機会の確保に努めるとともに、老人クラブや総合型地域スポーツクラブ等との連携や広報活動の充実等により生涯スポーツやレクリエーション活動を推進します。

(イ) 老人クラブ活動の活性化に向けた支援

- 老人クラブ活動は、老人福祉法で「老人福祉の増進のための事業」と規定され、地域の高齢者による「健康・友愛・奉仕」活動の中心的役割を担っていますが、近年、会員数の減少や高齢化が進んでいます。このような状況を受け、市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する助成を継続するとともに、いきいきサロン活動や他の介護予防事業での連携、広報活動面での協力等を通じ、新規会員の獲得と活動の活性化を支援します。

(ウ) 多様な社会参加への支援（閉じこもり防止対策等）

- いきいきサロンの開設・運営支援やリーダー養成を通じた高齢者の社会参加の機会の増加を図るとともに、地域福祉活動の活性化に向け、市社会福祉協議会との連携強化に努めます。

(エ) 高齢者向け福祉施設の活用

- 本市には、高齢者の交流の場として、老人憩いの家を3箇所、趣味の作業室を1箇所設置し、地域の高齢者の様々な自主活動に利用されているほか、地域の公民館等に電位治療器（ヘルストロン）を設置するなど、高齢者の外出機会の確保に努めています。

今後は、鳴門市公共施設個別施設計画に基づく取り組みを踏まえながら、必要な対策等を行い、高齢者の活動の場の確保に努めます。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和元年度又は令和2年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブの登録者数	2,358人*	2,360人	2,360人	2,360人
ボランティアポイントの登録者数	96人	140人	160人	185人
地域活動に参加している高齢者の割合	65.1%	----->		上昇
閉じこもりリスクのある高齢者の割合	17.7%	----->		減少

※現状値のうち「*」については、令和2年度直近値

7 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み

【 現状等 】

介護が必要となったときや生活に不安を感じたときに、本人や家族が気軽に相談できるよう、市に総合相談窓口を設置するとともに、日常生活圏域毎に設置している地域型地域包括支援センター5箇所において、訪問や相談活動を行っています。

また、各地域型地域包括支援センターの後方支援の機能を担う基幹型地域包括支援センターを設置し、困難事例などに対応しています。

介護保険施設やグループホームの利用者やその家族等の疑問や不満、不安などを解消し、介護サービスの質の向上につなげることを目的に当該施設に、「介護相談員」の派遣を行っています。

一方で、2025年や2040年に向け、介護サービス利用者が増加していく中、介護サービスの担い手が不足していくことが想定され、介護人材の確保やその資質の向上、その業務の効率化や質の向上が急務とされており、持続的な提供体制の確保による、サービスを安心して利用できる環境整備に向けた取り組みが必要となっています。

また、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、財源や人材をより効率的・効果的に活用する必要があり、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことが重要であることから、介護給付費等適正化事業や事業所への適切な指導等を継続していきます。

(1) 利用者に対する支援

【今後の取り組み】

高齢者の増加に伴い、高齢者本人やその家族からの相談は今後も増加し、多様さを増していくものと考えられます。市や地域包括支援センターでの相談、徳島県国民健康保険団体連合会との連携等による適切な苦情処理を行うとともに、介護相談員の派遣施設の拡充を検討するなど、利用者の支援やサービスの質の向上を図ります。

また、地域共生社会への展開を見据え、要介護者等以外の高齢者、障がい者、児童等、全ての人を対象とする相談体制についての検討を進めます。

様々な広報媒体や機会を捉え、市民に対する介護保険制度の理念や仕組みの周知を図ります。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和2年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護相談員の登録人数	16人	18人	20人	20人

※現状値は、令和2年度直近値

(2) 介護人材の確保及び資質の向上、業務の効率化及び質の向上

【今後の取り組み】

介護人材の確保に向け、国や県による処遇改善や働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、介護ロボット・ICTの活用などを注視しつつ、緊密に連携していきます。また、関係部署との連携による「就職マッチングフェア」等を活用した介護人材の確保や第1号訪問事業などを担う生活支援サポーターの養成、介護サービス事業所における処遇改善に係る加算の取得促進などの取り組みを進めます。

また、介護人材の資質の向上やその業務の質の向上に向け、国や県による専門職の養成や専門性の向上・支援策などの各種事業と連携するとともに、理学療法士や作業療法士による、介護サービス事業者の従業者を対象とした、自立支援・重度化防止等に向けた研修会の開催などの取り組みを進めます。

業務の効率化に向け、国が示す方針に基づき、申請様式等の簡素化・標準化及びICTの活用を進めるなど、介護人材の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

【活動指標・成果指標】

指 標 名	現状値 (令和2年度)	目 標 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内事業所介護職員の離職率	15.0%	----->		減少

※現状値は、令和2年度直近値

(3) 介護給付費等適正化事業の推進

【今後の取り組み】

適切なサービス提供と介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の確保につながることから、第8期計画においても、引き続き、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の5つの適正化事業を実施し、介護給付費等の適正化を推進しています。

①要介護認定の適正化

- 認定調査員に対する研修等を通じ、公平・公正性の確保や調査基準の平準化を図るとともに、保険者による認定調査の事後点検の徹底や介護認定審査会委員への研修などを行い、要介護認定の適正化に努めます。

②ケアマネジメントの適正化

- 保険者によるケアプラン点検の全件実施を行うとともに、介護支援専門員を対象とした研修会や自立支援ケア会議等を通じ、ケアマネジメントの適正化を図り、介護支援専門員の資質向上を支援します。

③住宅改修等の点検

- 利用者の状態にそぐわない不適切、あるいは効果の低い住宅改修や福祉用具購入を是正・改善するため、住宅改修においては、適宜、適切な施工前の現地確認（必要に応じて理学療法士や作業療法士と連携）を行うとともに、福祉用具購入においては、利用状況や必要性の確認を行い、効果的で適正な制度運用を図ります。

④縦覧点検・医療情報との突合

- 徳島県国民健康保険団体連合会と連携し、医療情報との突合等を行うことで、介護報酬請求の適正化を進めます。

⑤介護給付費通知書の送付

- 介護サービスの利用者本人に対して、年4回、介護給付費通知書を送付し、自ら受けている介護サービスの利用状況を改めて確認できる機会を設けることで、適切なサービス利用及び介護報酬請求の適正化を図ります。

⑥介護給付費適正化システムの活用

- 国民健康保険団体連合会から提供される給付実績データを活用した、介護給付費の適正化に取り組みます。

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査件数に占める事後点検の割合	100%	100%	100%	100%
居宅介護支援事業者数に占めるケアプラン点検を実施した居宅介護支援事業者数の割合	100%	100%	100%	100%

(4) 事業所への適切な指導及び監査体制の構築

【今後の取り組み】

介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を確保するため、法令等の遵守や虐待防止、サービスの質の確保等の観点から、実地指導を定期的
に実施し、改善を促していくとともに、不正等が疑われる事業者に対しては、
監査等を効果的に実施することで、適切かつ厳正な対応を行います。

【活動指標・成果指標】

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
所管する介護サービス事業所に対する実地指導の実施率	54.2%	3カ年平均で33.3%以上		

(5) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みへの対応

【今後の取り組み】

第7期に係る介護保険法の改正により、市町村による自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みが制度化されました。

手順としては、

- ① 各保険者における地域の実態把握・課題分析
- ② 地域における目標設定とその達成に向けた具体的な計画の作成
- ③ 計画に基づいた地域の介護資源の発掘や基盤整備及び多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含めた自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みの推進
- ④ 取り組みの実績評価による計画の見直し

の4段階が示されており、この結果に応じて、各保険者に財政的インセンティブを与えるとされていることから、適切なPDCAサイクルの実施により、適切な対応を図る必要があります。

8 第8期計画期間中の主要目標（成果指標・活動指標）

基本目標		現状値 (令和元年度又は 令和2年度)	目標値		
項目	令和 3年度		令和 4年度	令和 5年度	
1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける					
(1) 本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開					
いきいきサロンの開設数	58箇所*	60箇所	65箇所	70箇所	
いきいきサロンの参加者数	992人*	1,020人	1,060人	1,100人	
いきいき先生の派遣回数	76回	100回	110回	120回	
介護予防に資するリーダー等の養成者延べ人数(累計)	110人*	200人	240人	285人	
フレイルチェックの実施者数	587人*	700人	800人	900人	
フレイルチェック実施者の内個別の指導につながった人数	—	70人	80人	90人	
(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進					
生活支援サポーター養成講座の修了者数(累計)	65人	80人	90人	100人	
短期集中C型サービスの利用者延べ人数	124人*	350人	450人	550人	
65歳以上の新規要介護等認定者の平均年齢	82.5歳	— — — — — →		上昇	
2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける					
(1) 生活支援サービス・サポートの充実（生活支援体制整備事業の推進）					
第2層協議体の設置数	3箇所*	4箇所	5箇所	5箇所	
暮らしのサポートセンターの設置数	3箇所*	3箇所	4箇所	5箇所	
暮らしのサポーターの登録者数	18人*	30人	45人	60人	
3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける					
(1) 地域包括支援センターの機能強化					
地域ケア推進会議の開催	—	開催	—————→		
日常生活圏域での地域ケア会議の開催	3回	10回	10回	10回	
(2) 在宅医療と介護の連携の推進					
顔の見える関係会議の開催	1回	2回	2回	2回	
鳴門市在宅医療・介護ガイドの普及・更新	発行	普及	—————→	更新	
専門職別の連絡会等の設置数	1	2	3	4	
医療・介護関係者研修会の開催	3回	4回	5回	6回	
市民向けセミナーの開催	1回	開催	—————→		
(3) 介護離職ゼロ（介護者家族への支援）に向けた取り組み					
介護者家族向けの支援事業の実施(排泄障害や摂食嚥下への対応など介護技術の向上に向けた取り組み)	1回	実施	—————→		
(4) リハビリテーション提供体制の推進					
訪問リハビリテーションの利用率	6.0%	現状値以上			
通所リハビリテーションの利用率	13.7%	現状値以上			

※現状値のうち「*」のものは、令和2年度直近値

基本目標 項目 指標名	現状値 (令和元年度又は 令和2年度)	目標値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
4 誰もが尊厳をもってともに暮らしている				
(1) 認知症施策の推進				
認知症初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつ ながった人の割合	78.6%	80.0%	80.0%	80.0%
認知症サポーターの養成数(累計)	8,385人*	8,900人	9,400人	10,000人
認知症サポーターステップアップ講座の受講者数(累計)	—	40人	60人	80人
認知症相談窓口の認知度	19.1%	----->		26.0%
認知症高齢者等SOSネットワークメールの配信登録者数	795人*	1,200人	1,600人	2,000人
(2) 高齢者の権利擁護の推進				
権利擁護に関する相談の延べ件数	60件	80件	100件	120件
権利擁護に関する講座等の開催回数	3回	3回	5回	7回
5 安心して暮らせる住まいの確保と災害・感染症対策の推進				
(2) 災害及び感染症に対する備え				
福祉避難所設置運営訓練の実施	—	検討	実施	————>
6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしている				
(1) 就労機会の拡充と社会参加の促進				
老人クラブの登録者数	2,358人*	2,360人	2,360人	2,360人
ボランティアポイントの登録者数	96人	140人	160人	185人
地域活動に参加している高齢者の割合	65.1%	----->		上昇
閉じこもりリスクのある高齢者の割合	17.7%	----->		減少
7 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み				
(1) 利用者に対する支援				
介護相談員の登録人数	16人*	18人	20人	20人
(2) 介護人材の確保及び資質の向上、業務の効率化及び質の向上				
市内事業所介護職員の離職率	15.0%	----->		減少
(3) 介護給付費等適正化事業の推進				
認定調査件数に占める事後点検の割合	100%	100%	100%	100%
居宅介護支援事業者数に占めるケアプラン点検を実施した 居宅介護支援事業者数の割合	100%	100%	100%	100%
(4) 事業所への適切な指導及び監査体制の構築				
所管する介護サービス事業所に対する実地指導の実施率	54.2%	3力年平均で33.3%以上		
全体的な成果指標				
主観的健康感が高い高齢者の割合	76.0%	----->		上昇
主観的幸福感が高い高齢者の割合	54.3%	----->		上昇

※現状値のうち「*」のものは、令和2年度直近値

1 介護サービスの充実・整備

(1) 介護サービスの充実・整備への取り組み実績

介護サービスの充実・整備にあたっては、介護者の負担軽減や様々な高齢者のニーズに対応するとともに、介護保険事業の適切な運営を確保しながら、計画的に行ってきました。

第6期計画においては、在宅における中重度の要介護認定者の在宅生活の負担軽減を図るため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」を整備しました。

第7期計画においては、病床の機能分化・連携を進める地域医療構想や、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降の施設需要の増加に対応するため、「地域密着型介護老人福祉施設」の整備に向け、取り組んでいるところです。

(2) 第8期計画における介護サービスの充実・整備への取り組み

第8期計画においては、認知症高齢者の増加に対応するため、今後も認知症高齢者数が一番多い状況が継続することが見込まれる、地域包括緑会圏域（特に市中心部である撫養町川西地区）に、「認知症対応型共同生活介護事業所」の整備を進めます。

また、中重度要介護者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」のサービス提供量の上積みが必要に応じて行うとともに、医療ニーズにも対応できる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備を検討します。

2 介護保険事業等のサービス量の推計

(1) 居宅サービス量の推計

居宅サービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
訪問介護	人/月	726	720	695	703	696	701	711	881
	回/月	13,667	13,268	13,064	13,288	13,026	13,077	13,225	17,519
訪問入浴介護	人/月	19	21	19	24	23	25	25	34
	回/月	81	93	95	133	125	133	133	188
訪問看護	人/月	159	192	221	235	238	243	249	315
	回/月	1,796	2,214	2,504	2,684	2,727	2,775	2,849	3,642
訪問リハビリテーション	人/月	165	166	190	206	209	212	216	247
	回/月	2,284	2,315	2,743	3,050	3,186	3,268	3,327	3,786
居宅療養管理指導	人/月	276	298	323	340	339	346	353	407
	人/年	3,312	3,576	3,876	4,080	4,068	4,152	4,236	4,884
通所介護	人/月	684	650	651	700	702	708	716	817
	回/月	8,313	7,971	8,253	9,078	9,167	9,280	9,367	10,733
通所リハビリテーション	人/月	312	360	371	390	395	403	409	473
	回/月	2,876	3,269	3,423	3,619	3,626	3,721	3,780	4,387
短期入所生活介護	人/月	117	117	104	112	112	114	115	151
	日/月	1,963	2,031	2,029	2,269	2,286	2,320	2,342	3,155
短期入所療養介護(老健)	人/月	25	26	20	27	27	27	27	32
	日/月	179	160	140	191	191	191	191	231
短期入所療養介護(介護医療院等)	人/月	1	1	0	1	1	1	1	1
	日/月	8	6	0	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	4	5	11	11	11	11	11	11
	人/年	48	60	132	132	132	132	132	132
福祉用具貸与	人/月	1,030	1,056	1,099	1,156	1,176	1,211	1,235	1,526
	人/年	12,360	12,672	13,188	13,872	14,112	14,532	14,820	18,312
特定福祉用具購入費	人/月	19	17	18	21	21	21	24	25
	人/年	228	204	216	252	252	252	288	300
住宅改修費	人/月	14	15	16	19	19	19	20	24
	人/年	168	180	192	228	228	228	240	288
居宅介護支援	人/月	1,727	1,734	1,722	1,871	1,907	1,950	1,982	2,268
	人/年	20,724	20,808	20,664	22,452	22,884	23,400	23,784	27,216

※令和2年度の実績値は見込値です。

(2) 介護予防サービス量の推計

介護予防サービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
介護予防 訪問入浴介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	人/月	25	28	29	36	37	37	38	42
	回/月	288	357	352	427	432	432	442	485
介護予防 訪問リハビリ テーション	人/月	48	58	59	60	63	66	68	74
	回/月	584	715	729	736	767	805	831	907
介護予防 居宅療養 管理指導	人/月	9	7	6	7	7	8	8	8
	人/年	108	84	72	84	84	96	96	96
介護予防 通所リハビリ テーション	人/月	118	149	148	150	154	157	161	173
	人/年	1,416	1,788	1,776	1,800	1,848	1,884	1,932	2,076
介護予防 短期入所 生活介護	人/月	2	2	1	2	2	2	2	2
	日/月	16	11	4	7	7	7	7	7
介護予防 短期入所 療養介護 (老健)	人/月	1	1	0	0	0	0	0	0
	日/月	2	1	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所 療養介護 (介護医療院等)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 特定施設 入居者 生活介護	人/月	2	1	0	0	0	0	0	0
	人/年	24	12	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具 貸与	人/月	270	300	315	328	348	358	369	404
	人/年	3,240	3,600	3,780	3,936	4,176	4,296	4,428	4,848
介護予防 特定福祉 用具購入 費	人/月	7	6	7	8	8	8	8	9
	人/年	84	72	84	96	96	96	96	108
介護予防 住宅改修 費	人/月	9	10	8	10	11	11	11	12
	人/年	108	120	96	120	132	132	132	144
介護予防 支援	人/月	388	443	449	461	479	495	508	551
	人/年	4,656	5,316	5,388	5,532	5,748	5,940	6,096	6,612

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 地域密着型サービス量の推計

地域密着型サービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	4	7	8	20	25	30	30	30
	人/年	48	84	96	240	300	360	360	360
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人/月	281	283	251	269	269	274	279	317
	回/月	3,367	3,586	3,486	4,057	4,103	4,189	4,262	4,863
認知症対応型通所介護	人/月	59	56	44	54	54	55	57	64
	回/月	702	671	572	714	726	752	778	867
小規模多機能型居宅介護	人/月	10	10	14	23	25	26	26	26
	人/年	120	120	168	276	300	312	312	312
認知症対応型共同生活介護	人/月	117	116	116	117	126	135	135	135
	人/年	1,404	1,392	1,392	1,404	1,512	1,620	1,620	1,620
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	29	29	29	29
	人/年	0	0	0	0	348	348	348	348
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(4) 地域密着型介護予防サービス量の推計

地域密着型介護予防サービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	1	1	0	1	1	1	1	1
	回/月	2	6	0	2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
	人/年	12	12	12	12	12	12	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(5) 第8期計画期間中の地域密着型（介護予防）サービスにおける日常生活圏域別の必要利用定員総数及びサービス量の推計

地域密着型（介護予防）サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の日常生活圏域別必要利用定員総数は、次のとおりです。

		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
認知症対応型共同生活介護(定員数)	地域包括おおあさ圏域	18	18	18	18
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	90	90	90	90
	地域包括緑会圏域	0	0	18	18
	地域包括やまかみ圏域	9	9	9	9
	合計	117	117	135	135
地域密着型特定施設入居者生活介護(定員数)	地域包括おおあさ圏域	0	0	0	0
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	0	0	0	0
	地域包括緑会圏域	0	0	0	0
	地域包括やまかみ圏域	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型 介護老人福祉 施設入居者 生活介護 (定員数)	地域包括おおあさ圏域	0	29	29	29
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	0	0	0	0
	地域包括緑会圏域	0	0	0	0
	地域包括やまかみ圏域	0	0	0	0
	合 計	0	29	29	29

※令和2年度の実績値は見込値です。

地域密着型（介護予防）サービスの日常生活圏域別サービス量の推計は、次のとおりです。

		第7期計画	第8期計画推計		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	1	2	3	4
	地域包括貴洋会圏域	1	2	3	4
	地域包括ひだまり圏域	1	2	3	4
	地域包括緑会圏域	5	12	13	18
	地域包括やまかみ圏域	0	2	3	4
	合 計	8	20	25	30
夜間対応型 訪問介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	0	0	0	0
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	0	0	0	0
	地域包括緑会圏域	0	0	0	0
	地域包括やまかみ圏域	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0
地域密着型 通所介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	17	19	19	19
	地域包括貴洋会圏域	48	50	50	51
	地域包括ひだまり圏域	32	34	34	35
	地域包括緑会圏域	79	89	89	90
	地域包括やまかみ圏域	75	77	77	79
	合 計	251	269	269	274
(介護予防) 認知症対応型 通所介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	8	9	9	10
	地域包括貴洋会圏域	8	9	9	9
	地域包括ひだまり圏域	4	8	8	8
	地域包括緑会圏域	16	20	20	20
	地域包括やまかみ圏域	8	9	9	9
	合 計	44	55	55	56

※令和2年度の実績値は見込値です。

		第7期計画	第8期計画推計		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
(介護予防) 小規模多機能 型 居宅介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	2	4	5	5
	地域包括貴洋会圏域	1	2	2	2
	地域包括ひだまり圏域	6	9	10	11
	地域包括緑会圏域	3	5	5	5
	地域包括やまかみ圏域	3	4	4	4
	合 計	15	24	26	27
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	23	23	24	26
	地域包括貴洋会圏域	19	19	21	22
	地域包括ひだまり圏域	29	30	31	31
	地域包括緑会圏域	26	26	31	36
	地域包括やまかみ圏域	19	19	19	20
	合 計	116	117	126	135
地域密着型 特定施設入居 者生活介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	0	0	0	0
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	0	0	0	0
	地域包括緑会圏域	0	0	0	0
	地域包括やまかみ圏域	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	0	0	14	14
	地域包括貴洋会圏域	0	0	3	3
	地域包括ひだまり圏域	0	0	3	3
	地域包括緑会圏域	0	0	5	5
	地域包括やまかみ圏域	0	0	4	4
	合 計	0	0	29	29
看護小規模 多機能型 居宅介護 (人/月)	地域包括おおあさ圏域	0	0	0	0
	地域包括貴洋会圏域	0	0	0	0
	地域包括ひだまり圏域	0	0	0	0
	地域包括緑会圏域	0	0	0	0
	地域包括やまかみ圏域	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(6) 施設サービス量の推計

施設サービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
介護福祉施設	人/月	307	299	293	300	290	290	300	300
	人/年	3,684	3,588	3,516	3,600	3,480	3,480	3,600	3,600
介護保健施設	人/月	345	333	332	337	337	337	337	337
	人/年	4,140	3,996	3,984	4,044	4,044	4,044	4,044	4,044
介護医療院	人/月	20	27	38	83	89	89	93	93
	人/年	240	324	456	996	1,068	1,068	1,116	1,116
介護療養型 医療施設	人/月	33	19	4	4	4	4	0	0
	人/年	396	228	48	48	48	48	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(7) 高齢者向け住まいの定員の推計

高齢者向け住まいの定員の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

単位：人

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
養護老人ホーム	定員	60	60	60	60	60	60	60	60
ケアハウス	定員	100	100	100	100	100	100	100	100
有料老人ホーム	定員	16	16	16	16	16	16	16	16
サービス付き 高齢者向け住宅	定員	146	146	146	146	146	146	146	146

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量の推計

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用者数等の実績値及び今後の推計は、次のとおりです。

		第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
訪問介護相当サービス	人/月	19	18	22	22	22	22	22	22
	人/年	228	216	264	264	264	264	264	264
緩和した基準による訪問型サービス	人/月	214	207	190	210	220	230	230	220
	人/年	2,568	2,484	2,280	2,520	2,640	2,760	2,760	2,640
通所介護相当サービス	人/月	7	7	10	10	10	10	10	10
	人/年	84	84	120	120	120	120	120	120
緩和した基準による通所型サービス	人/月	529	532	459	540	550	560	560	550
	人/年	6,348	6,384	5,508	6,480	6,600	6,720	6,720	6,600

※令和2年度の実績値は見込値です。

3 第1号被保険者の保険料の算定

(1) 介護給付費の推計

(単位：千円)

サービス種類	第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
訪問介護	451,861	448,754	456,980	468,166	458,776	460,731	465,995	620,816
訪問入浴介護	11,149	13,117	13,580	19,009	17,977	18,960	18,960	26,914
訪問看護	89,506	108,557	124,442	132,746	135,239	137,738	141,337	182,271
訪問リハビリテーション	78,948	79,545	93,808	104,980	109,745	112,604	114,632	130,535
居宅療養管理指導	30,791	32,796	32,608	34,357	34,092	34,831	35,537	40,933
通所介護	699,534	660,051	690,017	757,351	765,429	774,115	779,116	899,882
通所リハビリテーション	245,711	277,716	297,066	317,369	317,436	326,233	331,223	386,810
短期入所生活介護	192,814	199,425	196,821	220,236	221,903	224,856	226,952	307,618
短期入所療養介護(老健)	21,658	20,360	19,506	26,532	26,546	26,546	26,546	32,229
短期入所療養介護(介護医療院等)	664	463	0	186	186	186	186	186
特定施設入居者生活介護	12,024	13,667	28,868	29,045	29,061	29,061	29,061	29,061
福祉用具貸与	145,365	151,660	159,458	165,408	167,562	172,624	176,455	225,532
特定福祉用具購入費	6,210	5,667	6,086	7,215	7,215	7,215	8,521	8,809
住宅改修費	12,476	13,359	13,378	15,410	15,410	15,410	16,057	19,795
居宅介護支援	287,004	290,296	288,670	316,383	321,809	329,245	334,783	385,340

※令和2年度の実績値は見込値です。

(単位：千円)

サービス種類	第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,210	11,134	15,401	39,515	51,319	60,259	60,259	60,259
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	288,724	317,576	312,773	367,216	368,548	377,424	383,513	442,395
認知症対応型通所介護	77,769	75,280	64,098	80,753	82,169	85,224	87,943	98,216
小規模多機能型居宅介護	17,885	21,903	30,357	53,672	58,493	61,954	61,954	61,954
認知症対応型共同生活介護	349,908	354,658	363,406	368,802	397,342	425,776	425,776	425,776
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	93,864	93,864	93,864	93,864
施設サービス								
介護老人福祉施設	860,853	849,956	867,852	895,412	866,511	866,511	895,909	895,909
介護老人保健施設	1,088,833	1,088,555	1,102,872	1,130,640	1,131,267	1,131,267	1,131,267	1,131,267
介護医療院	99,702	126,274	182,174	393,078	422,366	422,366	441,603	441,603
介護療養型医療施設	141,701	79,313	17,586	17,694	17,704	17,704	—	—
介護給付費 合計	5,217,299	5,240,081	5,377,806	5,961,175	6,117,969	6,212,704	6,287,449	6,947,974

※令和2年度の実績値は見込値です。

(2) 介護予防給付費の推計

(単位：千円)

サービス種類	第7期計画実績値			第8期計画以降推計				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防サービス								
介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	10,055	12,877	13,143	15,905	16,080	16,080	16,481	18,085
介護予防訪問リハビリテーション	19,942	24,364	25,052	25,454	26,550	27,866	28,743	31,375
介護予防居宅療養管理指導	906	508	502	603	603	700	700	700
介護予防通所リハビリテーション	50,459	62,767	63,136	64,035	65,747	67,168	68,845	74,963
介護予防短期入所生活介護	1,200	658	298	539	539	539	539	539
介護予防短期入所療養介護(老健)	215	156	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	1,800	252	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	15,410	19,221	21,936	22,839	24,255	24,913	25,644	28,209
介護予防特定福祉用具購入費	1,931	1,728	2,187	2,505	2,505	2,505	2,505	2,823
介護予防住宅改修費	10,068	9,246	8,188	10,672	11,664	11,664	11,664	12,656
介護予防支援	20,729	23,472	23,770	24,553	25,527	26,381	27,074	29,373
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	180	594	0	205	205	205	205	205
介護予防小規模多機能型居宅介護	716	895	881	886	887	887	887	887
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防給付費合計	133,611	156,737	159,093	168,196	174,562	178,908	183,287	199,815

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 第8期計画における標準給付費の推計

介護給付費及び介護予防給付費に、利用者負担の軽減を行う給付費（特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等及び高額医療合算介護サービス費等）及び国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加え、標準給付費を推計します。また、標準給付費に地域支援事業費を加え、サービス給付費総額を推計します。

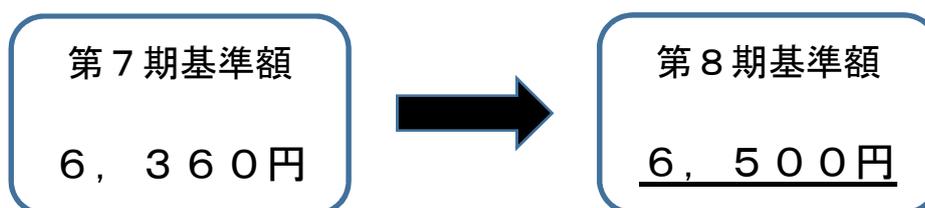
(単位：千円)

	第8期計画				令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	3年間計		
標準給付費						
介護給付費合計	5,961,175	6,117,969	6,212,704	18,291,848	6,287,449	6,947,974
介護予防給付費合計	168,196	174,562	178,908	521,666	183,287	199,815
特定入所者介護サービス費等給付額	179,741	164,882	167,605	512,228	171,335	195,705
高額介護サービス費等給付額	147,067	151,581	157,644	456,292	170,508	187,559
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,782	18,494	19,233	55,509	20,803	22,883
算定対象審査支払手数料	8,160	8,245	8,330	24,735	8,500	8,755
地域支援事業費						
介護予防・日常生活支援総合事業費	217,061	221,383	223,433	661,877	223,433	221,833
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	112,638	112,638	112,638	337,914	112,638	112,638
包括的支援事業（社会保障充実分）	23,237	23,237	23,237	69,711	23,237	23,237
サービス給付費総額	6,835,057	6,992,991	7,103,732	20,931,780	7,201,190	7,920,399

(4) 第8期計画における第1号被保険者の保険料基準額の算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間のサービス給付費総額をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

	第8期計画における数値
サービス給付費総額 (①)	20,931,780 千円
第1号被保険者負担割合 (②)	23%
調整交付金相当額 (③)	1,026,207 千円
調整交付金見込額 (④)	1,118,436 千円
介護給付費準備基金取崩額 (⑤)	350,000 千円
第8期保険料収納必要額 (⑥=①×②+③-④-⑤)	4,372,081 千円
予定保険料収納率 (⑦)	98.9%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑧)	56,673 人
年額保険料基準額 (⑥÷⑦÷⑧)	78,000 円
月額保険料基準額 (⑥÷⑦÷⑧÷12)	6,500 円



(5) 第8期計画における第1号被保険者の所得段階別保険料

本市の所得段階の設定においては、国の標準9段階に加え、市民税課税層を細分化することにより、より所得状況に応じた負担となるように調整を行いました。

この結果、本市の第8期の所得段階は、13段階（基準額は第5段階）となります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯 市民税非課税世帯で本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.3	1,950円	23,400円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.5	3,250円	39,000円
第3段階	市民税非課税世帯で第1、第2段階に該当しない	基準額×0.7	4,550円	54,600円
第4段階	市民税課税世帯で本人非課税かつ本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.9	5,850円	70,200円
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で本人非課税であり第4段階に該当しなかった	基準額×1.0	6,500円	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が40万円未満	基準額×1.1	7,150円	85,800円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が40万円以上120万円未満	基準額×1.2	7,800円	93,600円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	8,450円	101,400円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	9,750円	117,000円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上500万円未満	基準額×1.7	11,050円	132,600円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上800万円未満	基準額×1.9	12,350円	148,200円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.1	13,650円	163,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.3	14,950円	179,400円

※保険料額は、消費税による公費を財源とした、低所得者の介護保険料軽減強化後の保険料額です。

資 料 編

1 鳴門市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年3月27日条例第2号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置等）

第2条 別表執行機関等の欄に掲げる本市の執行機関等（執行機関及び企業局長をいう。以下同じ。）の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第3条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（公募による委員の選任）

第4条 執行機関等は、附属機関の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

（1）鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う附属機関

（2）委員に対し特に専門的な知識又は技能等を要求される附属機関

（3）前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる附属機関

（委員の再任）

第5条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

（補欠委員の任期）

第6条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の公開）

第7条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合を除き、これを公開するものとする。

（1）鳴門市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合

（2）公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、当該附属機関において会議を非公開とすると決定した場合

（会議開催の事前公表）

第8条 執行機関等は、会議の日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

（会議録の作成及び公開）

第9条 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

2 公開で行われた会議に係る会議録は、これを公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の
属する執行機関等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係) ※抜粋

執行機 関等	附属機関	担当事務	組織及び構成		
市長	鳴門市高齢者保 健福祉計画及び 介護保険事業計 画策定委員会	次に掲げる事項について審議 すること。 (1) 高齢者の現状及び高齢者 福祉事業を含む介護給付等 対象サービス実施の現状分 析に関する事項 (2) 高齢者福祉事業を含む介 護給付等対象サービス実施 の目標年次及び目標量の設 定に関する事項 (3) 高齢者福祉事業を含む介 護給付等対象サービス供給 体制の整備に関する事項 (4) その他鳴門市高齢者保健 福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会が必要と認 める事項	25人以 内	(1) 学識経験者 (2) 保健、医療及び 福祉関係者 (3) 被保険者 (4) 市の職員 (5) 市民団体等代 表者 (6) その他市長が 必要と認める者	諮問に係 る審議終 了まで

2 鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、これらの業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、審議に係る最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	団 体 等	備 考
1	うえ た ひろ ひさ 上 田 裕 久	一般社団法人徳島県作業療法士会 会長	
2	うぐいす はる お夫 鶯 春	公益社団法人徳島県理学療法士会 会長	
3	おお した なお き 大 下 直 樹	公益社団法人認知症の人と家族の会 徳島県支部 代表	
4	かじ もと あ ゆ み 楮 本 あゆみ	徳島県行政書士会 広報部長	
5	かわ ね まさ のり 川 根 正 則	一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部 支部長	
6	くろ だ けい こ子 黒 田 景 子	特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会 理事	
7	こう らい けい じ 高 麗 敬 司	鳴門市介護認定審査会 会長	
8	こ ばやし よし こ子 小 林 よし 子	公益社団法人徳島県栄養士会 専務理事	
9	さか い や よ い 酒 井 やよい	特定非営利活動法人ふれあい福祉の会山びこへるぷ 理事長	
10	た なか ひろ ゆき 田 中 弘 之	国立大学法人鳴門教育大学 副学長	委員長
11	なか もり よし あき 中 森 よし 昭	鳴門市歯科医師会 会長	
12	はやし か よ こ子 林 佳代子	市民代表（第2号被保険者）	公募委員
13	はり のり こ子 播 紀 子	徳島県徳島保健所 健康増進担当課長	
14	ふじ むら まつ お 藤 村 松 男	鳴門市老人クラブ連合会 会長 (鳴門市社会福祉協議会 副会長)	
15	ます おか みち よし 益 岡 道 義	鳴門市自治振興連合会 会長	副委員長
16	まつ もと く わ こ子 松 本 くわ 子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長 (鳴門市社会福祉協議会 副会長)	
17	み やけ とし かつ 三 宅 とし 勝	鳴門市 医療介護福祉統括官	
18	や の す み こ子 矢 の すみ 子	鳴門市婦人連合会 会長	
19	や べ たく や 矢 部 たく や	国立大学法人徳島大学 教授	
20	やま かみ あつ こ子 山 上 あつ 子	介護保険施設代表者	
21	よし だ しげ ひと 吉 田 しげ 仁	一般社団法人鳴門市医師会 会長	

第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）

発行年月：令和3年2月

発行：鳴門市

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

ホームページ <https://www.city.naruto.tokushima.jp/>

編集：鳴門市 健康福祉部 長寿介護課

TEL 088-684-1175 FAX 088-684-1321